

## 障害保健福祉関係主管課長会議日程

平成18年12月26日（火） 於 厚生労働省低層棟2階講堂

区 分	時 間	時 間 帯
（受 付）	（30）	（ 9：30～10：00）
障害保健福祉部長挨拶	10	10：00～10：10
① 障害者自立支援法の円滑な運用のための改善策及び19年度予算（案）等について（企画課）	25	10：10～10：35
② 利用者負担について（障害福祉課）	40	10：35～11：15
③ 障害福祉計画について（企画課）	5	11：15～11：20
④ システム関係について（企画課）	40	11：20～12：00
（昼 食）	（60）	12：00～13：00
⑤ 障害者自立支援対策臨時特例交付金の概要について（地域生活支援室）	20	13：00～13：20
⑥ 交付金に係る各事業実施事例について（企画課・障害福祉課・地域生活支援室）	80	13：20～14：40
（休 憩）	（20）	（14：40～15：00）
⑦ 交付金の事務手続きについて（地域生活支援室）	40	15：00～15：40
⑧ 質疑応答	80	15：40～17：00

※ 午前の部終了後（12時～）、障害者自立支援対策臨時特例交付金の当初配分額の内示書及び協議依頼書並びに地域生活支援事業の追加配分のお知らせ等がありますので、各都道府県の担当者は受付でお受け取りください。

## 障害保健福祉関係主管課長会議（平成18年12月26日）資料一覧

- 資料1-1 障害者自立支援法の円滑な運営のための改善策について
- 資料1-2 平成19年度障害保健福祉関係予算（案）の概要
- 資料2-1 利用者負担の更なる軽減【通所施設・在宅サービス利用者】
- 資料2-2 利用者負担の更なる軽減【障害児のいる世帯】
- 資料2-3 利用者負担の更なる軽減【入所施設・グループホーム・ケアホーム利用者】
- 資料3 障害福祉計画について
- 資料4 障害者自立支援給付支払事務等について
- 資料5 障害者自立支援対策臨時特例交付金の概要
- 資料6-1 平成18年度障害者自立支援対策臨時特例交付金の運営について（案）
- 資料6-2 障害者自立支援対策臨時特例交付金の実施に係る事務の流れ（案）
- 資料7 平成18年度障害者自立支援対策臨時特例交付金について（案）
- 資料8 障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策事業の実施方法について
- 資料9 障害者自立支援対策臨時特例交付金に係るQ&A
- 資料10 ○○（都道府）県障害者自立支援対策臨時特例基金条例(参考例)
- 資料11 障害者自立支援法特別対策スケジュール（12月～3月まで）
- 資料12 その他

参考資料① 地域生活支援事業に関するQ&Aの送付について

参考資料② 「住宅入居等支援事業（居住サポート事業）」と「あんしん賃貸支援事業」の連携について

参考資料③ 障害者自立支援法関係Q&A

# 障害者自立支援法の円滑な運営のための 改善策について

○ 障害者自立支援法は、地域移行の推進や就労支援の強化など、障害者が地域で普通に暮らせる社会の構築を目指すものであり、この改革を着実に定着させていくことが必要。

○ しかしながら、本改革が抜本的なものであることから、さまざまな意見が存在。こうした意見に丁寧に対応するため、法の枠組みを守りつつ、3年後の見直しまでの措置として、以下の3つの柱からなるもう一段の改善策を講じる。

【改善策の規模: 1, 200億円(国費)】

- ① 利用者負担の更なる軽減 (19年度当初、20年度当初:計240億円)
- ② 事業者に対する激変緩和措置 (18年度補正:300億円)
- ③ 新法への移行等のための緊急的な経過措置 (18年度補正:660億円)

※ ②及び③は、18年度補正で都道府県に基金を造成し、20年度まで事業を実施

## 1. 利用者負担の更なる軽減

### 現行制度の概要

自立支援法においては、1割負担について、所得に応じた負担の上限額を設定。その際、通所・在宅利用者及び障害児に対しては、社会福祉法人が提供するサービスを利用する場合に、上限額を2分の1に引き下げる措置を実施(平成20年度まで)

(参考1) 1割負担の上限額と通所・在宅利用者に対する社会福祉法人軽減

- ・ 市町村民税課税世帯(一般) 月37,200円→上限額の引下げなし
- ・ 市町村民税非課税世帯(低所得2) 月24,600円→2分の1軽減→12,300円(通所の場合は7,500円)
- ・ 年間収入80万円以下(低所得1) 月15,000円→2分の1軽減→7,500円

(参考2) 通所(平均事業費14.9万円)の場合の食費を含めた実際の利用者負担額

一般……………29,200円/月(1割負担14,900円+食費14,300円)  
低所得1、2…12,560円/月(1割負担7,500円+食費5,060円)

### 現行制度の課題

利用者負担を理由とする施設退所者は例外的な状況(※14府県のデータによれば、退所率は単純平均で0.39%)。しかしながら、現行の軽減措置には以下の課題あり。

① 在宅の場合、稼得能力のある家族と同居していることが多く、軽減の適用が少ない。

(参考) 入所では軽減(個別減免等)の適用を受けている者が68%に上るのに対し、在宅では24%

② 授産施設など工賃収入のある利用者について、「工賃より利用料(自己負担)が大きい」等の指摘。

(参考) 平均工賃額は15,000円(工賃額が数千円程度の利用者も多い。)

③ 障害児のいる世帯は、若年世帯が多く、在宅・施設を問わず、家庭の負担感が大きい。



## 軽減措置の内容

### I 通所・在宅利用者

#### ① 1割負担の上限額の引下げ(現行2分の1→4分の1)

※ 社会福祉法人による軽減という仕組みではなく、政令改正により、NPO法人の利用者などすべての利用者が負担能力に応じて軽減措置を受けられるようにする。

この結果、軽減を行った事業者の持ち出し(軽減額の一部を法人が負担していたもの)も解消される。

#### ② 軽減対象世帯の拡大

・ 収入ベースで概ね600万円まで(市町村民税の所得割10万円未満まで)拡大

※ 資産要件について、単身の場合は現行350万円から500万円まで、家族がいる場合は1,000万円まで拡大

(参考1) 1割負担の更なる軽減

- ・ 市町村民税課税世帯(所得割10万円未満の場合) 月37,200円→4分の1軽減→9,300円
- ・ 市町村民税非課税世帯(低所得2) 月12,300円【2分の1軽減】→4分の1軽減→6,150円  
(通所は月 7,500円【2分の1軽減】→4分の1軽減→3,750円)
- ・ 市町村民税非課税世帯(低所得1) 月7,500円【2分の1軽減】→4分の1軽減→3,750円

(参考2) 通所(事業費14.9万円)の場合の食費を含めた実際の利用者負担額

- ・ 一般(所得割10万円未満の場合)・・・29,200円/月→14,360円(※)
- ・ 低所得1、2・・・・・・・・・・・・・・・・・・12,560円/月→ 8,810円(※)

※いずれの場合も軽減により平均工賃15,000円を下回る負担に

## Ⅱ 障害児のいる世帯

① 1割負担の上限額の引下げ(現行2分の1→4分の1)(通所・在宅利用児童)

※ 通所・在宅利用者に対する軽減措置と同様の内容

② 軽減対象世帯の拡大(通所・在宅利用児童に加え、入所施設利用児童も対象)

・ 収入ベースで概ね600万円まで(市町村民税の所得割10万円未満まで)拡大

※ 資産要件については1,000万円まで拡大

### 【負担額の例】

○ 通所施設(事業費14.4万円)を利用する児童の場合(1割負担と食費)

・ 一般世帯(所得割10万円未満の場合)      28,700円 → 14,360円

・ 市町村民税非課税世帯                              9,040円 → 5,290円

## Ⅲ 入所利用者等

① 入所施設について、工賃引上げに対する意欲を更に高めるため、工賃が年間28.8万円(これを超えた部分の30%を含む)までは、定率負担と食費等の負担が全くかからないよう、工賃控除を徹底

※ 現行の工賃控除は1割負担について認められていたが、年間28.8万円(これを超えた部分の30%を含む)までは、食費等の負担もなくし、工賃全額が手元に残る仕組みとするもの。

併せて、グループホームについても、年間28.8万円までの工賃控除を導入

② 入所施設利用者の個別減免の資産要件を現行350万円から500万円に拡大

## 2. 事業者に対する激変緩和措置

### 激変緩和措置の考え方

自立支援法の施行後も全体としてサービスは着実に増加。

※ 事業者への支払いは、自立支援法の下で、サービスの利用がなくとも一定額を月単位で支払う仕組みから、利用実績に応じて日単位で支払う仕組みに変更。これにより、利用者は日々のサービスを選ぶことが可能に。

しかしながら、

- ① 通所事業者を中心に、報酬が日払いとなった結果、利用者が思うように確保できず減収が大きい事業者の支援や、
- ② 法施行に伴い新体系に挑戦するも保障のない新体系移行事業者への支援が必要

【給付費の伸び(4~7月)】

	対前年同月比
居宅サービス	+5.8%
通所(授産施設等)	△6.0%
入所	+2.7%
計	+1.6%

※ 6国民健康保険団体連合会によるデータ

### 措置の内容

- ① 旧体系において、従前報酬の80%保障を90%保障となるよう保障機能を強化する。併せて、旧体系から新体系に移行した場合の激変緩和措置(90%保障)も新たに設ける。
- ② 利用者が通所サービスをより利用しやすくするため、送迎費用を助成。
- ③ 入所施設の利用者が入院した場合の保障措置を強化(現行6日分を1か月間→8日分を最長3か月まで)する。

### 3. 新法への移行等のための緊急的な経過措置

#### 激変緩和措置の考え方

- ① サービス体系が抜本的に見直される中で、直ちには移行できない事業者を経過的に支援
  - ※ 小規模作業所（法定外施設）
    - 地域活動支援センター等
    - デイサービス及び精神障害者地域生活支援センター  
(本年9月までで廃止されたが、経過的な事業として平成18年度まで存続)
    - 生活介護などの新体系サービス
- ② ①を行う一方で、新法への移行についても丁寧に対応
- ③ 地域移行等を理念とする新体系サービスが始まったことに伴う需要に緊急的に対応

#### 措置の内容

- ① 新法に移行するまでの経過的な支援
  - ・ 直ちに移行するのが困難な小規模作業所に対し、従前と同水準(定額110万円)の補助を実施
  - ・ 従来のデイサービスや精神障害者地域生活支援センターが移行する(平成20年度)までの間、経過的に支援

## ② 新法への移行のための支援

- ・ ケアホームのバリアフリー化や既存施設が新法に移行する場合の改修、新体系における設備の更新、改修等〈ハード面の支援〉
- ・ 移行のためのコンサルタントの配置や専門家の派遣〈人的支援〉
- ・ 地域移行の推進(グループホームの立ち上げ経費への助成等)、重度訪問介護事業の人材確保等を含めた体制確保のための支援
- ・ 雇用、教育等との連携強化(就労支援のための実習受け入れ先の開拓、就労支援ネットワークの構築等)〈ソフト面の支援〉

## ③ 制度改正に伴う緊急的な支援

- ・ 障害児の早期発見・早期対応、障害児とその親のための交流の場の設置
- ・ 相談支援体制の充実強化のためのスーパーバイザー派遣
- ・ オストメイト(人工肛門・人工膀胱造設者)の社会参加促進のための基盤整備
- ・ 制度移行期に係る事業コスト増に対する助成
- ・ 制度改正の周知徹底のための広報啓発費 等

## 今後の取組

- 法の施行後、就労支援、地域移行などに関して、法の趣旨に沿った取組も見られるようになってきている。
- また、報酬の日払い化や1割負担の中で、利用者から選ばれるような事業展開を行う事業者も生まれつつある。

- 19年度予算案においては、全体的に厳しい財政事情の中で、障害福祉サービスとして、4,873億円と、11.4%の増額を確保。
- 引き続き、障害サービスの充実を図りつつ、こうした好事例を育てていくことにより、法の定着を目指す。

# 平成19年度障害保健福祉関係予算（案）の概要

～障害者自立支援法円滑施行特別対策の実施～

平成18年度予算額 8,131億円

平成19年度予算案 9,004億円

差引増▲減額 873億円

(対前年度伸率 10.7%増)

厚生労働省 障害保健福祉部

## ～障害者自立支援法円滑施行特別対策～

障害者自立支援法の着実な定着を図るため、平成20年度までの特別対策として、以下の3つの柱からなるもう一段の改善策を講じる。

【特別対策の規模】 1, 200億円

○ 平成19年度、20年度当初予算対応額 240億円

① 利用者負担の更なる軽減

○ 平成18年度補正予算(案)計上額 960億円

② 事業者に対する激変緩和措置 (300億円)

③ 新法への移行等のための緊急的な経過措置 (660億円)

※ ②、③を実施するため、都道府県に基金を造成

### 【改善策の内容】

① 利用者負担の更なる軽減

→ 負担感の大きい通所・在宅、障害児世帯を中心とした対策を実施

・ 通所・在宅 1割負担の上限額の引下げ(1/2→1/4)

軽減対象の拡大(収入ベースで概ね600万円まで)

※ 障害児については通所・在宅のみならず入所にも対象拡大を実施

・ 入所 工賃控除の徹底(年間28.8万円まで全額控除)

② 事業者に対する激変緩和措置

→ 日割り化に伴い減収している通所事業者を中心とした対策を実施

・ 旧体系 従前額保障の引上げ(80%→90%)

※ 旧体系から新体系へ移行する場合についても90%保障の創設

・ 通所事業者 送迎サービスに対する助成

③ 新法への移行等のための緊急的な経過措置

→ 直ちには移行できない事業者の支援と法施行に伴う緊急的な支援

・ 小規模作業所等に対する助成

・ 移行への改修等経費、グループホーム借上げのための初度経費の助成

・ 制度改正に伴うかかり増し経費への対応、広報・普及啓発等



# ～平成19年度予算（案）の概要～

## 1 障害者の自立した地域生活を支援するための施策の推進

### (1) 良質な障害福祉サービスの確保 4,473億円

ホームヘルプ、グループホーム、就労移行支援事業等の障害福祉サービスについて、障害福祉計画に基づき、各市町村において推進を図る。

また、居宅で生活する障害者が通所施設やホームヘルプ等のサービスを利用する場合に、利用者負担の更なる軽減を図る。

### (2) 障害児施設に係る給付費等 660億円

知的障害児施設等の障害児施設において、障害のある児童に対する保護・訓練を行うために必要な経費を確保する。

また、障害児の場合、保護者など家庭の負担が大きいといった事情に配慮し、利用者負担の更なる軽減を図る。

### (3) 障害者に対する良質かつ適切な医療の提供 1,383億円

障害者の心身の障害の状態の軽減を図るための自立支援医療（精神通院医療、更生医療、育成医療）等を提供する。

※生活保護受給者にかかる人工透析費用について、自立支援医療（更生医療）で対応

### (4) 地域生活支援事業の実施 400億円

障害者のニーズを踏まえ、市町村において移動支援や地域活動支援センターなど障害者の地域生活を支援する事業を実施する。

#### ○市町村事業

相談支援、コミュニケーション支援、日常生活用具給付等、移動支援、地域活動支援センター 等

#### ○都道府県事業

専門性の高い相談支援、広域的支援、サービス提供者等の育成 等

## (5) 工賃倍増計画の推進（新規）

5億円

福祉施設で働く障害者の工賃を、平成23年度末までに現在の水準から倍増させることを目標とする「工賃倍増計画」を各都道府県が策定し、その達成のために必要な施策の促進を図る。

## (6) 障害者自立支援法の着実な施行の推進

88億円

### ○障害者保健福祉推進事業

25億円

障害者の保健福祉の推進に必要な先駆的・革新的なモデル事業に対する助成。

### ○障害者就労訓練設備等整備事業

24億円

既存の障害者施設等が就労移行支援等の新たな障害福祉サービスを実施するために必要な設備等を整備する場合の助成。（定額補助）

## 2 発達障害者支援施策の拡充

9. 6億円

※他局計上分含む。

### (1) 発達障害者支援開発事業の創設（新規） 5. 2億円

既存の資源を活用して発達障害のある子供の成長に沿った一貫した支援ができるよう発達障害者支援のモデル事業を実施し、発達障害者への有効な支援手法を開発・確立する。

### (2) 発達障害情報センター（仮称）の創設（新規） 500万円

発達障害に関する知見を集積し、全国の発達障害者支援機関への情報提供を行うとともに、発達障害に関する情報の幅広い普及啓発活動を行うため、「発達障害情報センター（仮称）」を設置する。

### (3) 発達障害研修事業の充実 180万円

発達障害施策に携わる職員に対する研修を行い、各支援現場等における対応の充実を図る。

### (4) 発達障害者支援センター運営事業の推進

各都道府県・指定都市に設置する発達障害者支援センターにおいて、発達障害者やその家族などに対して、相談支援、発達支援、就労支援及び情報提供などを行う。  
（地域生活支援事業（400億円）の内数）

### (5) 発達障害に関する調査研究

発達障害者のサービスニーズなどの発達障害者に係る状況の把握、診断・治療の向上のための研究を行う。  
（厚生労働科学研究費「こころの健康科学研究経費（20億円）」の内数）

### 3 障害福祉サービス提供体制の整備

90億円

※保護施設等の整備費分を含む。

生活介護、自立訓練、就労移行支援等の障害者の日中活動に係る事業所の整備を計画的に促進するため、社会福祉施設等施設整備費において、必要な経費を確保する。(社会・援護局一括計上)

### 4 障害者に係る手当等の給付

1,257億円

特別児童扶養手当、特別障害者手当等に必要な経費を確保する。

### 5 自殺対策を含む地域精神保健福祉施策の推進

10億円

※他局計上分含む。

#### (1) 自殺予防総合対策センター機能の充実をはじめとする自殺対策の推進

「自殺予防総合対策センター」の機能を充実し、総合的な自殺対策を実施する体制を整備するとともに、地域・職域において、相談体制の整備、自殺防止のための啓発、自殺問題に関する調査研究の推進などの自殺対策の充実を図る。

#### (2) こころの健康づくり対策の推進

思春期児童の心のケアの専門家やPTSD(心的外傷後ストレス障害)専門家の養成研修を行い、精神保健福祉センター、病院、保健所等で専門相談等を取り入れ、各機関での精神保健活動の充実を図る。

## 6 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に関する 医療体制の整備

150億円

※他局計上分含む。

心神喪失者等医療観察法を適切に施行するため、引き続き、指定入院医療機関の確保を図るとともに、医療従事者等の研修を行うなど医療の提供体制の整備を推進する。

# 利用者負担の更なる軽減

【通所施設・在宅サービス利用者】

# 通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置の拡充について

○ **通所施設・在宅サービス利用者**に対する負担軽減措置について、在宅の方の場合、稼得能力のある家族と同居していることが多く、軽減の適用が少ないといった課題や、授産施設など工賃収入のある通所者について、「工賃より利用料が大きい」との指摘があることを踏まえ、次の措置を講じる。(平成19年度実施)

① **1割負担の上限額の引下げ**(現行2分の1→**4分の1**)

② **軽減対象世帯の拡大**

- ・ **収入**ベースで概ね**600万円**(市町村民税の所得割10万円(注))まで拡大
- ・ **資産**ベースで**単身の場合500万円まで、家族が同居している場合1,000万円まで**拡大

※ 社会福祉法人による軽減という仕組みではなく、政令改正により、NPO法人の利用者などすべての利用者が負担能力に応じて軽減措置を受けられるようにする。これにより、軽減を行った事業者の持ち出しも解消する。

	現行	平成19年度	平成20年度 (経過措置終了)
軽減内容	上限額の1/2	上限額の <b>1/4</b> ※通所施設の場合、「低所得2」は「低所得1」と同額(3,750円)	
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 低所得1</li> <li>・ 低所得2</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年間収入150万円以下</li> <li>・ 資産350万円※以下</li> <li>※ 一の世帯員の増ごとに100万円増</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 低所得1</li> <li>・ 低所得2</li> <li>・ <b>一般(所得割10万円(注)未満)</b> ※1 収入ベースで概ね600万円まで ※2 食費についても負担軽減</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>収入要件の撤廃</b></li> <li>・ <b>資産500万円(単身)、1,000万円(家族同居)以下</b></li> </ul>	
実施主体	市町村(補助事業)	市町村(給付費)	
事業者	社会福祉法人	<b>NPO法人などすべての事業者を対象</b>	

(注) 入所施設利用者の負担軽減措置の適用状況(利用者全体の68%)とのバランスを考慮し、設定。  
 税制改正(三位一体改革による税源移譲等)の影響により、平成19年7月以後は、所得割の額は16万円となる。

# 通所施設・在宅サービス利用者の利用者負担の軽減について

## 知的障害者授産施設通所者のケース

平均事業費 約14.9万円

~H18. 3月 支援費制度	H18. 4月~ 障害者自立支援法	定率1割負担 (軽減前の額)	食費負担 (軽減前の額)
一般(課税世帯) 0円~26,500円	29,200円	14,900円	14,300円
低所得2 0円	12,560円 (29,200円)	7,500円 (14,900円)	5,060円 (14,300円)
低所得1 0円	12,560円 (29,200円)	7,500円 (14,900円)	5,060円 (14,300円)

## 見直し後

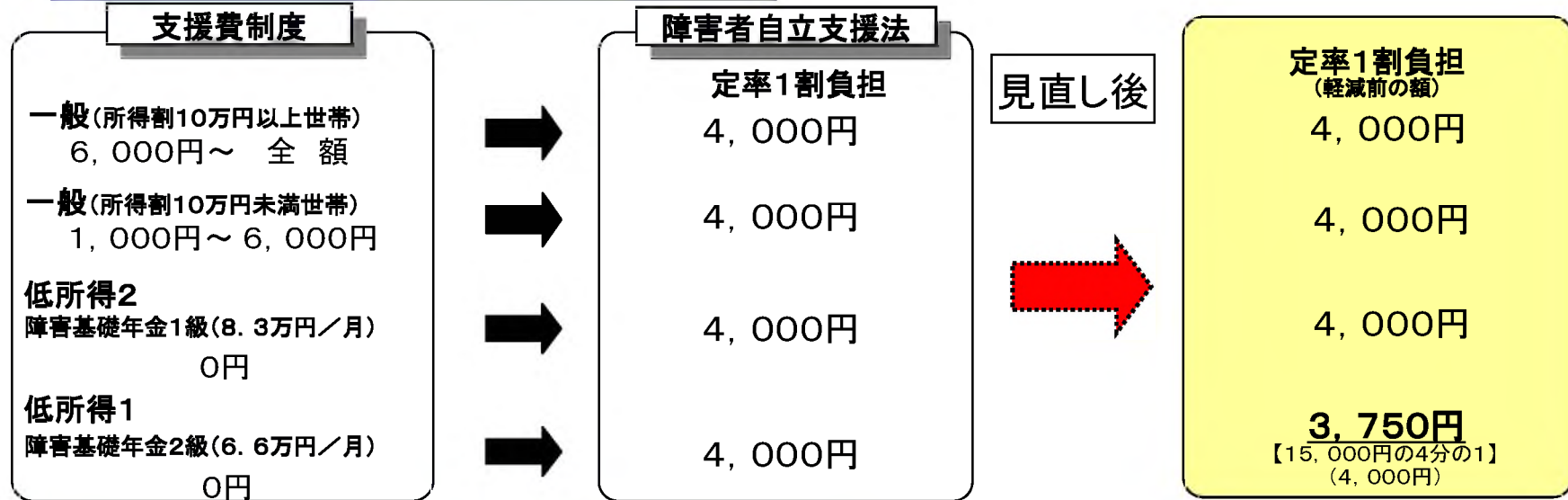
軽減措置の対象を中間所得者層まで拡大し、月額上限を原則4分の1に軽減

支援費制度	障害者自立支援法	定率1割負担 (軽減前の額)	食費負担 (軽減前の額)
一般(所得割10万円以上世帯) 0円~26,500円	29,200円	14,900円	14,300円
<u>一般(所得割10万円未満世帯)</u> 0円~26,500円	<u>14,360円</u> (29,200円)	<u>9,300円</u> 【37,200円の4分の1】 (14,900円)	<u>5,060円</u> (14,300円)
低所得2 0円	<u>8,810円</u> (29,200円)	<u>3,750円</u> 【低所得1と同額】 (14,900円)	5,060円 (14,300円)
低所得1 0円	<u>8,810円</u> (29,200円)	<u>3,750円</u> 【15,000円の4分の1】 (14,900円)	5,060円 (14,300円)

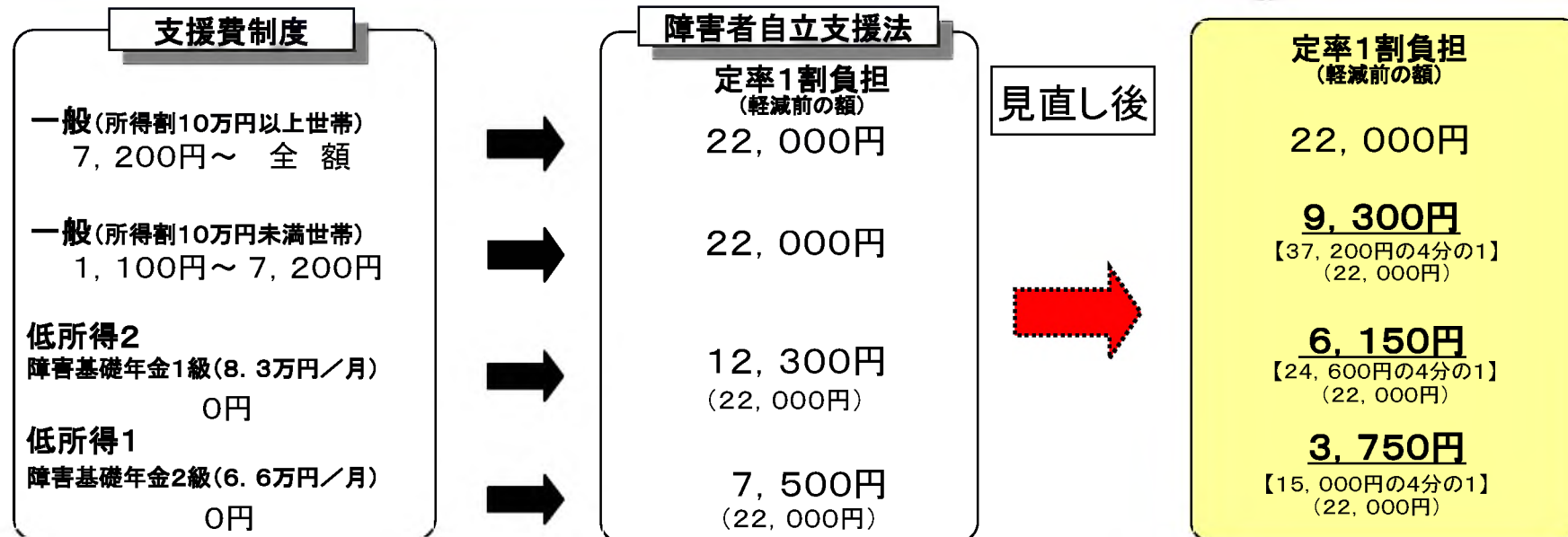


# ホームヘルプ利用者のケース

・月10時間(身体介護)(事業費約4万円)



・月125時間(日常生活支援)(事業費約22万円)



軽減措置の対象を中間所得者層まで拡大し、月額上限を4分の1に軽減

# 工賃と利用料の関係について

## 考え方

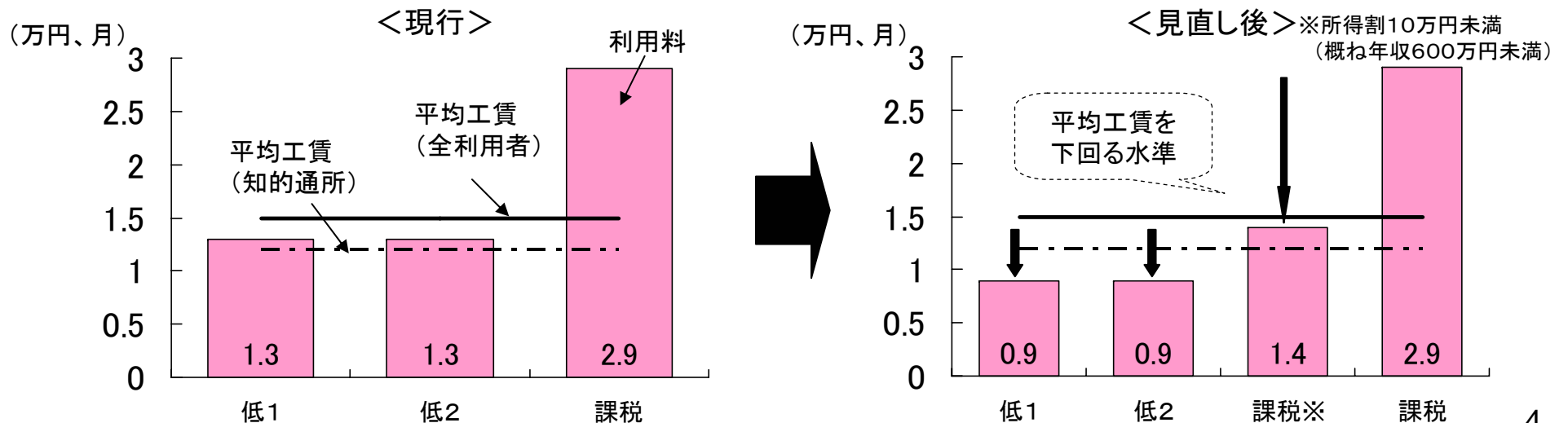
- 授産施設などにおいて、「障害者の利用料が工賃を上回るのは問題」との指摘。
- これについては、利用者は、働いているだけでなく、福祉サービスを受けていることから、食費を含め一定の利用料をご負担いただく必要があるもの。このため、両者は単純に比較できるものではなく、こうした指摘に対しては、まずは工賃の引上げにより対応すべき。
- しかしながら、現実問題として、工賃引上げの効果はすぐには現れないことから、上記のような問題にも対応しつつ、激変緩和の観点から、更なる負担軽減を図る。

## 軽減措置の内容

**通所施設利用者の1割負担**について、一部の課税世帯を含め、**上限額を4分の1**

→ これにより、利用料(食費負担を含む)は、平均工賃(15,000円)以下の水準

(特に低所得者については、平均工賃の低い知的通所授産施設(12,000円)以下の水準)



## 税制改正による「所得割10万円未満」の対象範囲の変化

- 今般の通所・在宅利用者に対する軽減措置(4分の1軽減)においては、入所施設利用者の負担軽減措置の適用状況とのバランスを考慮し、「所得割10万円未満」まで対象世帯を拡大することとしている。
- この「所得割10万円未満」の水準については、平成19年度における地方への税源移譲(所得税額が減少する一方、住民税額が増額するもの)等に伴い、同年7月以降の収入認定時から、「所得割16万円未満」に変更することが必要となる。

(参考)収入額に応じた市町村民税所得割額の税制改正の影響(粗い試算)

収入額	所得割額(平成18年度)	所得割額(平成19年度)
約350万円	約2万円	約4万円
約450万円	約4万円	約8万円
約600万円	約10万円	約16万円

- この場合、平成19年4月から6月までに「所得割10万円未満」の所得の認定を受けた者については、7月に新たな課税情報により再度の認定を受けることが必要となるが、利用者の利便性や自治体の事務負担に配慮し、改めての認定は要さず、最長、平成20年6月までは当初認定時の申請資料(平成18年度の課税状況資料)を用いて認定して差し支えないこととする。

(注) 上記の取扱いは、障害児施設(入所・通所)についても同様である。

# 軽減措置の資産要件の緩和について

## ○ 現行

### 【単身の場合】

350万円以下 ※ 個別減免(施設入所者)の資産要件と同額

### 【家族が同居している場合】

350万円に、世帯員が一人増えるごとに100万円を追加して得た額以下

## ○ 見直し後

### 【単身の場合】

500万円以下 ※ 個別減免(施設入所者)の資産要件も同様に緩和

### 【家族が同居している場合】

1,000万円以下

(参考)家計の金融資産の保有状況

- ・ 平均保有額: 1,073万円
- ・ 単身世帯の平均保有額: 470万円

(「家計の金融資産に関する世論調査」(平成18年金融広報中央委員会))

## 訪問系サービスと日中活動サービスを併用する場合の上限額について

- 「低所得2」に該当する者については、今般の「4分の1軽減」により、
  - ① 訪問系サービスのみを利用する場合は、6,150円
  - ② 日中活動サービスのみを利用する場合は、3,750円
 が上限額となるが、両サービスを併用する場合の上限額は、これまで上限額の高い方を上限額とする取り扱いとしてきたことを踏まえ、6,150円とする。
  
- ただし、日中活動サービスと「短期入所」(注)を併用する場合には、短期入所の単発利用や念のための支給決定によって、日中活動サービスの実質的な負担が増えることのないよう、3750円を上限とする。

(注) これまで短期入所については、軽減メリットを受けるケースが少ないと考えられること等から、「社会福祉法人軽減」の対象外としてきたところであるが、今般の「4分の1軽減」は、上限額そのものを引き下げるものであることから、軽減対象者が短期入所を利用すれば自ずと軽減対象となることを踏まえ、短期入所についても軽減対象とすることとしている。

### <訪問系サービスと日中活動サービスを併用する場合の上限額>

サービス	4分の1軽減後の上限額	
	単独利用の場合	訪問・日中併用の場合
児童デイサービス、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、通所による指定旧法施設支援、通所による指定障害児施設支援	3,750円	6,150円
居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、重度障害者等包括支援、20歳未満の施設入所者に係る障害児施設支援等	6,150円	※ 短期入所の場合は3,750円

# 利用者負担の更なる軽減

【障害児のいる世帯】

## 障害児のいる世帯の利用者負担の見直しについて

○ 障害児のいる世帯の負担軽減措置について、保護者など家庭の負担が大きいといった事情に配慮し、次の措置を講じる。(平成19年度実施)

- ① 1割負担の上限額の引下げ(現行2分の1→4分の1)(通所施設・在宅サービス利用児童)
- ② 軽減対象世帯の拡大(通所施設・在宅サービス利用児童に加え、入所施設利用児童も対象)
  - ・ 収入ベースで概ね600万円(市町村民税の所得割10万円(注))まで拡大
  - ・ 資産ベースで1,000万円まで拡大

※ 社会福祉法人による軽減という仕組みではなく、政令改正により、NPO法人の利用者などすべての利用者が負担能力に応じて軽減措置を受けられるようにする。これにより、軽減を行った事業者の持ち出しも解消する。

	現行	平成19年度	平成20年度 (経過措置終了)
軽減内容	上限額の1/2	<u>上限額の1/4(通所施設・在宅サービス)</u> ※1 通所施設の場合、「低所得2」は「低所得1」と同額(3,750円) ※2 入所施設の場合、上限額の1/2 ※3 医療型施設の場合、福祉部分の負担を同様に引下げ	
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 低所得1</li> <li>・ 低所得2</li> </ul> ※ 食費等の実費負担は、一般(所得割2万円未満)まで軽減(通所施設・在宅サービスは学齢期前まで)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 低所得1</li> <li>・ 低所得2</li> <li>・ <u>一般(所得割10万円(注)未満)</u> ※ 収入ベースで概ね600万円まで</li> </ul> ※ 食費等の負担軽減についても同様に拡大(通所施設・在宅サービスは学齢期以後も対象)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>収入要件の撤廃</u></li> <li>・ <u>資産1,000万円以下</u></li> </ul>
実施主体	都道府県等(補助事業)	都道府県等(給付費)	
事業者	社会福祉法人	NPO法人などすべての事業者を対象	

(注) 税制改正(三位一体改革による税源移譲等)の影響により、平成19年7月以後は、所得割の額は16万円となる。

# 障害児のいる世帯の利用者負担の軽減について

## 1. 通所(障害児施設(福祉型))のケース

~H18. 9月 措置費制度	H18. 10月~ 児童福祉法(契約制度)	平均事業費 約14.4万円	
一般(所得割2万円以上世帯) 4,500円~全額	28,700円	定率1割負担 (軽減前の額) 14,400円	食費負担 (軽減前の額) 14,300円
一般(所得割2万円未満世帯) 2,200円/3,300円	20,384円 (28,700円)	15,324円※	5,060円 (14,300円)
低所得2 1,100円	9,040円 (28,700円)	7,500円 (14,400円)	1,540円 (14,300円)
低所得1 1,100円	9,040円 (28,700円)	7,500円 (14,400円)	1,540円 (14,300円)

※食費軽減分の9,240円の1割が利用者負担に上乗せになる

## 見直し後

軽減措置の対象を中間所得者層まで拡大し、月額上限を原則4分の1に軽減

※ 学齢期以後も対象

措置費制度	児童福祉法(契約制度)	定率1割負担 (軽減前の額)	食費負担 (軽減前の額)
一般(所得割10万円以上世帯) 14,500円~全額	28,700円	14,400円	14,300円
<u>一般(所得割10万円未満世帯)</u> 2,200円~14,500円	<u>14,360円</u> (28,700円)	<u>9,300円</u> 【37,200円の4分の1】 (14,400円)	5,060円 (14,300円)
低所得2 1,100円	<u>5,290円</u> (28,700円)	<u>3,750円</u> 【低所得1と同額】 (14,400円)	1,540円 (14,300円)
低所得1 1,100円	<u>5,290円</u> (28,700円)	<u>3,750円</u> 【15,000円の4分の1】 (14,400円)	1,540円 (14,300円)



## 2. 入所(障害児施設(福祉型))のケース

※18歳未満

平均事業費 約18.6万円

### ～H18. 9月 措置費制度

一般(所得割2万円以上世帯)  
9,000円～全額  
一般(所得割2万円未満世帯)  
4,500円/6,600円  
低所得2  
2,200円  
低所得1  
2,200円

### H18. 10月～ 児童福祉法(契約制度)

45,000円  
(76,600円)  
19,600円  
(76,600円)  
13,300円  
(76,600円)  
8,500円  
(73,000円)

定率1割負担  
(軽減前の額)  
18,600円  
18,600円  
12,300円  
(18,600円)  
7,500円  
(15,000円)

食費等負担  
(軽減前の額)  
26,400円  
(58,000円)  
1,000円  
(58,000円)  
1,000円  
(58,000円)  
1,000円  
(58,000円)

### 見直し後



**軽減措置の対象を中間所得者層まで拡大  
(月額上限を2分の1+食費等の負担軽減)**

### 措置費制度

一般(所得割10万円以上世帯)  
18,700円～全額  
**一般(所得割10万円未満世帯)**  
9000円～18,700円  
一般(所得割2万円未満世帯)  
4500円/6,600円  
低所得2  
2,200円  
低所得1  
2,200円

### 児童福祉法(契約制度)

45,000円  
(76,000円)  
**19,600円**  
(76,600円)  
19,600円  
(76,600円)  
13,300円  
(76,600円)  
8,500円  
(73,000円)

定率1割負担  
(軽減前の額)  
18,600円  
18,600円  
**【37,200円の2分の1】**  
18,600円  
**【37,200円の2分の1】**  
12,300円  
(18,600円)  
7,500円  
(15,000円)

食費等負担  
(軽減前の額)  
26,400円  
(58,000円)  
**1,000円**  
(58,000円)  
1,000円  
(58,000円)  
1,000円  
(58,000円)

# 利用者負担の更なる軽減

【入所施設・グループホーム・ケアホーム利用者】

## 入所施設における工賃控除の見直しについて

○ 現在、入所施設については、工賃が年間28.8万円まで手元に残るよう工賃控除を行っているが、現行の仕組みは、定率負担について控除を認めているものであり、食費・光熱水費については、工賃の半額を負担(最大で月1.7万円まで)することとしている。

※ 工賃が月2.4万円(年間28.8万円)の障害基礎年金2級受給者の場合、食費・光熱水費が月1.2万円かかり、工賃として、手元に残るのは月1.2万円となる(このほか、年金分として月2.5万円が手元に残る)。

○ 今般、施設入所者の工賃引上げに対するインセンティブを更に高めるため、工賃が年間28.8万円(これを超えた部分の30%を含む)までは、定率負担と食費・光熱水費の負担がまったくかからないよう、工賃控除を徹底する。(平成19年度実施)

※ 改正後の個別減免又は補足給付の算定に際しては、本年10月の支給決定の際に使用した課税状況、収入、資産等の挙証資料等を用いることとして差し支えない。

## 工賃控除による負担額及び手元金の変化(現行) (障害基礎年金2級受給者のケース)

- 現行の工賃控除は、定率負担について認めているものであり、食費・光熱水費については、工賃の半額を負担(最大で月1.7万円まで)する仕組みとなっている。
- このため、工賃が月2.4万円(年間28.8万円)の場合、食費・光熱水費が月1.2万円かかることから、工賃がそのまま手元に残らない。

<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px 15px;">年間28.8万円</div> <div style="text-align: right;">(月額)</div> </div>				
工賃①	1万円	2.4万円	4万円	4万円超
定率負担分②	0円	0円	0円	【負担発生】
食費等負担分③	0.5万円	1.2万円	1.7万円 (全額負担)	1.7万円 (全額負担)
食費等負担後の 手元金 (①-②-③)	0.5万円	1.2万円	2.4万円	2.4万円以上
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px 15px;">年間14.4万円</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px 15px;">年間28.8万円</div> </div>				

※ 手元金については、上記の額に加えて、月2.5万円(年金部分)が手元に残る。

## 工賃控除による負担額及び手元金の変化(見直し後) (障害基礎年金2級受給者のケース)

- 食費・光熱水費について、年間28.8万円(これを超えた部分の30%を含む)までの工賃控除を認める。
- これにより、工賃が月2.4万円(年間28.8万円)の場合、食費・光熱水費の負担はなく、工賃が全額手元に残る。

		年間28.8万円		
		↑		
工賃①	1万円	2.4万円	2.4万円超	4万円
定率負担分②	0円	0円	【負担発生】	0.6万円
食費等負担分③	0円	0円	【負担発生】	0.6万円
食費等負担後の 手元金 (①-②-③)	1万円	2.4万円	2.4万円以上	2.8万円
		↓		
		年間28.8万円		

(月額)

※ 手元金については、上記の額に加えて、月2.5万円(年金部分)が手元に残る。

# 入所施設における工賃控除の算定式

(障害基礎年金2級受給者のケース)

## ○ 現行

定率負担： $(\text{工賃} - \text{控除額※}) \times 50\%$

食費・光熱水費：月4. 1万円＋工賃  $\times 50\%$  ← 控除なし

※ 現行の控除額(定率負担のみ)

工賃が月4万円以下の場合・・・全額 ※工賃が月3千円以下の場合には、3千円

工賃が月4万円を超える場合・・・4万円

## ○ 見直し後

定率負担： $(\text{工賃} - \text{控除額※}) \times 50\%$

食費・光熱水費：月4. 1万円＋ $(\text{工賃} - \text{控除額※}) \times 50\%$

※ 見直し後の控除額(定率負担と食費・光熱水費)

工賃が月2. 4万円以下の場合・・・全額 ※工賃が月3千円以下の場合には、3千円

工賃が月2. 4万円を超える場合・・・ $2. 4万円 + (\text{工賃} - 2. 4万円) \times 30\%$

## グループホーム・ケアホームにおける工賃控除の創設について

- グループホーム・ケアホームについては、月3千円の定額控除に加え、控除後の額の15%（※入所施設の場合、控除後の額の50%）の負担としており、一定の配慮措置が講じられていることから、本年10月の工賃控除見直しの際には、特段の措置を講じなかったところ。
- しかしながら、今般、通所施設・在宅サービスにおいて、上限額の引下げなど更なる負担軽減を図るほか、入所施設においても、工賃控除の仕組みを見直すこととしていることに鑑み、利用者間の公平性の観点から、グループホーム等についても軽減措置を拡充する。
- 具体的には、グループホーム等においては、入所施設と同様、「個別減免」により負担軽減を図る仕組みとしていることから、定率負担について、入所施設と同様に年間28.8万円までの工賃控除を導入する。（平成19年度実施）

### <グループホーム等の工賃控除>

	控除額	控除後の負担率
現行	3,000円 ※ 工賃額にかかわらず定額控除	
見直し後	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 工賃が月2.4万円以下の場合 全額 ※ 工賃が月3,000円以下の場合、3,000円</li> <li>○ 工賃が月2.4万円を超える場合 2.4万円+(工賃-2.4万円)×30%</li> </ul>	控除後の額が <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4万円までは15%</li> <li>・ 4万円を超える部分は50%</li> </ul>

## 工賃控除後の負担率について

### ○ 現行の考え方

グループホーム・ケアホームの入居者の平均的な工賃収入で、グループホーム等の標準的な利用料(約6千円)を賄える水準

$$\begin{array}{ccc} \text{約4万円} & \times \text{15\%} & = & \text{約6,000円} \\ \text{(グループホーム等の工賃)} & \text{(負担率)} & & \text{(グループホーム等の利用料)} \end{array}$$

### ○ 見直し後の考え方

- ① 控除額で、グループホーム等の平均的な家賃負担額(約4万円)を、
- ② 控除後の工賃収入で、グループホーム等の標準的な利用料(約6千円)を賄える水準

※ この場合の工賃は、現在の平均工賃の倍の水準(約8万円)

① 控除額

$$2.4\text{万円} + (8\text{万円} - 2.4\text{万円}) \times 30\% \doteq 4\text{万円}$$

② 控除後の工賃収入

$$8\text{万円} - 4\text{万円} = 4\text{万円}$$



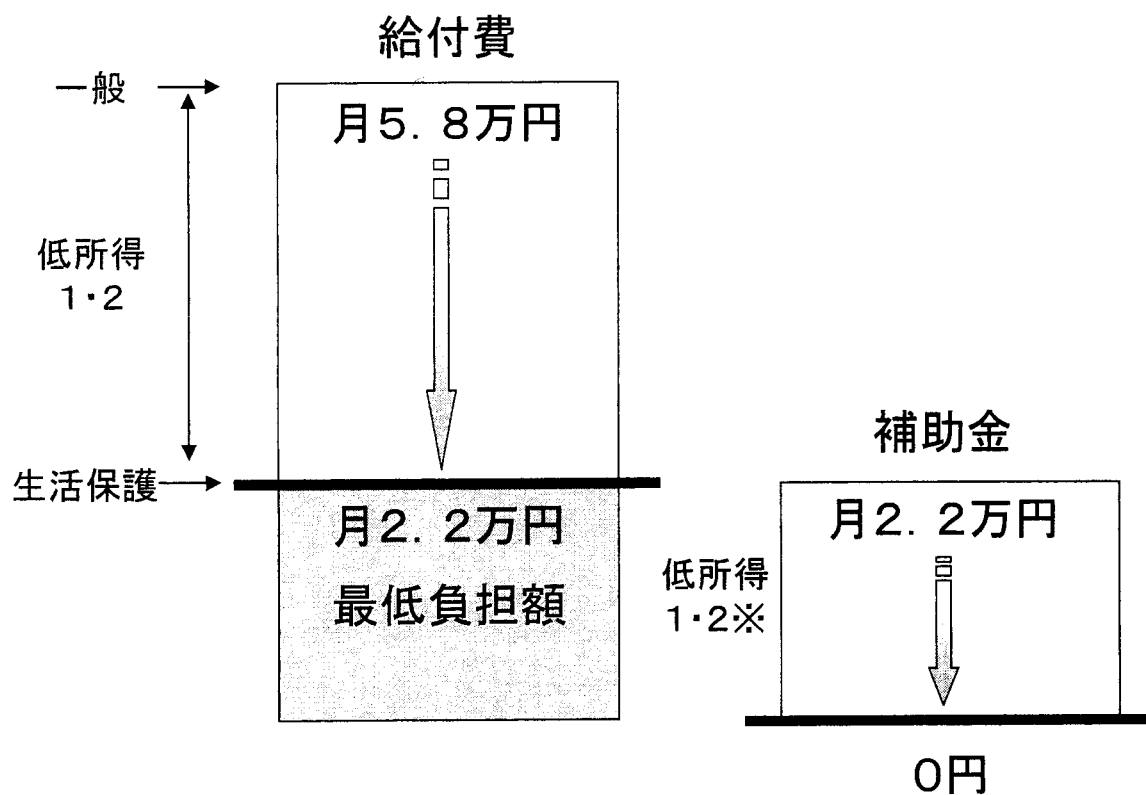
## 施設入所者の食費等負担に対する社会福祉法人軽減について

- 現在、施設入所者の食費等負担については、月3.6万円までの補足給付がなされている(食費等負担は、月5.8万円から2.2万円に軽減)が、食費等の負担をすることにより要保護状態となる場合には、社会福祉法人による軽減として、さらに負担を免除する措置が講じられている。
- 今般、同様に社会福祉法人軽減措置である定率負担の上限額引下げが、給付費(義務的経費)による措置に位置付けられることを踏まえ、食費等負担の減免についても給付費(義務的経費)による措置に改める。
- その際、現行の仕組みには、生活保護の場合の食費等負担(月2.2万円)より、要保護状態となる場合の負担(0円)が低くなるという問題があることから、これを解消するため、補足給付について月5.8万円まで支給することとする(これにより、生活保護の場合の食費等負担は0円)。

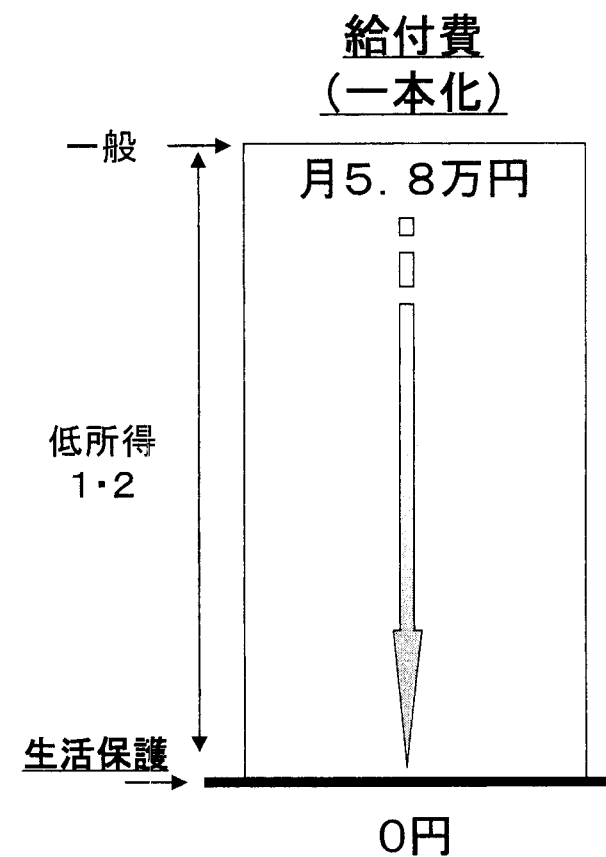
(注)定率負担について、負担上限額を0円にしてもなお要保護状態である場合であって、あくまでも本人に生活保護を受給する意思がないことが確認でき、自立支援法による減免のみを受けたいことを希望した場合には、負担を免除して差し支えないこととしている(平成18年9月13日付け障害者自立支援法関係Q&A)ことを踏まえ、食費等の負担についても、これと同様の取扱いとして差し支えないこととする。

# 食費等負担の減免措置の見直しのイメージ

< 現行の負担減免の仕組み >



< 見直し後 >



※ 2.2万円を負担することにより要保護状態となる場合

# 障害福祉計画について

平成18年12月26日

## 障害福祉計画推進のためのフォローアップと今後の自治体支援策

### ◎ ポイント1 : 障害福祉計画のフォローアップについて

時 期	主 な 事 項	説 明 事 項 等
19. 1	▷「中間報告」提出	▶「中間報告(数値目標・サービス見込量)」を国へ提出
19. 3	▷計画策定完了	
19. 4月以降	▷「最終報告」提出依頼 ▷都道府県障害福祉計画の提出  ▷指定障害福祉サービス及び指定障害者支援施設利用者に係る受給者証記載事項の変更報告書様式案の提示	▶「中間報告」に準じた様式での最終報告の提出と法第89条第6項に基づく、国への都道府県障害福祉計画の提出(提出時期等は別途連絡)  ▶障害福祉計画においては、地域生活移行や一般就労移行などについて、その状況を逐次把握する必要があることから、基準省令の契約支給量の報告等に基づき、受給者の異動等について、事業者から市町村へ報告を求めることとしており、その報告書の様式案を別途提示する予定  (別紙:基準省令(抜粋)参照)

※上記は現時点での予定であり、今後、変更があり得る

## 別紙

- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準  
(平成18年9月29日厚生労働省令第171号) 抜粋

(契約支給量の報告等)

第10条

第3項

指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対し遅滞なく報告しなければならない。

第4項

前3項の規定は、受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

- 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準  
(平成18年9月29日厚生労働省令第172号) 抜粋

(契約支給量の報告等)

第8条

第3項

指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対し遅滞なく報告しなければならない。

第4項

第1項から前項までの規定は、受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

## ◎ ポイント2 : 計画推進のための自治体支援策について

※平成19年度においては、下記のとおり支援等を実施予定

### 1. 「障害福祉計画事例集(実践編)」の作成

▶障害福祉計画の実践に関し、全国の先進的な取組事例や「障害者自立支援調査研究プロジェクト」における研究成果等を収集・取りまとめた「事例集」を作成する

### 2. 「障害福祉計画推進セミナー」(仮称)の開催

▶先進的な取組事例や今後の計画推進等についてのセミナーを開催

### 3. 全国ブロック会議の開催(順次)

▶法の本格施行1年を契機として、全国のブロックごとに障害福祉計画の推進をテーマとする会議を開催

### 4. その他、各種会議・セミナーの開催

▶上記のほか、「相談支援」「就労支援」「退院促進事業」「地域生活移行」などテーマをばった会議・セミナー等の開催を企画・検討

※上記は現時点での予定であり、今後、変更があり得る

## 【障害福祉計画関係Q & A】

地方自治体から提出された主な質問事項等について、現段階の考え方を整理したもの。

質問の内容	現段階での考え方
各都道府県並びに各市町村において障害福祉計画を作成する際に、国の示した「基本指針」に定められている事項を必ず定めなければならないか。	各市町村並びに各都道府県が障害福祉計画を作成するにあたっては、障害者自立支援法第88条第2項並びに第89条第2項において定められている事項は当然定めなければならないほか、同条第1項において国の定める基本指針に即して計画を作成するよう定められていることから、基本指針に定められている事項に即して定めるものとする。
市町村が基本指針に定められた事項を計画に盛り込んでいない場合に、障害者自立支援法第88条第7項並びに第90条第1項を根拠として、都道府県は市町村に対して意見等を行うことは可能か。	市町村が障害福祉計画を作成するにあたっては、障害者自立支援法第88条第2項において定めることとされている事項を定めるほか、国の定める基本指針に即して計画を作成するよう定められている。 そのため、都道府県は市町村が法律に定められた事項を定めていない場合や基本指針に即していない計画を定めた場合、障害者自立支援法第88条第7項並びに第90条第1項を根拠として基本指針に即した計画を作成するよう意見や助言を行うことができる。
障害福祉計画に係る数値目標については、基本指針に定めるほか、各自治体が独自の数値目標を設定することは可能か。	各自治体の創意工夫により、独自の数値目標を設定することは可能である。
福祉施設から一般就労への移行等に関する数値目標の設定に関して、「一般就労」の定義とはどのようなものか。	「一般就労」とは、雇用契約に基づいて企業等に就職すること及び在宅就労することをいう。

# 障害者自立支援給付支払事務等について

平成18年12月26日

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部



# 障害者自立支援給付支払システムについて

## 《導入の目的》

- 障害福祉サービス費について、市町村の支払事務の効率化と平準化を図るため、介護保険制度に倣い、国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）に支払事務の委託を進めることとしている。
- 国保連合会への支払事務の委託に当たり、障害福祉サービス費について全国共通の支払システム（以下「支払システム」という。）を導入することにより、市町村の支払事務の効率化・平準化のみならず、全市町村・事業者とのネットワークの形成により、新たに全国決済が可能となるほか、地域移行等の進捗状況・成功事例の把握等様々なデータの収集分析が可能となる。
- これにより、障害福祉に関する市町村業務について、エビデンスに基づく行政への転換を支援し、もって、障害福祉分野の情報化を推進していくこととしている。

（参考）障害者自立支援法（抜粋）

### 第29条

8 市町村は、前項の規定による支払に関する事務を国民健康保険法第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会に委託することができる。

# 主な具体的施策（IT構造改革力①）

「重点計画－2006概要」より抜粋  
(平成18年7月26日)  
IT戦略本部決定

## ITによる医療の構造改革

### 情報化のグランドデザインの策定

- ・ 2006年夏までに医療・健康分野については中間整理を行い、2006年度末までに介護・福祉分野を含めた分野横断的な情報化のグランドデザインを策定。（厚生労働省）

### 情報化のための共通基盤の整備

- ・ 医療従事者等の認証のための認証局（ルート認証局）を2006年度に試験運用開始。（厚生労働省）

### 医療機関の医療情報連携の促進

- ・ 地域で医療情報の連携を行おうとする医療機関に対し、その取り組みを支援する。また、必要な標準化や技術開発に取り組む。（厚生労働省、文部科学省、経済産業省）

### 医療・健康情報の全国規模での分析・活用

- ・ 医療・健康情報を高度に分析・活用するために、医療・健康情報用語を多軸型に相互関連付けした用語体系（オントロジー）の開発を2006年に開始。（厚生労働省）

### レセプトオンライン化

- ・ 医療全体の情報化のグランドデザインのもと、レセプトの完全オンライン化を進めるため、添付文書のオンライン化を実施。（厚生労働省）

情報化の推進

## を駆使した環境配慮型社会

### 電子マニフェスト(電子化された廃棄物管理票)の普及

- ・ 電子マニフェストシステムの高度化等を通じ、2008年度までに30%以上普及することをめざす。（環境省及び関係府省）

### IT機器のエネルギー使用量を抑制

- ・ 情報通信システム及びネットワークについて2006年度に環境負荷等の現状を調査、2007年度までにIT機器のエネルギー消費の効率化に向けた計画を策定。（総務省、経済産業省）

## 世界に誇れる安全で安心な社会

### 総合的なシステムによる防災情報の共有

- ・ 国、地方を通じた防災情報の共有を可能とする総合的なシステムを構築すべく、2006年度に国の情報共有のための「情報共有プラットフォーム」の実運用を開始。（内閣府、総務省）

### 子どもの安全確保

- ・ 子どもの安全確保のためのベストプラクティスの普及に向けて、2006年度に全国の子供を見守る活動について、都道府県・方策別に検索・閲覧できるネットワークシステムを構築。（文部科学省）

## 介護給付費等の請求方法

指定サービス事業者等及び障害者支援施設(以下「サービス事業者」という。)が行う介護給付費等の請求は、電子情報処理組織(請求書、請求明細書、実績記録票、契約内容報告書の一部、上限額管理結果等を介護給付費等の請求にかかるインタフェース仕様書に規定した請求にかかる情報をインターネットより送信)により行う。

### 介護給付費等の請求方法(介護給付費等の請求に関する省令第2条)

インタフェース仕様書に規定する事項に従って、請求にかかる情報を作成して、インターネットを経由して請求にかかる情報(以下「請求情報」という。)を送信する。

平成19年10月より	請求情報(データ)をインターネット経由して国保連合会に提出 <small>注1</small>
平成19年 9月まで	請求省令様式(紙)又は市町村が適当と認める磁気ディスク等を市町村に提出

注1 電子情報処理組織による請求を行うことが困難と認められる場合(請求省令附則第2条)

請求先 一市町村

請求方法 一請求省令様式又は市町村が適当と認める磁気ディスク等を提出する。

※ 通常の請求事務については、電子情報処理組織による請求とする。

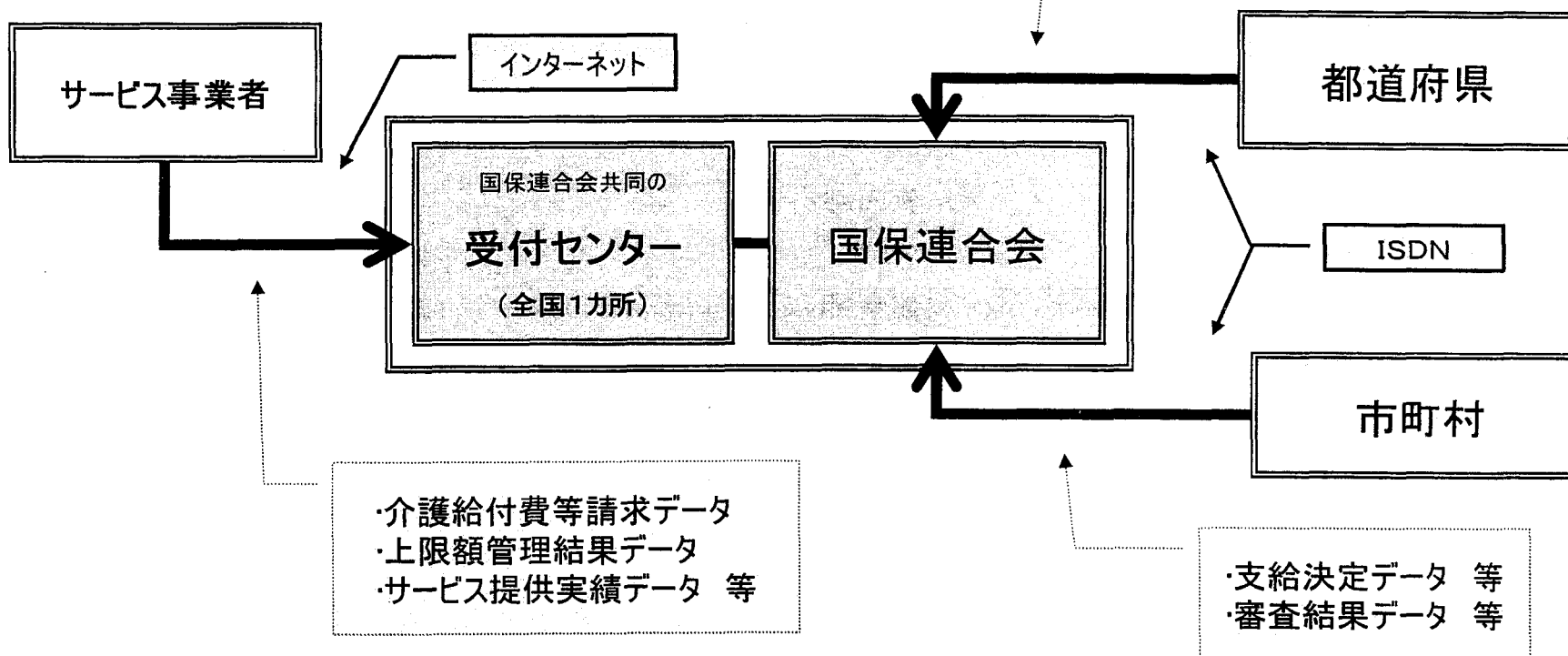
# 関係機関から国保連合会に提供する必要のある情報

国保連合会の支払システムの運用には、関係機関より定期的なデータの提供が必要となる。

(詳細については、インタフェース仕様書を参照。)

- ・ 都道府県より サービス事業者等に関するデータ
- ・ 市町村より 支給決定等に関するデータ
- ・ サービス事業所より 請求等に関するデータ

- ・ サービス事業者データ
- ・ 基準該当事業者データ等 ※
- ・ 指定知的障害者施設等データ ※
- ・ 支給決定データ ※
- ・ 審査結果データ ※



※ 管下の市町村及び都道府県の事務委託の内容により異なる。

## 障害者自立支援給付支払事務の委託手数料について

手数料については、国保連合会において必要な費用を勘案して都道府県及び市町村と協議の上、設定する。

**【手数料の算定方法】** \*使用する金額等は年間分とする。

$$\text{手数料} = \frac{\text{①ハードウェア・ソフトウェア保守料} + \text{②回線使用料} + \text{③人件費等} + \text{④受付センター運用経費負担金}}{\text{⑤請求明細書枚数}}$$

		項目説明
①	ハードウェア・ソフトウェア保守料	各国保連合会がシステム業者等と契約する保守料等
②	回線使用料	共通ネットワーク回線使用料等
③	人件費等	障害者自立支援給付の支払事務に従事する者の報酬、その他経費等
④	受付センター運用経費	受付センター運用経費の総額を、各国保連合会の請求明細書件数で按分した負担金
⑤	請求明細書枚数	前年度の実績等を基に算出した見込枚数

## <手数料の設定について>

- 国保連合会ごとの基本手数料(上記の諸費用に関し、国庫補助の基準額(理論的な想定から求められる額)を設定し、国保連合会ごとに上記の計算式を用い算出した額)を算出するとともに、基本手数料の平準化を図る観点から、基本手数料に上限額を設定し同額を地方交付税の基準財政需要額に算入予定(要求中)。※上限額は基本手数料についての上限であり、実際の手数料は各連合会毎に異なる。また、額は200円とする予定
- 基本手数料が上限額を超過した場合には、超過した部分に対し国庫(国保中央会への補助金)により国保連合会へ直接補填を行う予定。(これにより、超過分相当の手数料を引き下げ。)
- 一方、各国保連合会は、地域の実情等を踏まえてそれぞれ手数料を算定することとなるが、国保連合会ごとに算定した実際の手数料が、基本手数料を上回った場合については、超過分(超過した部分から国庫による補填分を引いた残りの部分)について、各国保連合会において市町村等に対し適切な分担を求めることとなる。

ケースⅠ、Ⅱ  
の左側

ケースⅠ、Ⅱ  
の右側

○ 手数料の設定にあたっては、一般分請求明細書(注1)枚数及び共同処理事務等分請求明細書(注2)枚数を勘案して算出する必要があるが、現段階では共同処理事務等分の請求明細書枚数が不明なため、当面、一般分の枚数のみで算出することとする。ただし、共同処理事務等分についても相応の手数料を設定し、その手数料収入に関しては、基本手数料を超過する部分に充当する等の対応を行うこととする。

なお、手数料設定時に共同処理事務等分の枚数が的確に把握できる場合には、これを含めた手数料を設定することは差し支えない。

ケースⅢ

(注1) 介護給付費、訓練等給付費、サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特別対策費の請求にかかる明細書

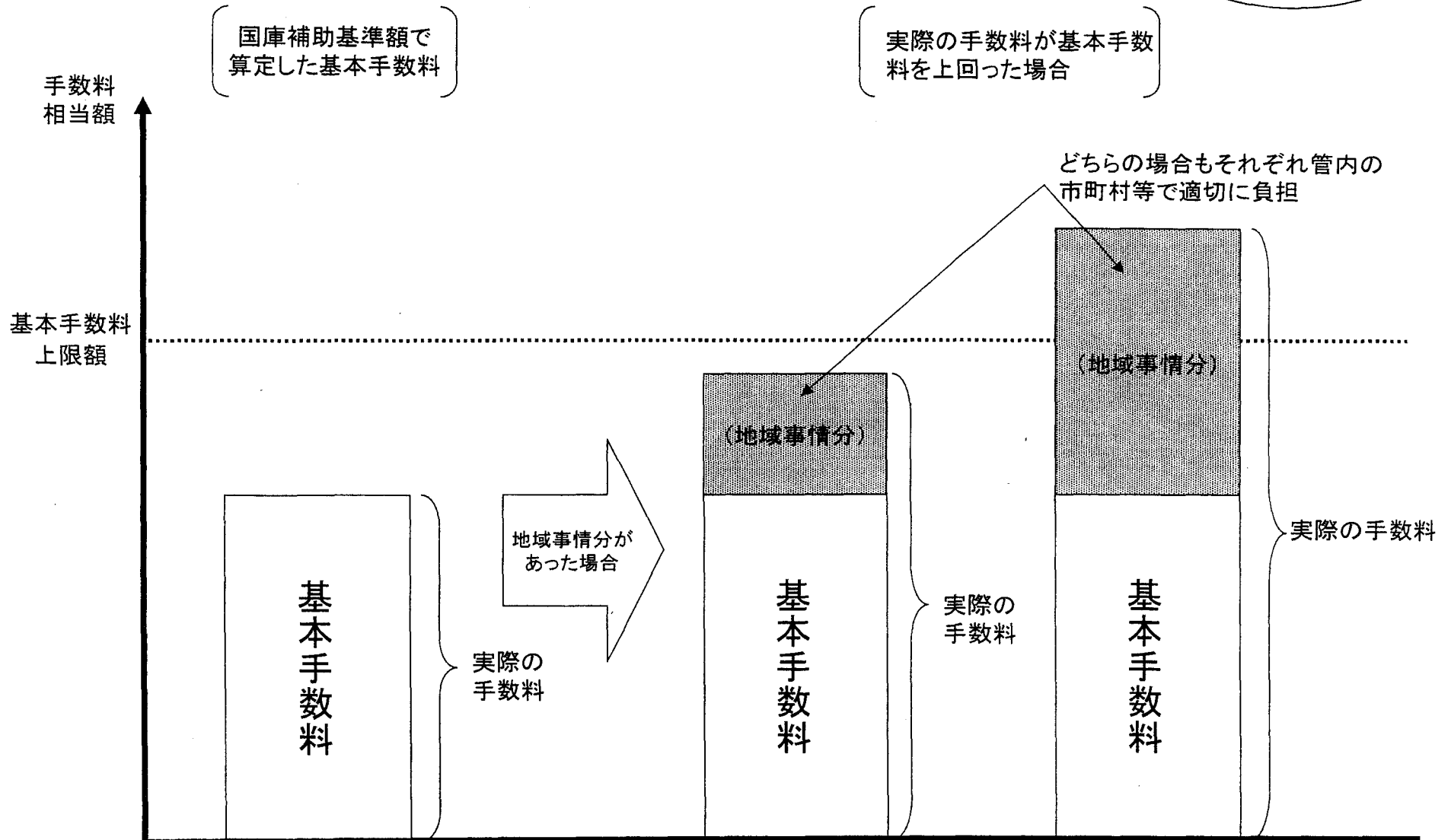
(注2) 上記以外(特例介護給付費、高額障害福祉サービス費、障害児施設給付費等)の請求にかかる明細書

(別紙参考資料参照)

ケース I

基本手数料が上限額を下回る場合

イメージ

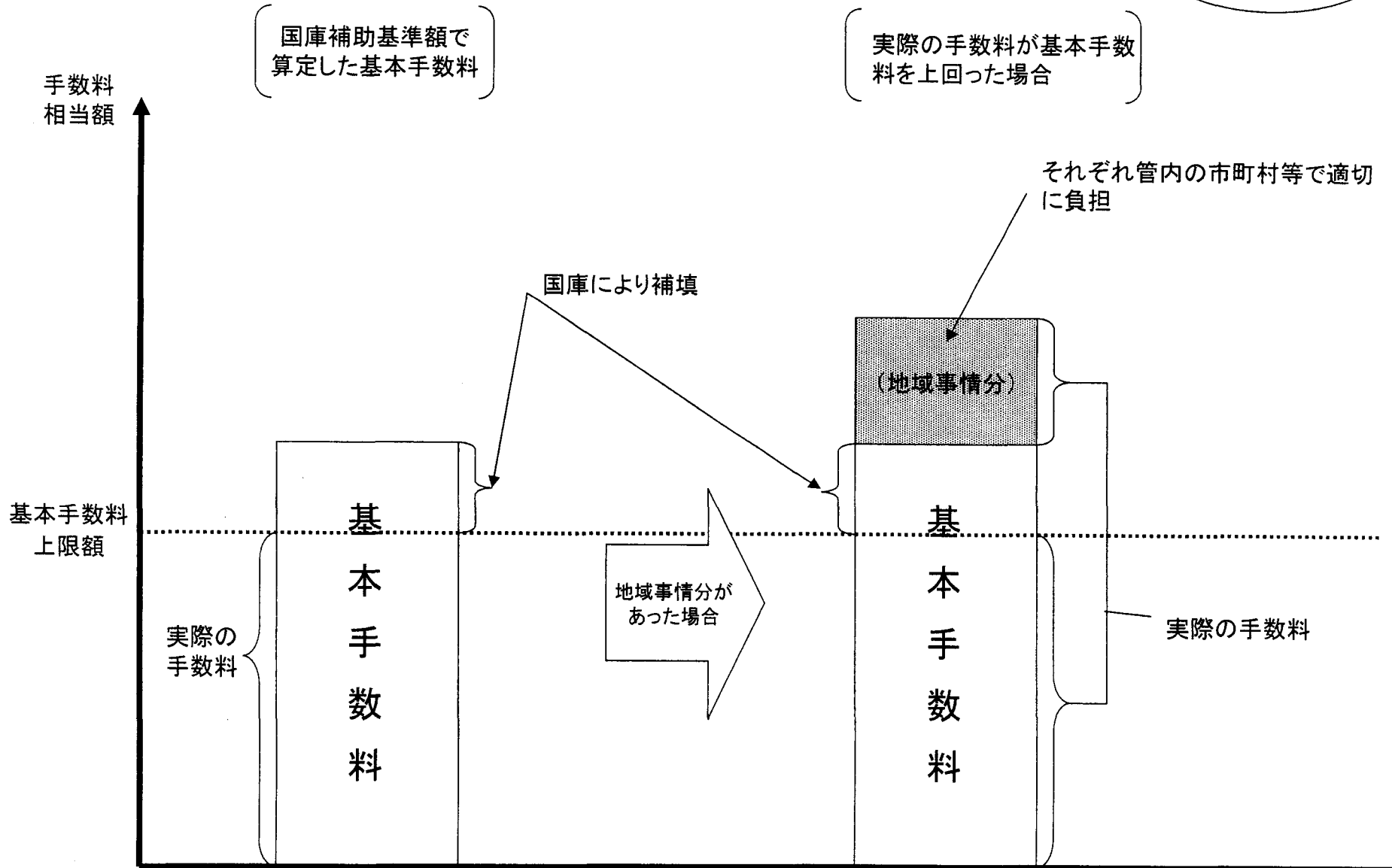




ケースⅡ

基本手数料が上限額を上回る場合

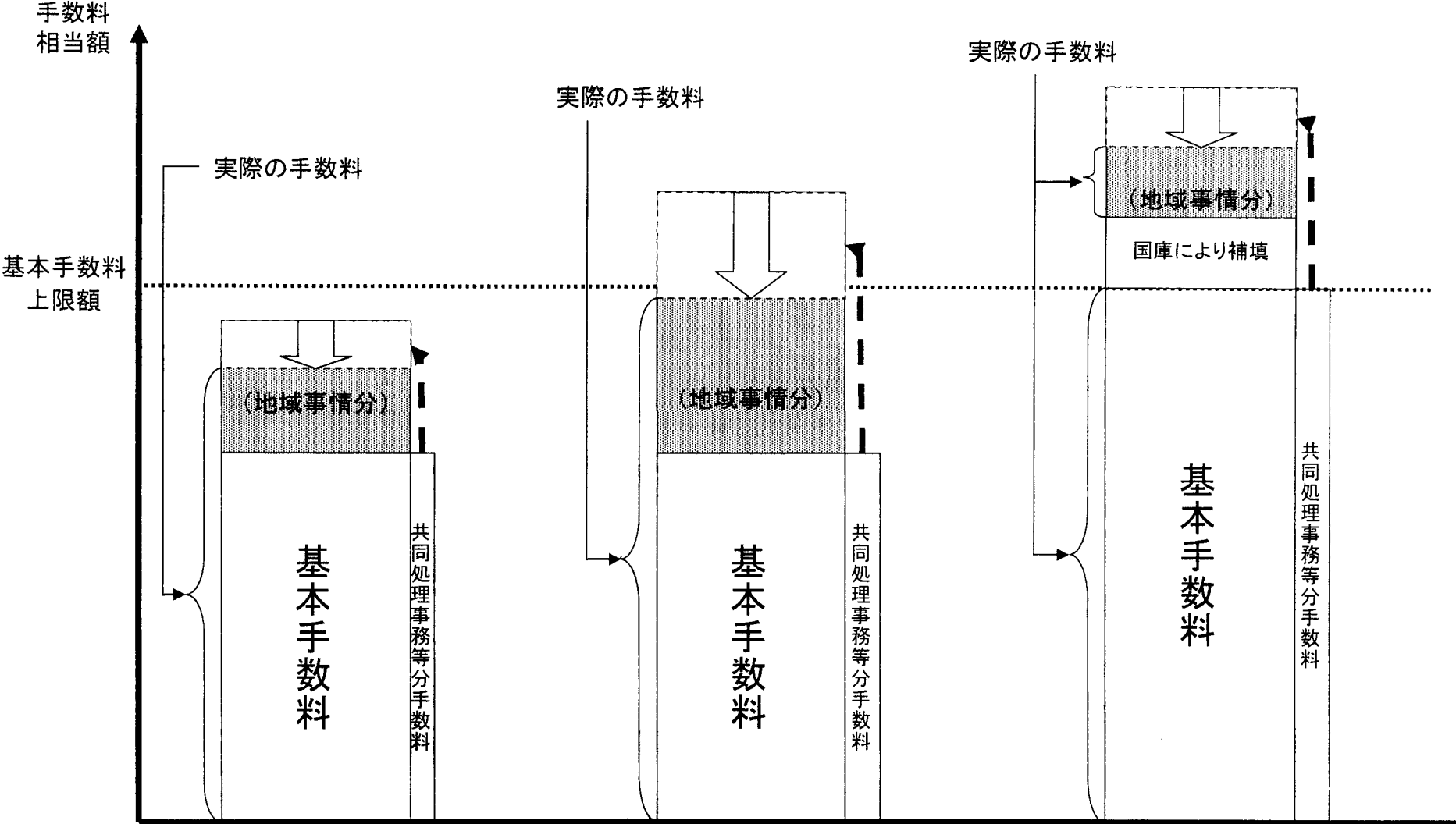
イメージ



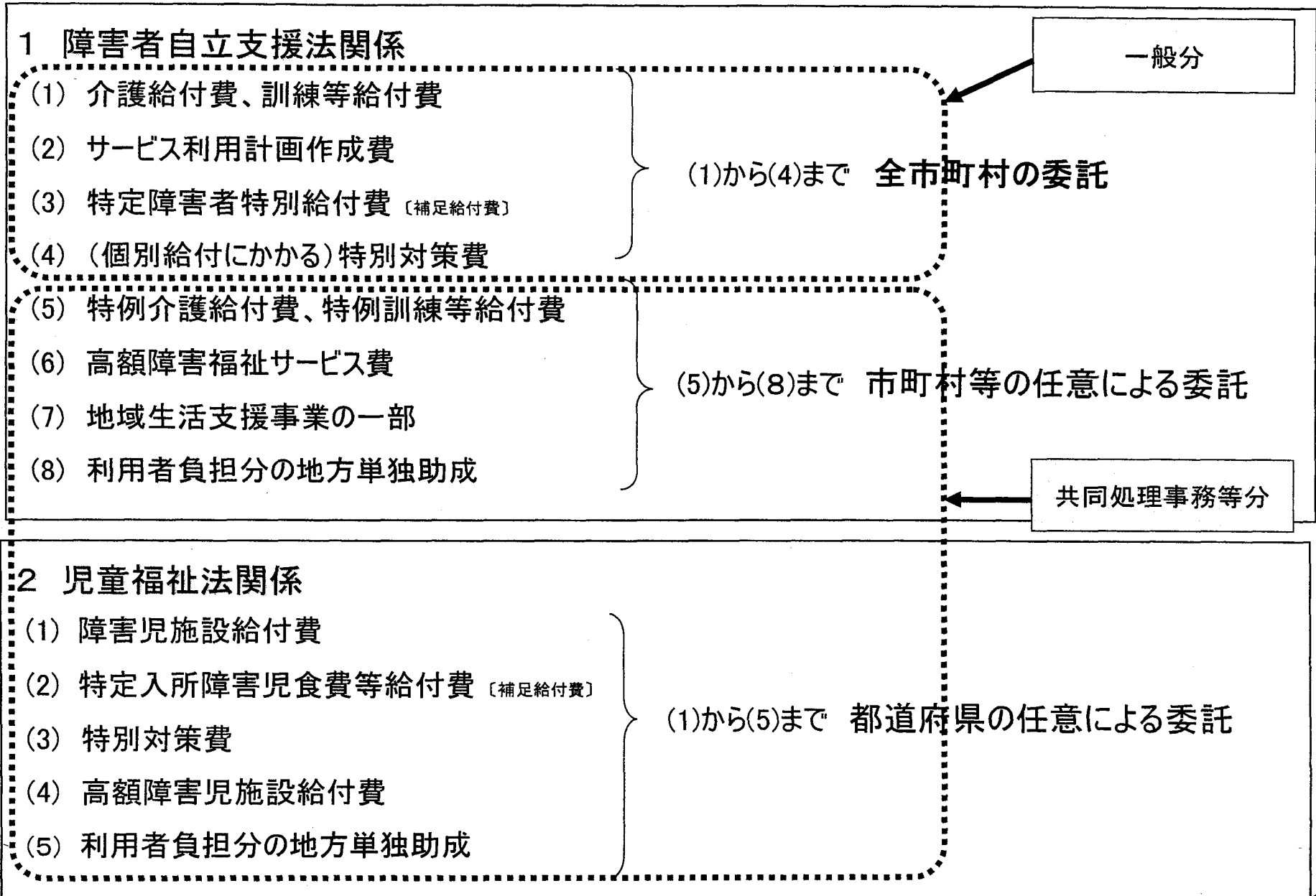
ケースⅢ

共同処理事務等分の手数料収入を一般分の財源に充当する場合

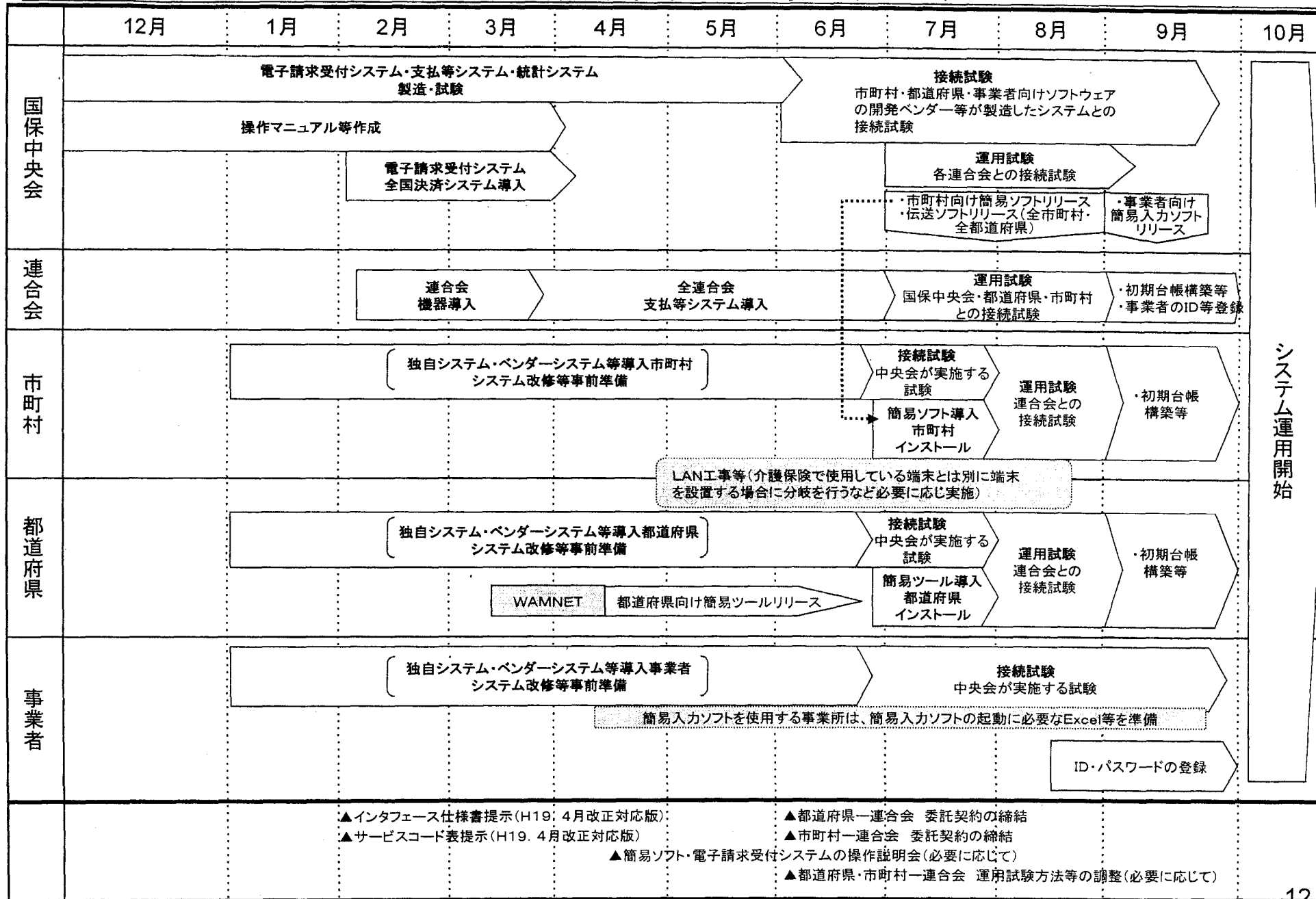
イメージ



# 市町村又は都道府県から連合会へ委託が行われる支払事務の範囲について



# 障害者自立支援給付支払等システム導入スケジュール



システム運用開始

## 市町村の準備

### ソフトウェア関連

<支給決定情報の管理等にシステムを導入している市町村(導入予定の市町村を含む)>

- 市町村システムを開発しているベンダー又は独自システムを開発している市町村は、平成19年6月頃までにインタフェース仕様書に基づくシステム改修等を終了し、国保中央会が実施する接続試験(ベンダーテスト)にテストの依頼を行う。
- 接続試験が完了したシステムをセットアップし、8月頃までに各都道府県国保連合会と実際の運用に向けた運用試験を行う。
- 接続試験、運用試験を行った後、10月の本番稼働に向けて国保連合会に「市町村台帳」、「受給者台帳」を構築するため、市町村が管理する受給者情報等のデータを引き渡す。

<システムを導入していない市町村>

- 19年10月以降、国保連合会と伝送によりデータ交換を行うにはインタフェース仕様書に規定するCSV形式のファイルを作成する必要があるため、独自システム等を導入していない市町村に対して国保中央会が作製した簡易ソフトを配布する予定。(小規模な市町村での使用を想定)
- 簡易ソフト(配布方法は検討中)をインストールし、8月頃までに各都道府県国保連合会と実際の運用に向けた運用試験を行う。
- 初期台帳については、9月頃までにデータの入力を行い国保連合会にデータを引き渡す。

### ハードウェア関連

- 国保連合会に対し支給決定情報等データの送受信を行う端末を用意する。(必要なOS等は別途提示するが、一般に普及しているものとする予定。(OS(Microsoft Windows)、その外、Microsoft Excel(簡易ソフト)やAdobe Reader(通知文書等はPDF形式とする予定のため)が必要。))

### ネットワーク関連

- 介護保険の伝送システムを流用する予定。(使用する端末を介護保険とは別に用意する場合、庁内において分岐等の対応は必要。)
- 国保連合会との伝送として使用できるISDN回線がない場合には、新規に敷設する必要がある。

### その他

- 平成19年10月の委託事務の開始に向け、各市町村と国保連合会が委託契約を締結する。(締結時期については、初期台帳の構築等を考慮し、各都道府県において適宜協議のうえ決定。)

## 都道府県の準備

### ソフトウェア関連

＜事業者情報の管理等にシステムを導入している都道府県（導入予定の都道府県を含む）＞

- 都道府県システムを開発しているベンダー又は独自システムを開発している都道府県は、平成19年6月頃までにインタフェース仕様書に基づくシステム改修等を終了し、国保中央会が実施する接続試験（ベンダテスト）にテストの依頼を行う。
- 接続試験が完了したシステムをセットアップし、8月頃までに各都道府県国保連合会と実際の運用に向けた運用試験を行う。
- 接続試験、運用試験を行った後、10月の本番稼動に向けて国保連合会に「事業所台帳」を構築するため、都道府県が管理する事業者情報等のデータを引き渡す。（※引渡し時期は、早まる場合があります。）

＜WAMNETの台帳システムを利用している都道府県＞

- 独立行政法人福祉医療機構が提供する事業者台帳システムを利用している都道府県においては、当該システムが平成19年10月以降の国保連合会への委託を考慮したシステム改修等を行わないこととされていることから、別にシステムを用意する必要がある。なお、独立行政法人福祉医療機構から、簡易ツールが提供される予定となっている。（ツールの提供時期については、インタフェース仕様書の確定時期によって変動があり得る。）
- 簡易ソフトを利用する場合は、簡易ツールを取り込み、8月頃までに各都道府県国保連合会と実際の運用に向けた運用試験を行う。
- 初期台帳については、9月頃までにデータの入力を行い国保連合会にデータを引き渡す。（※引渡し時期は、早まる場合があります。）

### ハードウェア関連

- 国保連合会に対し支給決定情報等データの送受信を行う端末を用意する。（必要なOS等は別途提示するが、一般に普及しているものとする予定。（OS（Microsoft Windows）、その外、Microsoft Excel（簡易ソフト）やAdobe Reader（通知文書等はPDF形式とする予定のため）が必要。）

### ネットワーク関連

- 介護保険の伝送システムを流用する予定。（使用する端末を介護保険とは別に用意する場合、庁内において分岐等の対応は必要。）
- 国保連合会との伝送として使用できるISDN回線がない場合には、新規に敷設する必要がある。

### その他

- 平成19年10月の委託事務の開始に向け、各都道府県と国保連合会が委託契約を締結する。（締結時期については、初期台帳の構築等を考慮し、各都道府県において適宜協議のうえ決定。）
- 管下市町村と国保連合会との連絡調整や説明会等の開催、事業者に対する適切な準備指導など、円滑施行に向け適宜対応を行う。

## 事業者の準備

### ソフトウェア関連

＜請求書・明細書等の作成にシステムを導入している事業者（導入予定の事業者を含む）＞

- 事業者システムを開発しているベンダー又は独自システムを開発している事業者は、平成19年6月頃までにインタフェース仕様書に基づくシステム改修等を終了し、国保中央会が実施する接続試験（ベンダテスト）にテストの依頼を行う。

＜システムを導入していない事業者＞

- 介護給付費等の請求は全て電子請求を行うこととしており、請求情報についてはインタフェース仕様書に規定するCSV形式のファイルを作成する必要があるため、受付センターからMicrosoft Excelを活用した簡易入力システムのダウンロードを可能とする予定。

### ハードウェア関連

- 電子請求を行う端末を用意する。（必要なOSやブラウザは別途提示するが、一般に普及しているものとする予定。（OS（Microsoft Windows）やブラウザ（Internet Explorer））
- その他、Microsoft ExcelやAdobe Reader（通知文書等はPDF形式とする予定のため）が必要。

### ネットワーク関連

- 電子請求は、インターネットを利用して行うため、インターネットサービスプロバイダ等と利用契約を行う。（接続回線等に制限は無く、既にインターネット接続環境がある場合は、特に用意する必要はない。）

### 電子署名関連

- 電子請求には、セキュリティを確保するため必ず電子署名を行うこととしており、各事業者は下記の認証局が発行した電子証明書を実際に請求を行う時まで取得する必要がある。

【現在考えられる認証局】

- 法人の事業所・・・商業登記認証局、ブリッジ認証可能な民間認証局（例：日本認証サービス株式会社「Accredited Signパブリックサービス2」厚生労働省の電子申請でも利用可能とされている。）
- 個人（基準該当事業所）・・・ブリッジ認証可能な民間認証局

※ 民間認証局については、総務省の認定を受けて行っているものであり、実施時点で認定を受けている認証局を利用することになる。

（注）他の認証方式を含めて検討中

⇒具体的な手続きを開始する時期、内容等については別途連絡

## その他

- 電子請求受付システムにログインするためのID／パスワードの払出、給付費の振込口座の登録等については、国保連合会と行う。  
(詳細は、平成18年12月18日にメールで送付した「厚生労働省・国保中央会共催 国保連合会担当者説明会資料」P197～を参照)
- 給付費の請求については、第三者に請求事務を委任することを可能としているが、委任元と委任先(代理人)を関連付ける必要があるため、代理人に請求事務を委託する場合は、電子請求受付システムを使用して事前に代理人の登録を行う必要がある。(詳細については、上記と同様の資料を参照)

## 都道府県へのお願い

19年10月に向けて、今後も様々な情報提供が国保連合会を通じてなされることとなるが、システムの円滑稼動のためには、都道府県の協力が不可欠と考えている。このため、都道府県におかれては、下記の点に留意の上、システムの円滑稼動に向けてご協力願いたい。

1. 国保連合会との密接な連携(国保連合会に対しても同様に依頼)
2. 国保連合会と連携し、管下市町村に対し、準備が滞ることの無いよう適切な情報提供・支援、手数料設定に当たっての連絡調整等
3. 国保連合会と連携し、管内事業者に対し、準備が滞ることの無いよう適切な情報提供・指導・連絡調整等



# 連合会における規約改正及び規則制定について

障害者自立支援法の施行により、19年10月より連合会において、同法29条第8項の規定による市町村の委託により障害福祉サービスにかかる介護給付費等の支払事務が開始される。

このため、連合会において、同法に規定する介護給付費等の支払事務を行うための根拠規定を設けるため、下記のとおり、規約例等の一部改正及び規則の制定を行う。

## 1 改正が必要となる規約

- ・ **国民健康保険団体連合会規約**

連合会が障害者自立支援法の介護給付費等の支払事務を受託することが可能とするために、規約を改正する。

## 2 制定が必要となる規則等

- ・ **障害者自立支援事業関係業務特別会計経理規則**

連合会が行う障害者自立支援事業関連業務に係る経理について、その他の経理と区分するため、特別会計を設置する。

- ・ **障害介護給付費支払規則**

連合会が行う障害者自立支援法の介護給付費等の支払に関する業務を定めるため、支払規則を制定する。

参 考

12月13日資料  
改訂版

# 国民健康保険団体連合会規約例等の改正について

※ 今後の検討により、内容等に変更が生じることがありうる。

平成18年12月26日

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

# 市町村又は都道府県から連合会へ委託が行われる支払事務の範囲について

## 1 障害者自立支援法関係

- (1) 介護給付費、訓練等給付費
- (2) サービス利用計画作成費
- (3) 特定障害者特別給付費 〔補足給付費〕
- (4) (個別給付にかかる)特別対策費
- (5) 特例介護給付費、特例訓練等給付費
- (6) 高額障害福祉サービス費
- (7) 地域生活支援事業の一部
- (8) 利用者負担分の地方単独助成

(1)から(4)まで **全市町村の委託**

(5)から(8)まで **市町村等の任意による委託**

## 2 児童福祉法関係

- (1) 障害児施設給付費
- (2) 特定入所障害児食費等給付費 〔補足給付費〕
- (3) 特別対策費
- (4) 高額障害児施設給付費
- (5) 利用者負担分の地方単独助成

(1)から(5)まで **都道府県の任意による委託**

# 連合会における規約改正及び規則制定について

障害者自立支援法の施行により、19年10月より連合会において、同法29条第8項の規定による市町村の委託により障害福祉サービスにかかる介護給付費等の支払事務が開始される。

このため、連合会において、同法に規定する介護給付費等の支払事務を行うための根拠規定を設けるため、下記のとおり、規約例等の一部改正及び規則の制定を行う。

## 1 改正が必要となる規約

- ・ **国民健康保険団体連合会規約**

連合会が障害者自立支援法の介護給付費等の支払事務を受託することが可能とするために、規約を改正する。

## 2 制定が必要となる規則等

- ・ **障害者自立支援事業関係業務特別会計経理規則**

連合会が行う障害者自立支援事業関連業務に係る経理について、その他の経理と区分するため、特別会計を設置する。

- ・ **障害介護給付費支払規則**

連合会が行う障害者自立支援法の介護給付費等の支払に関する業務を定めるため、支払規則を制定する。

# 国民健康保険団体連合会規約例の改正

連合会が障害者自立支援法の介護給付費等及び児童福祉法の障害児施設給付費等の支払事務を受託することが可能とするために、規約例を改正する。

主たる改正内容 - 規約例第6条の連合会が行う事業に、下記の項目を追加する。

## 1 障害者自立支援法に規定する下記の支払に関する事務

- (1) 介護給付費
- (2) 訓練等給付費
- (3) サービス利用計画作成費
- (4) 特定障害者特別給付費
- (5) その他法令及び通知に定める給付
  - ・ 特別対策費、特例介護給付費、高額障害福祉サービス費等

## 2 児童福祉法に規定する下記の支払に関する事務

- (1) 障害児施設給付費
- (2) 特定入所障害児食費等給付費
- (3) その他法令及び通知に定める給付
  - ・ 特別対策費、高額障害児施設給付費

その他、障害者自立支援事業関係業務に関する議決権の特例等を追加する。

# 障害者自立支援事業関係業務特別会計経理規則の制定

連合会が行う障害者自立支援事業関連業務に係る経理について、その他の経理と区分するため、特別会計を設置するため、障害者自立支援事業関係業務特別会計経理規則を制定する。

障害者自立支援事業関連業務特別会計は、下記のとおり区分する。

## 1 業務勘定

- ・歳入 — 市町村等からの支払手数料、一般会計からの繰入金、附属雑収入等
- ・歳出 — 総務管理費、負担金、借入金償還金等

## 2 障害介護給付費支払勘定

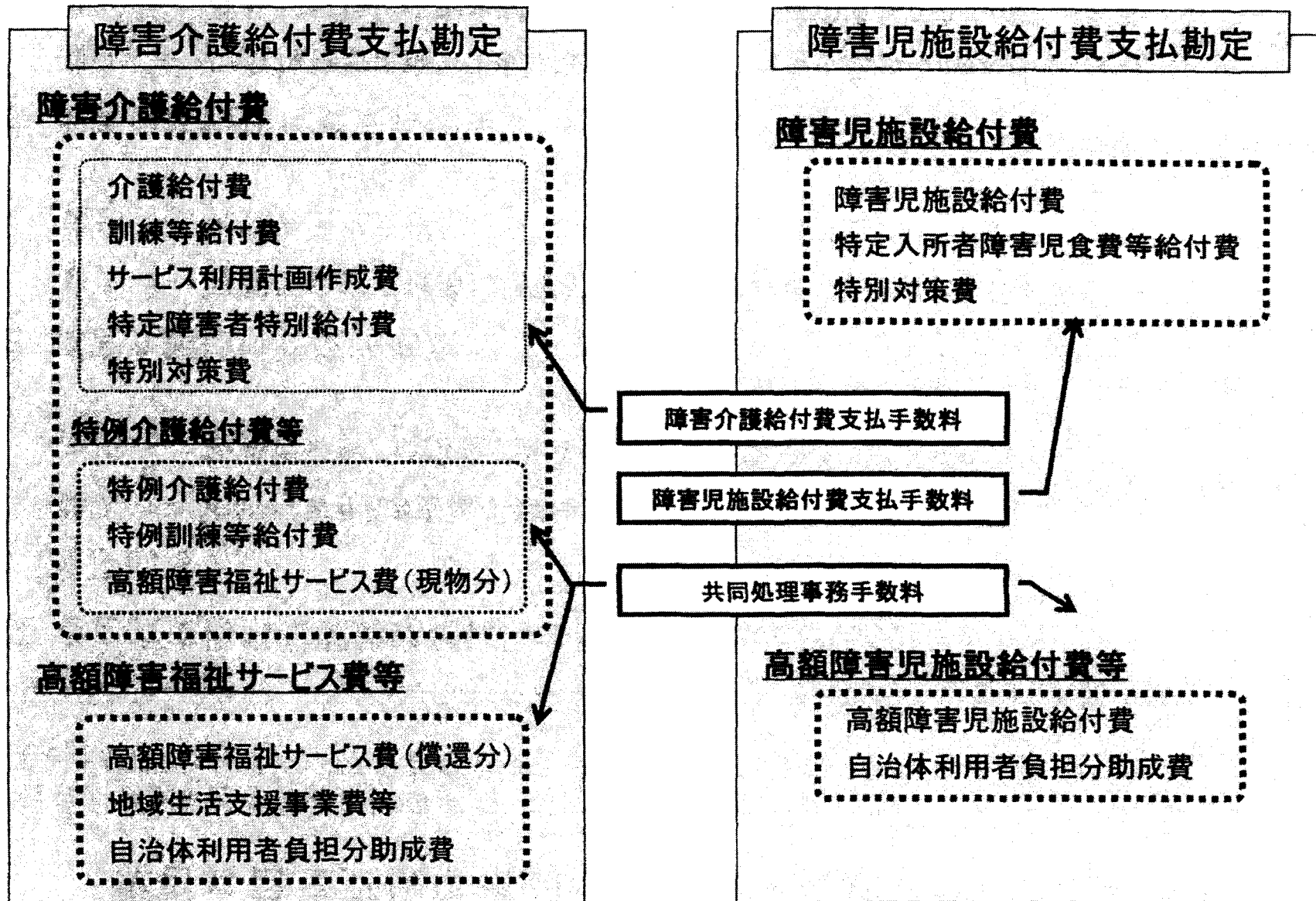
- ・歳入 — 障害者自立支援法に規定する介護給付費等の支払のための受入金等
- ・歳出 — 障害者自立支援法に規定する介護給付費等の支払のための支出金等

## 3 障害児施設給付費支払勘定

- ・歳入 — 児童福祉法に規定する障害児施設給付費等の支払のための受入金等
- ・歳出 — 児童福祉法に規定する障害児施設給付費等の支払のための支出金等

# 国民健康保険団体連合会障害者自立支援事業関連業務特別会計

特別会計は、①業務勘定、②障害介護給付費支払勘定、③障害児施設給付費支払勘定に区分する。



# 国民健康保険団体連合会障害介護給付費支払規則の制定

連合会が行う障害者自立支援法の介護給付費等の支払に関する業務を定めるため、障害介護給付費支払規則を制定する。規約例第6条第4項に規定する給付費等の支払に関する業務については、法令及び規約に定めるもののほかは、この障害介護給付費支払規則で規定する。

## 1 支払規則例第2条第1項に規定する委託書について

支払委託書によって、市町村から受託する支払事務の範囲は、

- ①介護給付費、②訓練等給付費、③サービス利用計画作成費、④特定障害者特別給付費、⑤特別対策費の5つの給付費である。

このため、市町村と下記以外の給付費等について支払事務を受託する際には、別途委託契約を締結する必要がある。

## 2 支払規則例第18条に規定する支払手数料について

連合会は、障害介護給付費の支払いに関する業務の執行に要する費用に充てるため、市町村から手数料を介護給付費明細書等(これに相当する電子情報)1件につき、支払規則の規定に従って徴収することになるが、手数料1件あたりの単位は、下記のとおりとする。

### ○ 介護給付費明細書について

明細書1枚あたり(上記①から⑤(③を除く)までの給付費の件数に関わらず)1件とする予定。

### ○ サービス利用計画作成費について

請求書に記載された支給決定障害者等1人あたり1件とする予定。

手数料単価の設定方法については、別途提示予定。



# 連合会における特例介護給付費等の支払事務受託について

連合会が市町村等の任意による委託として位置づけられた下記の事務を受託する際には、支払規則例の委託事務外のため、別途契約書を取り交わす必要がある。

## 1 基準該当事業者に対する特例介護給付費等の支払事務について

障害者自立支援法に規定する基準該当事業者に対する特例介護給付費、特例訓練等給付費、高額障害福祉サービス費(現物給付分)の支払

## 2 指定知的障害児施設等に対する障害児施設給付費等の支払事務について

児童福祉法に規定する指定知的障害児施設等に対する障害児施設給付費、特定入所障害児食費給付費、特別対策費の支払

## 3 高額障害福祉サービス費の支払事務について

障害者自立支援法に規定する高額障害福祉サービス費又は児童福祉法に規定する高額障害児施設給付費の支払

## 4 地域生活支援事業に係る給付費の支払事務について

障害者自立支援法に規定する地域生活支援事業に係る給付費等の支払

## 5 利用者負担分の市町村等の助成制度に係る補助金の支払事務について

自治体による介護給付費等又は障害児施設給付費等の利用者負担に対する助成事業に係る補助金等の支払

## 6 訪問調査委託料の支払事務について

## 障害者自立支援対策臨時特例交付金の概要

### 1 目的

障害者自立支援法の円滑な実施を図るため、法施行に伴う激変緩和、新たな事業に直ちに移行できない事業者の経過的な支援及び新法への円滑な移行の促進に対応するため、障害者自立支援対策臨時特例交付金を交付し、もって障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

### 2 交付金の規模

平成18年度補正予算額 960億円

### 3 交付金の交付先

交付金は都道府県に対し、その申請に基づいて交付する。  
なお、交付金は補助金等適正化法の適用の対象とする。

### 4 交付金事業の実施

交付金は、平成18年度中に基金を造成することを目的として交付し、造成された基金を活用して、平成20年度末まで支出することができるものとする。  
なお、平成20年度末に残余財産が生じた場合は、国庫に納付する。

※ 基金を造成する場合は、各都道府県において年度内に基金にかかる条例等の制定を行う。

### 5 交付対象事業

国から交付された交付金の財源を活用し、別紙1の事業（以下「特別対策事業」という。）を実施するため都道府県に基金を造成する。

#### （1）特別対策事業の内容

**障害者自立支援対策臨時特例交付金 特別対策事業一覧 別紙1参照**

#### （2）特別対策事業の対象とならない事業

以下の事業については、特別対策事業の対象としない。

- ① 既に実施している事業について、単に当該都道府県及び市町村の負担を軽減するための事業
- ② 国が別途定める国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業
- ③ 都道府県又は市町村が独自に個人に金銭給付を行い、又は利用者負担を直接的に軽減する事業 等

## 6 交付額

### (1) 配分方法

別紙2の算定方法に基づき、各都道府県に配分する。各都道府県は、管内市町村から特別対策事業に係る実施計画を審査の上、適当と認められる事業に対して助成を行う。(特別対策事業に係る計画書については、各都道府県が任意に作成)

**障害者自立支援対策臨時特例交付金の配分方法について 別紙2参照**

### (2) 市町村と都道府県の配分割合

交付金は各都道府県に配分するが、市町村に対する配分割合については、地域の実情に応じて管内市町村と協議を行い都道府県が決定することとする。

## 7 補助率

### (1) 事業者に対する激変緩和措置、就労意欲促進事業、筋ジス者の激変緩和 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

※ 都道府県及び市町村には、交付税が措置される予定。

### (2) 新法への移行等のための緊急的な経過措置 定額(10/10)

## 障害者自立支援対策臨時特例交付金 特別対策事業一覧

項目	事業内容
1. 事業者に対する激変緩和措置	<p>① 事業運営円滑化事業 日払い方式の導入に伴う従前額保障を80%から90%まで引き上げるため、事業者に助成する。併せて、旧体系から移行した場合に、同様の保障を設ける。</p> <p>② 通所サービス利用促進事業 日中活動サービス、通所施設における送迎サービスに対して助成を行う。</p>
2. 新法への移行等のための緊急的な経過措置 (1) 新法に移行するまでの経過的な支援	<p>③ 小規模作業所緊急支援事業 直ちに移行することが困難な小規模作業所に対し、110万円の定額を助成する。</p> <p>④ デイサービス事業等緊急移行支援事業 デイサービス、精神障害者地域生活支援センターが生活介護等の障害福祉サービス事業等に移行するまでの間、経過的に運営費を助成する。</p>
(2) 新法への移行のための支援	<p>⑤ 障害者自立支援基盤整備事業 ケアホームをバリアフリー化し、又、既存施設が新たなサービスに移行する際等に必要となる施設の改修等に対し助成する。</p> <p>⑥ 移行等支援事業 旧体系等から新たなサービスへ移行予定の小規模作業所やデイサービス等を支援するためのコンサルタントの派遣、その他移行のための人的支援等を行う。</p> <p>⑦ 地域移行・就労支援推進強化事業 地域移行、退院促進及び就労支援等のための関係機関のネットワーク強化、グループホーム等に利用する住居の借り上げのための初度経費の助成、就労支援のための実習受入先の開拓や重度訪問介護に関する基盤整備等を行う。</p>

項目	事業内容
<p>(3) 制度改正に伴う 緊急的な支援</p>	<p>⑧ 相談支援体制整備特別支援事業 相談支援体制の構築及び充実強化を図るため、先進地からのスーパーバイザー派遣、ピアサポートの推進を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談支援事業所の立ち上げ支援（専門家によるアドバイス、初度設備の整備等）</li> <li>・ 障害者同士の助け合い支援（各種の交流事業の実施）</li> </ul> <p>⑨ 障害児を育てる地域の支援体制整備事業 障害児の支援が円滑に行われるよう、障害児を持つ親同士の交流の場等の整備を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 親同士の交流の場の整備、障害児療育支援のためのパンフレット等の作成等</li> </ul> <p>⑩ 障害者自立支援法施行円滑化事務等特別支援事業 法の施行に伴い、一時的に必要となる制度改正の周知徹底や、システム改修経費等に対する助成を行う。</p> <p>⑪ 就労意欲促進事業 工賃控除の見直しに伴う給付金を支給する（平成18年度分）。</p> <p>⑫ その他法施行に伴い緊急に必要な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 制度移行期に係る事業コスト増（原油高騰対策含む。）に対する支援、筋ジス者の激変緩和、オストメイト対応トイレの整備、視覚障害者等のために自治体窓口等に設置する情報支援機器等の整備・購入 等</li> </ul>

## 障害者自立支援対策臨時特例交付金の配分方法について

1. 予算額 960億円  
 (1) 事業者に対する激変緩和措置 300億円  
 (2) 新法への移行等のための経過的な経過措置 660億円

### 2. 予算額の配分

- (1) 事業者に対する激変緩和措置 300億円

#### ① 事業運営円滑化事業分

$$\begin{array}{l} \text{【90\%保障】} \\ \\ 195\text{億円} \times \left( \frac{\text{A県給付実績}}{\text{全国給付実績}} \right) \end{array}$$

#### ② 通所サービス利用促進事業分

$$\begin{array}{l} \text{【送迎】} \\ \\ 105\text{億円} \times \left( \frac{\text{A県通所施設数}}{\text{全国通所施設数}} \right) \end{array}$$

※ 入所施設の通所部を含む。

- (2) 新法への移行等のための経過的な経過措置 660億円

1県当たり定額（5億円）に加え、人口割配分（総枠235億円）を行い、190億円を申請配分とする。

定額配分	5億円 × 47県	235億円
人口割配分	235億円 × A県人口 / 全国人口	235億円
申請配分	申請に基づき配分	190億円

※ 都道府県は、地域の実情を踏まえ、市町村へ助成することとする。

(案)

障発第           号  
平成 年 月 日

各都道府県知事殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

平成18年度障害者自立支援対策臨時特例交付金の運営について

標記については、「平成18年度障害者自立支援対策臨時特例交付金について」（平成〇〇年〇月〇〇日厚生労働省発障第〇〇〇号）をもって通知されたところであるが、今般、別紙のとおり「障害者自立支援対策臨時特例基金管理運営要領」を定め、平成 年 月 日  
補正予算成立日

から適用することとしたので通知する。

なお、本通知については、速やかに管内市町村に通知されたい。

## 障害者自立支援対策臨時特例基金管理運営要領

## 第1 通則

障害者自立支援対策臨時特例交付金により都道府県に造成された基金（以下「基金」という。）の管理、運用、取崩し等に係る事業（以下「基金事業」という。）及び基金を活用して行う特別対策事業（以下「特別対策事業」という。）については、この要領の定めるところによるものとする。

## 第2 基金事業

## (1) 基金の設置

都道府県は、基金を設置しなければならない。

## (2) 基金の設置方法

基金は、次の事項を条例等において規定するものとする。

- ① 基金の設置目的
- ② 基金の額
- ③ 基金の管理
- ④ 運用益の処理
- ⑤ 基金の処分

## (3) 基金事業の実施

## ① 基金事業の実施計画の作成等

ア 市町村は、都道府県に対して平成20年度末までの特別対策事業に係る計画を策定し、都道府県に報告するものとする。

イ 都道府県は、平成20年度末までの特別対策事業に係る計画を策定するものとする。

ウ 都道府県は、必要に応じ市町村が策定した特別対策事業に係る計画及び都道府県の特別対策事業に係る計画について調整を行い、平成20年度末までの基金事業に係る計画を策定する。

## ② 基金の取崩し

都道府県は、基金事業に係る計画の範囲内で、都道府県及び市町村の特別対策事業に必要な経費を、毎年、基金から取崩し支出するものとする。

## ③ 基金事業に係る計画の見直し

都道府県は、必要に応じて、基金事業に係る計画を見直すことができるものとする。

## (4) 基金を取崩して特別対策事業を実施する場合の交付の条件

## ① 都道府県が基金を取崩して特別対策事業を実施する場合

ア 交付対象事業（基金の造成を除く。）に使用しなければならない。

イ 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに



特別対策事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないで、この特別対策事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

ウ 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

エ 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した財産については、特別対策事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

オ 特別対策事業にかかる予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを特別対策事業完了後5年間保管しておかなければならない。

カ 特別対策事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

② 都道府県が基金を取崩して市町村が行う特別対策事業に対して補助する場合

ア 市町村は、別添の項目欄中1及び2の事業を実施するものとし、2の事業のみの実施は認められない。対象事業者が存在しないなどにより1の事業を実施しない場合は、都道府県知事の承認を得なければならない。

イ 特別対策事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、都道府県の承認を受けなければならない。

ウ 特別対策事業を中止し、又は廃止する場合は、都道府県の承認を受けなければならない。

エ 特別対策事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを基金事業完了後5年間保管しておかなければならない。

オ 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに特別対策事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により都道府県知事が別に定める期間を経過するまで、都道府県知事の承認を受けないで、この特別対策事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

カ 都道府県知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

キ 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した財産については、特別対策事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

ク 特別対策事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

ケ 特別対策事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を基金事業完了

後5年間保管しておかなければならない。

コ アからケにより付した条件に基づき都道府県知事が承認又は指示する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。

サ 特別対策事業を行う者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

シ 特別対策事業を行う者がアからケにより付した条件に違反した場合には、この交付金の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(5) 運用益の処分

基金の運用によって生じた果実は、当該基金に繰り入れるものとする。

(6) 基金事業の中止

都道府県は、基金事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(7) 基金の処分の制限

基金（第2の（5）により繰り入れた運用益を含む。）は、基金事業を実施する場合を除き、これを取崩してはならないものとする。

(8) 事業の終了

① 基金事業の実施期限は、平成20年度末までとし、基金の解散については、厚生労働大臣と協議して決めるものとする。

② 基金を解散する場合には、解散するときまでの基金の保有額、基金事業に係る経費の状況等必要な事項を厚生労働大臣に報告し、その指示を受け、解散するとき保有する基金の残余额を国庫に返還しなければならない。

(9) 事業実施状況報告

都道府県は、毎年度基金事業にかかる精算終了後、別紙様式により事業実施状況報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

### 第3 特別対策事業の実施

(1) 特別対策事業の対象

特別対策事業は、別添に掲げる事業その他障害者自立支援法の円滑な実施のために緊急に必要とされる事業とする。

ただし、次に掲げる事業は、特別対策事業の対象としない。

① 既に実施している事業について、単に当該都道府県及び市町村の負担を軽減するための事業

② 国が別途定める国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業

③ 都道府県又は市町村が独自に個人に金銭給付を行い、又は利用者負担を直接的に軽減する事業

④ 土地の買収又は整地等個人の資産を形成する事業

(2) 特別対策事業の実施主体

特別対策事業の実施主体は、都道府県及び市町村とする。

また、都道府県及び市町村は、社会福祉法人等の団体に委託等により事業を実施することができるものとする。

(3) 市町村が行う特別対策事業に係る補助金の交付申請等

① 市町村は、特別対策事業を実施しようとする場合は、毎年度都道府県に対し特別対策事業に係る補助金の交付申請を提出しなければならない。

② 都道府県は、市町村から特別対策事業に係る補助金の交付申請を受けた場合には、審査を行い、当該申請内容が適正と認められた場合は、当該市町村に対し補助金の交付を行うものとする。

③ 都道府県は、②の交付決定に基づき基金を取崩しこれを一般会計に繰り入れた上で、市町村に対し補助金を交付するものとする。

その場合、都道府県の負担が生じる事業については、都道府県負担分を併せて交付するものとする。

(4) 特別対策事業の中止

① 都道府県は、特別対策事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

② 市町村は、特別対策事業を中止し、又は廃止する場合には、都道府県知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(5) 事業実施報告

市町村は、特別対策事業の事業実施報告を都道府県知事に提出しなければならない。

第4 その他

① 都道府県は、市町村が行う特別対策事業に係る補助金の交付申請及び交付決定の事務に係る手続き等の要綱を定め、実施するものとする。

② 都道府県は管内市町村、関係団体、障害者等に当該基金事業及び特別対策事業の趣旨について十分な説明を行うとともに、市町村との連携を十分に行い、事務処理に遺漏のないよう取り扱われたい。

## 障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策事業

項目	事業内容	事業主体	補助単価	補助率		
				国	県	市
1. 事業者に対する激変緩和措置	① 事業運営円滑化事業 日払い方式の導入に伴う従前額保障を80%から90%まで引き上げるため、事業者に助成する。併せて、旧体系から移行した場合に、同様の保障を設ける。	市町村	(検討中)	1/2	1/4	1/4
	② 通所サービス利用促進事業 日中活動サービス、通所施設における送迎サービスに対して助成を行う。	市町村	(検討中)	1/2	1/4	1/4
2. 新法への移行等のための緊急的な経過措置	(1) 新法に移行するまでの経過的な支援			定額(10/10)		
	③ 小規模作業所緊急支援事業 直ちに移行することが困難な小規模作業所に対し、110万円の定額を助成する。	都道府県	110万円			
	④ デイサービス事業等緊急移行支援事業 デイサービス、精神障害者地域生活支援センターが生活介護等の障害福祉サービス事業等に移行するまでの間、経過的に運営費を助成する。	市町村 都道府県	(検討中)			
	(2) 新法への移行のための支援					
	⑤ 障害者自立支援基盤整備事業 ケアホームをバリアフリー化し、又、既存施設が新たなサービスに移行する際等に必要となる施設の改修等に対し助成する。	市町村	(検討中)			
	⑥ 移行等支援事業 旧体系等から新たなサービスへ移行予定の小規模作業所やデイサービス等を支援するためのコンサルタントの派遣、その他移行のための人的支援等を行う。	市町村 都道府県	(検討中)			
	⑦ 地域移行・就労支援推進強化事業 地域移行、退院促進及び就労支援等のための関係機関のネットワーク強化、グループホーム等に利用する住居の借り上げのための初度経費の助成、就労支援のための実習受入先の開拓や重度訪問介護に関する基盤整備等を行う。	市町村 都道府県	(検討中)			

項目	事業内容	事業主体	補助単価	補助率		
				国	県	市
	(3) 制度改正に伴う緊急的な支援			定額(10/10)		
	⑧ 相談支援体制整備特別支援事業 相談支援体制の構築及び充実強化を図るため、先進地からのスーパーバイザー派遣、ピアサポートの推進を行う。 ・ 相談支援事業所の立ち上げ支援（専門家によるアドバイス、初度設備の整備等） ・ 障害者同士の助け合い支援（各種の交流事業の実施）	市町村 都道府県	(検討中)			
	⑨ 障害児を育てる地域の支援体制整備事業 障害児の支援が円滑に行われるよう、障害児を持つ親同士の交流の場等の整備を行う。 ・ 親同士の交流の場の整備、障害児療育支援のためのパンフレット等の作成等	市町村 都道府県	(検討中)			
	⑩ 障害者自立支援法施行円滑化事務等特別支援事業 法の施行に伴い、一時的に必要な制度改正の周知徹底や、システム改修経費等に対する助成を行う。	市町村 都道府県	(検討中)			
	⑪ 就労意欲促進事業 工賃控除の見直しに伴う給付金を支給する（平成18年度分）。	市町村	(検討中)	1/2	1/4	1/4
	⑫ その他法施行に伴い緊急必要な事業 ・ 制度移行期に係る事業コスト増（原油高騰対策含む。）に対する支援、筋ジス者の生活支援、オストメイト対応トイレの整備、視覚障害者等のために自治体窓口等に設置する情報支援機器等の整備・購入 等	市町村 都道府県	(検討中)	定額(10/10) 〔筋ジス者の生活支援に係る事業については、国1/2、県1/4、市1/4〕		

※ 県は都道府県、市は市町村を指す。

(別紙様式)

番 号  
平成〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働大臣 〇〇 〇〇 殿

都道府県知事 〇〇 〇〇

平成〇〇年度障害者自立支援対策臨時特例基金運営要領  
に基づく事業実施状況報告について

1 基金保管実績

基金の保有区分	年度当初保管額(A)	年度内異動額(B)	年度末保管額 (A-B)
	円	円	円
合計額			

2 基金運用実績

基金の保有区分	年度当初保管額(A)	年度内異動額(B)	年度末保管額 (A-B)
	円	円	円
合計額			

3 基金事業に係る経費

事業区分	支出済額	支出内訳
	千円	
合計額		

(注) 事業の区分ごとに記載し、適宜、支出内訳を記載すること。

#### 4 事業実施状況

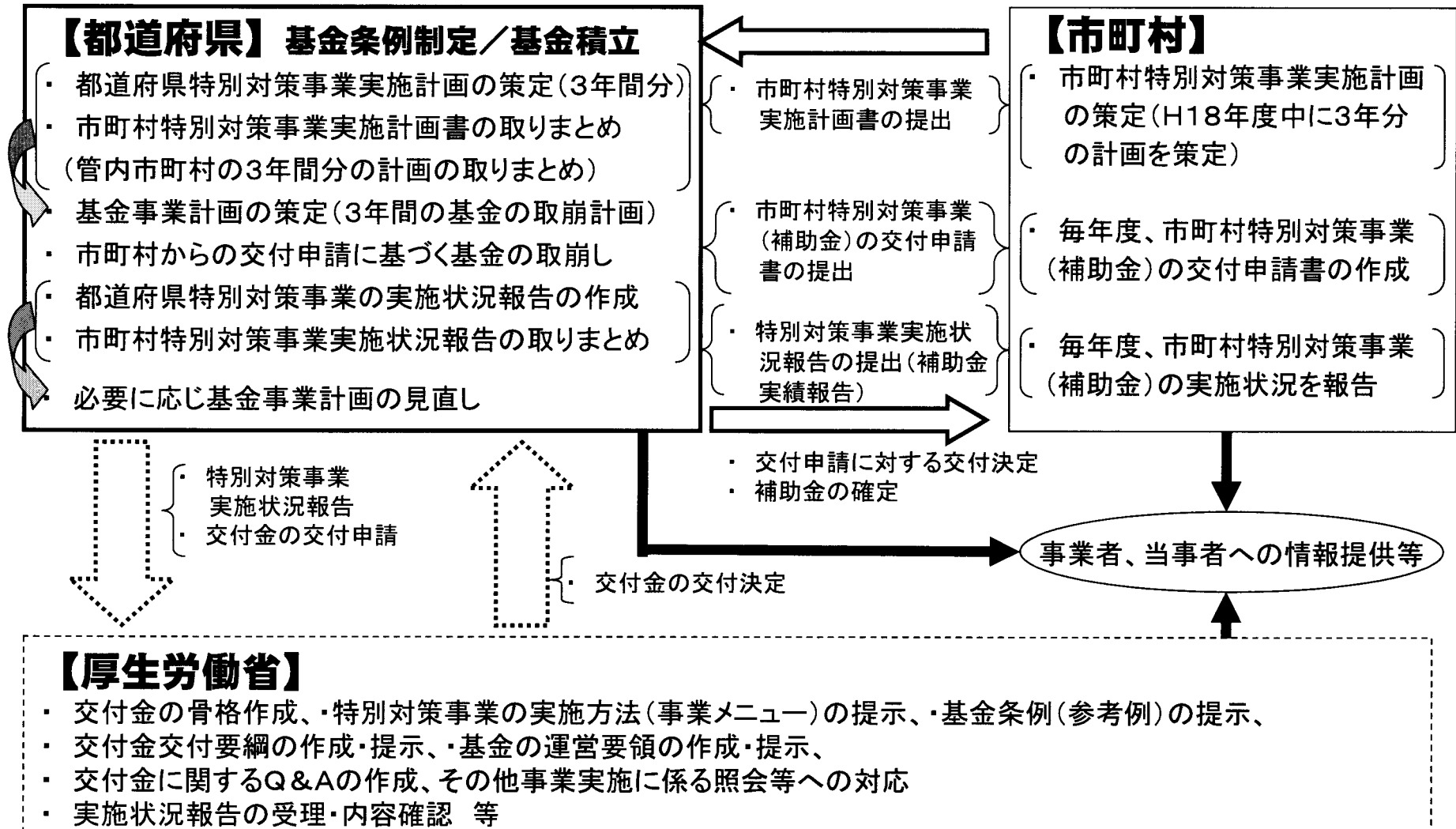
項目	事業内容
1. 事業者に対する激変緩和措置	
2. 新法への移行等のための緊急的な経過措置 (1) 新法に移行するまでの経過的な支援	
(2) 新法への移行のための支援	
(3) 制度改正に伴う緊急的な支援	

#### 5 添付資料

- (1) 当該年度の歳入歳出予算（見込）書抄本
- (2) その他参考となる資料



# 障害者自立支援対策臨時特例交付金の 実施に係る事務の流れ（案）



# 都道府県及び市町村が策定する特別対策事業実施計画

※1 都道府県及び市町村は平成18年度内に特別対策事業実施計画を策定

※2 市町村は策定した特別対策事業実施計画を平成18年度内に都道府県に対して報告

事業名	18年度	19年度	20年度	計
1. 事業者に対する激変緩和措置				
①事業運営円滑化事業	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
②通所サービス利用促進事業	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
2. 新法への移行等のための緊急的な経過措置				
①小規模作業所緊急支援事業	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
②障害者自立支援基盤整備事業	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
③〇〇〇〇事業	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
・・・	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
・・・等	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
計	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円

# 都道府県が策定する基金事業計画

- ※1 都道府県は、都道府県の特別対策事業実施計画及び管内市町村から報告された市町村特別対策事業実施計画に基づき、平成18年度中に基金事業計画を策定
- ※2 都道府県は、前年度の実施状況報告及び当該年度の交付申請等を勘案し、必要に応じて基金事業計画を変更

事業名	18年度	19年度	20年度	計
(都道府県事業分)	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
(市町村事業分)	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
計	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円

(案)

厚生労働省発障第 号  
平成 年 月 日  
補正予算成立日

各都道府県知事殿

厚生労働事務次官

平成18年度障害者自立支援対策臨時特例交付金について

標記の交付金の交付については、別紙「平成18年度障害者自立支援対策臨時特例交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行うこととされ、平成 年 月 日  
補正予算成立日  
から適用することとしたので通知する。

## 平成18年度障害者自立支援対策臨時特例交付金交付要綱（案）

## （通則）

- 1 障害者自立支援対策臨時特例交付金（以下「交付金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年<sup>厚生労働省</sup>令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

## （交付の目的）

- 2 この交付金は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）（以下、「新法」という。）の施行に伴う激変緩和、新たな事業に直ちには移行できない事業者の経過的な支援等新法への円滑な移行の促進を図るため、都道府県に設置する基金の造成に必要な経費を交付することにより、障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

## （交付対象事業）

- 3 この交付金は、平成18年〇月〇日障発第〇〇〇号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「障害者自立支援対策臨時特例基金運営要領」（以下「運営要領」という。）に基づいて、都道府県が行う基金の造成（以下「事業」という。）に必要な経費を交付の対象とする。

## （交付額の算定方法）

- 4 この交付金の交付額は、次の（1）及び（2）により算定された額の合計額とする。

## （1）事業者に対する激変緩和措置分

事業者に対する激変緩和措置にかかる交付額は、次のア及びイにより算定された額の合計額（ただし、円未満は切捨てるものとする。）と運営要領に定める別添の1の事業を実施するための基金の造成に要する経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

$$\text{ア} \quad 195 \text{ 億円} \times \frac{\text{当該都道府県の施設訓練等支援費給付実績（通所施設及び入所施設）}}{\text{全都道府県の施設訓練等支援費給付実績（通所施設及び入所施設）}}$$

$$\text{イ} \quad 105 \text{ 億円} \times \frac{\text{当該都道府県の通所施設及び入所施設の通所分の施設数}}{\text{全都道府県の通所施設及び入所施設の通所分の施設数}}$$

(2) 新法への移行等のための緊急的な経過措置分

新法への移行等のための緊急的な経過措置にかかる交付額は、次のア、イ及びウにより算定された額の合計額（ただし、円未満は切捨てるものとする。）と運営要領に定める別添の2の事業を実施するための基金の造成に要する経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア 定額分 5億円

イ 人口割分 235億円 ×  $\frac{\text{当該都道府県の人口}}{\text{全都道府県の人口}}$

ウ 厚生労働大臣が必要と認めた額

(交付金の概算払)

5 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払いをすることができる。

(交付の条件)

6 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 事業に係る経理と他の経理は区別しなければならない。
- (5) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について、その証拠書類を整備し、当該帳簿及び証拠書類を、事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。
- (6) 基金は善良な管理者の注意をもって管理し、2の目的に反して、基金を取り崩し、処分及び担保に供してはならない。
- (7) 都道府県は、毎年度基金事業に係る経理の精算終了後、別に定めるところにより、事業実施報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
- (8) 基金を解散する場合には、解散するときに保有する基金の残余额を厚生労働大臣に報告し、その指示を受けて国庫に納付しなければならない。
- (9) 基金の解散後においても、助成事業者からの返還が生じた場合には、これを国庫に納付しなければならない。

(申請手続)

7 この交付金の交付の申請は、別紙様式1による申請書に關係書類を添えて、平成19

年〇月〇〇日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。  
(発出後15日)

(実績報告)

8 この交付金の事業実績報告は、基金設置後速やかに(6の(2)に掲げる条件により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日)又は平成19年4月10日のいずれか早い日までに別紙様式2による報告書を厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

(交付金の返還)

9 厚生労働大臣は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

10 特別の事情により4、7及び8に定める手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

(別紙様式 1)

第 号  
平成〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働大臣 〇〇 〇〇 殿

都道府県知事 〇〇 〇〇

平成 18 年度障害者自立支援対策臨時特例交付金の交付申請について

標記について、関係書類を添えて次のとおり申請する。

- |   |                     |   |   |
|---|---------------------|---|---|
| 1 | 交付申請額               | 金 | 円 |
| 2 | 基金造成経費所要額調書 (別紙 1)  |   |   |
| 3 | 基金造成事業計画書 (別紙 2)    |   |   |
| 4 | 添付書類                |   |   |
|   | (1) 歳入歳出予算 (見込) 書抄本 |   |   |
|   | (2) その他参考となる書類      |   |   |



別紙 1

基金造成経費所要額調書

区分	基金造成に要する 経費の支出予定額 (A)	寄付金その他の収 入額 (B)  円	差引額 (A-B) (C)  円	算出された 合計額 (D)  円	交付金所要額 (CとDを比較して少 ない方の額)  円
(1) 事業者に対す る激変緩和措置 分					
(2) 新法への移行 等のための緊急 的な経過措置分					
合 計					

別紙 2

基金造成事業計画書

基金の保有区分	保管予定額	備 考
	(円)	
合計額		

- (注) 1 基金の保有区分は、保有形態別に記載すること。  
 2 備考欄は、基金の保有形態別に造成予定年月日、年利率等を記載すること。

(別紙様式 2)

第 号  
平成〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働大臣 〇〇 〇〇 殿

都道府県知事 〇〇 〇〇

平成 18 年度障害者自立支援対策臨時特例交付金の事業実績報告について

標記について、関係書類を添えて次のとおり報告する。

- 1 交付精算額 金 円
- 2 基金造成経費精算書 (別紙 1)
- 3 基金造成事業実施状況調書 (別紙 2)
- 4 添付書類
  - (1) 条例
  - (2) 歳入歳出決算 (見込) 書抄本
  - (3) その他参考となる書類

## 基金造成経費精算書

区分	基金造成に要 する経費の 支出額 (A) 円	寄付金その他 の収入額 (B) 円	差引額 (A-B) (C) 円	算出された合 計額 (D) 円	交付所要額 (CとDを比較 して少ない方 の額) (E) 円	交付決定額 (F) 円	交付金受入額 (G) 円	差引交付額 (F-E) 円
(1) 事業者に対す る激変緩和措置 分								
(2) 新法への移行 等のための緊急 的な経過措置分								
合 計								

別紙 2

基金造成事業実施状況調書

基金の 保有区分	造成年月日	保管額	年利率	備 考
		円		
合計額				

# 障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策事業の実施方法について

※ 本資料は現時点での案であり、今後、変更があり得るものである。

# 目 次

1. 事業者に対する激変緩和措置	
① 事業運営円滑化事業	2
② 通所サービス利用促進事業	10
2. 新法への移行等のための緊急的な経過措置	
(1) 新法に移行するまでの経過的な支援	
③ 小規模作業所緊急支援事業	12
④ デイサービス事業等緊急移行支援事業	14
(2) 新法への移行のための支援	
⑤ 障害者自立支援基盤整備事業	16
⑥ 移行等支援事業	18
⑦ 地域移行・就労支援推進強化事業	19
(3) 制度改正に伴う緊急的な支援	
⑧ 相談支援体制整備特別支援事業	25
⑨ 障害児を育てる地域の支援体制整備事業	27
⑩ 障害者自立支援法施行円滑化事務等特別支援事業	28
⑪ 就労意欲促進事業	29
⑫ その他法施行に伴い緊急に必要な事業	30

# **1 事業者に対する激変緩和措置**



# ① 事業運営円滑化事業

## 1 事業の目的

報酬の日払い方式の導入に即座に対応することが困難な事業所については、従前の月払いによる報酬額の80%を保障する「激変緩和加算」を位置付けているところであるが、さらに月払いによる報酬額の90%を保障するとともに、新体系へ移行した場合についても、従前の報酬単価の90%を保障し、事業所のより一層の安定的な運営を確保することを目的とする。

## 2 事業の内容

(1) 実施主体 市町村（都道府県等）

(2) 事業の内容

### ① 旧体系における激変緩和措置

次に掲げる施設について、従前の月払いによる報酬額の80%を保障する激変緩和加算の保障額を90%まで引き上げた場合に、当該激変緩和加算による加算額との差額について助成する。

- ・ 旧身体障害者更生施設、旧身体障害者療護施設、旧身体障害者入所授産施設、旧身体障害者通所授産施設、旧知的障害者入所更生施設、旧知的障害者入所授産施設、旧知的障害者通勤寮、旧知的障害者通所更生施設、旧知的障害者通所授産施設又は障害児施設（各入所施設の通所部を含む。）

### ② 新体系移行時における激変緩和措置

次のアに掲げる施設が次のイのいずれかの事業に転換した場合に、新体系へ移行後の平均単価が、新体系へ移行した月の前月の旧体系における平均単価の90%を下回る場合に、その差額を助成する。

ア 旧身体障害者更生施設、旧身体障害者療護施設、旧身体障害者入所授産施設、旧身体障害者通所授産施設、旧知的障害者入所更生施設、旧知的障害者入所授産施設、旧知的障害者通勤寮、旧知的障害者通所更生施設、旧知的障害者通所授産施設又は障害児施設（各入所施設の通所部を含む。）

イ 療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援若しくは就労継続支援又は障害者支援施設

(3) 補助単価

① (2)の①の場合

月払いの報酬額の90%を保障とした場合の加算額－激変緩和加算（月払いの80%）による加算額

② (2)の②の場合

{ (旧体系における平均単価×90%) - (新体系における平均単価) } × 延べ利用者数

※ 詳細な算定方法については、別紙のとおりとする。

3 補助割合 1 / 2

4 実施年度 19年度～20年度

5 その他

利用者負担については、徴収は不可とする。

6 事業担当課室・係 障害福祉課 居住支援係

# ①（別紙1）旧体系の激変緩和措置の助成額の算定方法

## (1) 激変緩和加算の対象となる事業所の場合

### ① 通所による授産施設支援

◎ 激変緩和加算 (給付費による80%保障)	・・・ 加算算定基準単位数(B) - 実利用延べ日数に係る単位数(A)
◎ 助成額 (90%保障)	・・・ 助成算定基準単位数(C) - 加算算定基準単位数(B)

○ 実利用延べ日数に係る単位数(A)・・・

$$\left\{ \begin{array}{l} 1月間の身体障害者の利用日数の合計数 \times 身体障害者に係る 区分Aの所定単位数 \\ 1月間の知的障害者の利用日数の合計数 \times 知的障害者に係る 区分Aの所定単位数 \\ 1月間の精神障害者の利用日数の合計数 \times 精神障害者に係る 所定単位数 \end{array} \right.$$

○ 加算算定基準単位数(B)・・・

$$\left\{ \begin{array}{l} 平成18年3月の身体障害者の利用者数 \times 22日 \times 身体障害者に係る 区分Aの所定単位数 \\ 平成18年3月の知的障害者の利用者数 \times 22日 \times 知的障害者に係る 区分Aの所定単位数 \\ 平成18年3月の精神障害者の利用者数 \times 22日 \times 精神障害者に係る 所定単位数 \end{array} \right\} \times 80\%$$

○ 助成算定基準単位数(C)・・・

$$\left\{ \begin{array}{l} 平成18年3月の身体障害者の利用者数 \times 22日 \times 身体障害者に係る 区分Aの所定単位数 \\ 平成18年3月の知的障害者の利用者数 \times 22日 \times 知的障害者に係る 区分Aの所定単位数 \\ 平成18年3月の精神障害者の利用者数 \times 22日 \times 精神障害者に係る 所定単位数 \end{array} \right\} \times 90\%$$

※ 知的障害者通所授産施設（30人規模、身体障害者5名・知的障害者25名）の場合の例

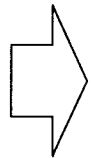
### ① 当該月利用分

	利用日数の合計数	所定単位数	当該月の利用日数に係る単位数
身体障害者	80 (人/日)	543単位	43,440単位
知的障害者	440 (人/日)	601単位	264,440単位
実利用延べ日数に係る単位数(A)			307,880単位

② 平成18年3月利用分

	利用者数		所定単位数	平成18年3月の利用者数に係る単位数
身体障害者	5 (人)	×22日	543単位	59,730単位
知的障害者	25 (人)	×22日	601単位	330,550単位
合 計 (※)				390,280単位
加算算定基準単位数 (B) (※×80%)				312,224単位
助成算定基準単位数 (C) (※×90%)				351,252単位

③ 加算額及び助成額



- ◇ 激変緩和加算・・・312,224 (B) - 307,880 (A) = 4,344単位
- ◇ 助成額・・・・・・・・351,252 (C) - 312,224 (B) = 39,028単位

## ② 通所による授産施設支援以外の指定旧法施設支援

- ◎ 激変緩和加算 …… (加算算定基準数 (B) - 実利用延べ日数 (A)) × 区分Aの所定単位数  
 (給付費による80%保障)
- ◎ 助成額 …… (助成算定基準数 (C) - 加算算定基準数 (B)) × 区分Aの所定単位数  
 (90%保障)

○ 実利用延べ日数(A) …… 1月間の入所者の利用日数の合計数 (人日)

○ 加算算定基準数(B) …… 平成18年3月の実利用者数 (人) ×  $\left. \begin{array}{l} 30.4日 (入所の場合) \\ 22日 (通所の場合) \end{array} \right\} \times 80\%$

○ 助成算定基準数(C) …… 平成18年3月の実利用者数 (人) ×  $\left. \begin{array}{l} 30.4日 (入所の場合) \\ 22日 (通所の場合) \end{array} \right\} \times 90\%$

### ※ 知的障害者通所更生施設 (30人規模) の場合の例

実利用延べ日数 (A)	500 (人/日)	
平成18年3月の実利用者数	29 (人)	
加算算定基準数 (B)	$29 \times 22日 \times 80\%$	510 (人/日)
助成算定基準数 (C)	$29 \times 22日 \times 90\%$	574 (人/日)



- ◇ 激変緩和加算 …… (510 (B) - 500 (A)) × 700単位 = 7,000単位
- ◇ 助成額 …… (574 (C) - 510 (B)) × 700単位 = 44,800単位

## (2) 激変緩和加算の対象とならない事業所の場合

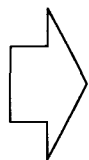
◎ 助成額 …… (助成算定基準数 (B) - 実利用延べ日数 (A)) × 区分Aの所定単位数

○ 実利用延べ日数(A)…1月間の入所者の利用日数の合計数(人日)

○ 助成算定基準数(B)…平成18年3月の実利用者数(人) ×  $\left\{ \begin{array}{l} 30.4\text{日 (入所の場合)} \\ 22\text{日 (通所の場合)} \end{array} \right\} \times 90\%$

※ 知的障害者通所更生施設(30人規模)の場合の例

実利用延べ日数 (A)		560 (人/日)
平成18年3月の実利用者数		29 (人)
助成算定基準数 (B)	29 × 22日 × 90%	574 (人/日)



◇ 助成額 …… (574 (B) - 560 (A)) × 700単位 = 9,800単位

# ① (別紙2) 新体系移行時の激変緩和措置の助成額の算定方法

## (1) 新体系へ移行した月の前月1月間(旧体系)の平均単価の90%を算定。

※ 身体障害者通所授産施設(30人規模、丙地、1月間の各週の利用日数が変わらない場合)の例

	区分	単価	月	火	水	木	金	総費用
Aさん	A	543単位	○	○	○	○	○	27,150円
Bさん	A	543単位	○	○		○	○	21,720円
Cさん	B	519単位	○		○		○	15,570円
合計			12人(延べ利用者数)					64,440円
平均単価(合計単位数÷延べ利用者数)								5,370円
平均単価の90%								4,830円

(注1) 平均単価の算定に当たって、端数が生じる場合については、小数点以下第1位を四捨五入すること。

(注2) 平均単価の90%の算定に当たって、端数が生じる場合については、小数点以下第1位を切り捨てるものとする。

(注3) 丙地以外の地域については、総費用に地域区分の割合を乗じること。

## (2) 新体系へ移行した際の1月間の平均単価を算定。

	新体系のサービス	単価	月	火	水	木	金	総費用
Aさん	生活介護	547単位	○				○	10,940円
Bさん	就労継続支援B型	460単位	○	○		○	○	18,400円
Cさん	就労継続支援B型	460単位	○	○		○	○	18,400円
合計			10人(延べ利用者数)					47,740円
平均単価(合計単位数÷延べ利用者数)								4,770円

(注1) 平均単価の算定に当たって、端数が生じる場合については、小数点以下第1位を四捨五入すること。

(注2) 丙地以外の地域については、事業ごとの総費用に地域区分の割合を乗じること。

(3) (1)により算出した額が(2)により算出した額を上回る場合について、(1)と(2)の差額に、当該月の延べ利用者数を乗じて得た金額を助成する。

① 4,830円((1)の旧体系における平均単価の90%) - 4,770円((2)の新体系における平均単価) = 60円

② 60円×10人(延べ利用者数)×4週(1月4週の場合) = 2,400円 → 1月間の助成額



## ② 通所サービス利用促進事業

### 1 事業の目的

今般の制度改正の激変緩和措置の一環として、新体系の日中活動サービス事業所及び旧体系の通所施設における送迎サービスの実施を促進し、利用者がサービスを利用しやすくするとともに、送迎サービスの利用に係る利用者負担の軽減を図ることを目的とする。

### 2 事業の内容

(1) 実施主体 市町村

(2) 事業の内容

次のいずれかに該当する事業所が、当該事業所において行われる通所サービスの利用につき、利用者の送迎を行った場合（外部の事業者へ送迎を委託する場合も含む。）であって、申請時における直近1月間の送迎の実績が週3回（1回の送迎の利用者が一定程度以上である場合に限る。）以上であるものにつき、当該送迎に要する費用を助成する。

① 通所による生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援（障害者支援施設が行う場合も含む。）

② 旧身体障害者通所授産施設、旧知的障害者通所更生施設、旧知的障害者通所授産施設又は各入所施設の通所部

(3) 補助単価 （調整中）

3 補助割合 1／2

4 実施年度 19年度～20年度

5 その他

利用者負担については、徴収は不可とする（ただし、生活介護を除き、燃料費に係る実費相当額については、徴収可）。

6 事業担当課室・係 障害福祉課 居住支援係

## **2 新法への移行等のための緊急的な 経過措置**

(1) 新法に移行するまでの経過的な支援

## ③ 小規模作業所緊急支援事業

### 1 事業の目的

個別給付（生活介護、就労継続支援等）や地域活動支援センターなど新たなサービスへの移行が直ちにできない小規模作業所が、新たなサービスへ円滑に移行できるよう、経過的な措置として定額を助成する。

### 2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県（障害者団体への補助）

(2) 事業の内容

新たなサービスへの移行に向けて調整段階にあり、直ちに新たなサービスへの移行が困難である小規模作業所について、以下の要件を満たす場合に補助対象とする。

① 利用定員が概ね5名以上であり、原則として週4日以上利用できる小規模作業所

② 地域活動支援センター又は個別給付への移行計画（実利用人員の増加など地域活動支援センター等の要件を満たすための移行計画）を作成した小規模作業所

(3) 補助単価 110万円

3 補助割合 定額（10／10）

4 実施年度 18年度～20年度

### 5 その他

事業の実施にあたっては、以下の点に留意すること。

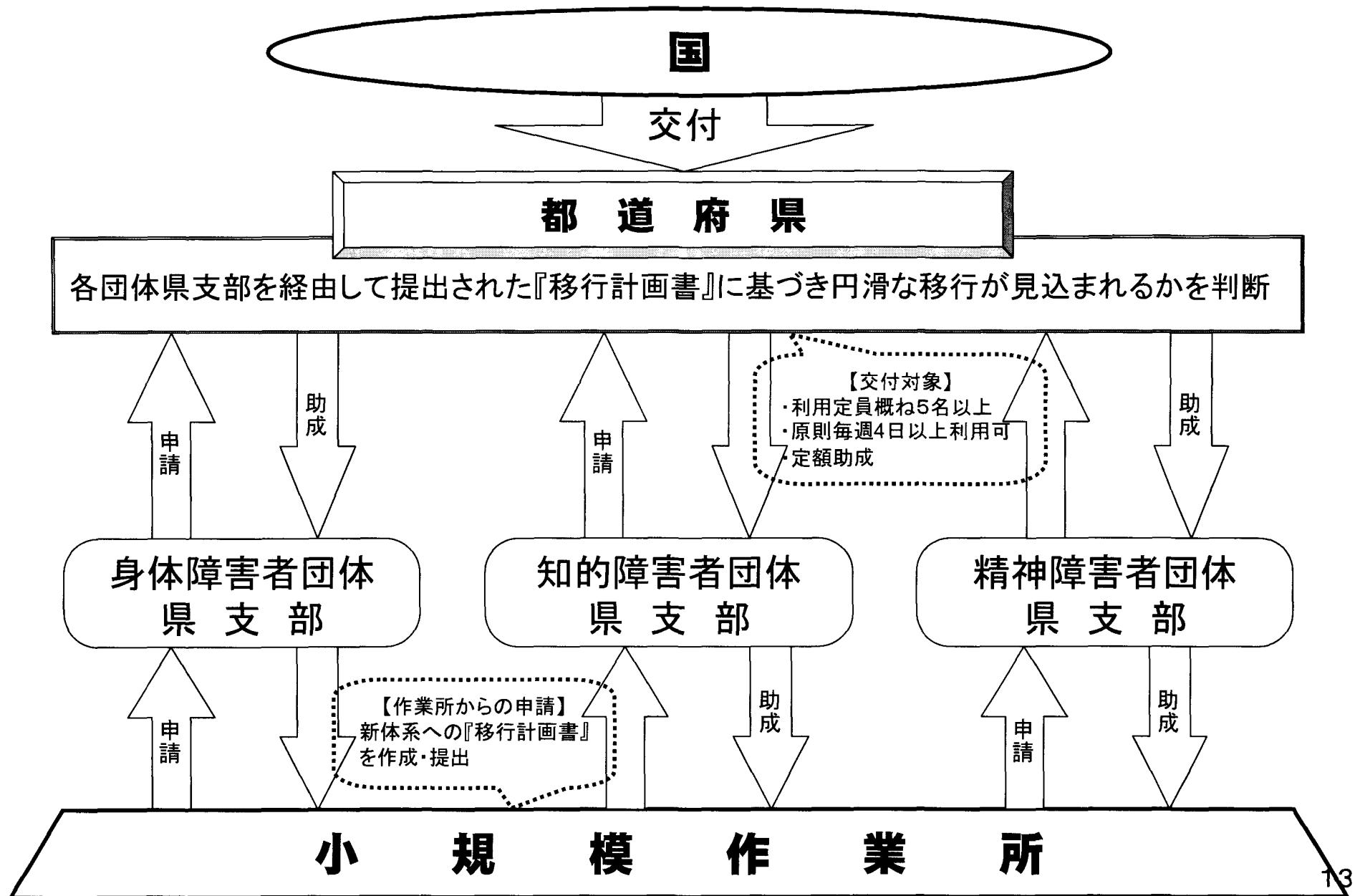
(1) 従来、民間団体を通じて国庫補助を行っていた小規模作業所に対する経過的な措置であることから、小規模作業所に精通した障害者団体を通じて協議・申請をさせる等の方法により実施すること。

(2) 新たなサービスへの移行時期は、平成20年度末までとすること。

(3) 移行計画の記入様式は、都道府県において任意に定めるものとする。

6 事業担当課室・係 地域生活支援室 地域生活支援事業係

# 交付の仕組み（小規模作業所緊急移行支援事業）



## ④ デイサービス事業等緊急移行支援事業

### 1 事業の目的

新たなサービスへの移行が直ちにできないデイサービス事業及び精神障害者地域生活支援センター等が、新たなサービスへ円滑に移行できるよう、経過的な措置として運営費を助成する。

### 2 事業の内容

(1) 実施主体 市町村

(2) 内容

新たなサービスへの移行に向けて調整段階であり、直ちに新たなサービスへの移行が困難であるデイサービス事業所等が地域活動支援センター又は個別給付への移行計画（実利用人員の増加など地域活動支援センター等の要件を満たすための移行計画）を作成した場合に必要な運営費及び体制整備（補助員雇上費、備品等更新費、改修費等）に係る経費を助成する。

(3) 補助単価 （調整中）

3 補助割合 定額（10／10）

4 実施年度 19年度～20年度

### 5 その他

(1) 新たなサービスへの移行時期は、平成20年度末までとすること。

(2) 移行計画の記入様式は、都道府県において任意に定めるものとする。

旧事業体系	地域生活支援事業	緊急移行支援事業	想定される事業
身体障害者デイサービス事業 知的障害者デイサービス事業	経過的デイサービス事業	デイサービス緊急移行支援事業	地域活動支援センター、生活介護、 自立訓練
精神障害者地域生活支援センター	経過的精神障害者地域生活支援 センター事業	精神障害者地域生活支援セン ター緊急移行支援事業	地域活動支援センター、生活介護、 相談支援事業

6 事業担当課室・係 地域生活支援室 地域生活支援事業係

## **2 新法への移行等のための緊急的な 経過措置**

### **(2) 新法への移行のための支援**

## ⑤ 障害者自立支援基盤整備事業

### 1 事業の目的

既存施設等が新体系に移行する場合等に必要となる、施設の改修等の経費に対し助成を行うことにより、新体系におけるサービスの基盤整備を図ることを目的とする。

### 2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県

(2) 事業の内容

事業の具体例としては、以下のとおりである。なお、既存の補助制度で対象としている事業については対象外とする。

#### 【 改 修 】

- ① 小規模作業所を新体系の設備基準に適合させるための改修工事
- ② ケアホーム等を実施するアパート等のバリアフリー化等に必要となる改修工事
- ③ 居宅介護事業及び相談支援事業を行うために必要となる既存建物の改修工事
- ④ その他基盤整備対策に資する改修工事

#### 【 増 築 】

- ① 生産事業等のための作業スペースの設置
- ② 新体系事業を行うにあたって必要となる厨房等の拡張工事
- ② その他基盤整備対策に資する増築工事

(3) 補助単価 (調整中)

3 補助割合 定額 (10/10)

4 実施年度 18年度～20年度

5 事業担当課室・係 障害福祉課 福祉財政係 (施設整備担当)



## ⑥ 移行等支援事業

### 1 事業の目的

新たなサービスへ移行できていない小規模作業所、デイサービス事業、精神障害者地域生活支援センター、その他旧体系サービス事業者（以下、「小規模作業所等」という。）が、個別給付や地域活動支援センターなど新たなサービスへ円滑に移行できるようにするための事業を実施する。

### 2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県（社会福祉法人等への委託可）

(2) 内容

#### ① 移行推進コンサルタント派遣事業

小規模作業所等にコンサルタントを派遣し、移行のための体制づくり、事業内容の充実等、新体系に円滑に移行できるよう支援する。

#### ② 移行推進研修会開催事業

複数の小規模作業所等の経営者等に対して、経理事務（財務、会計の処理等）、法人格の取得のための支援などを図るための研修会を継続的に実施する。

(3) 補助単価 （調整中）

3 補助割合 定額（10／10）

4 実施年度 18年度～20年度

### 5 その他

新たなサービスへの移行計画を作成した小規模作業所等を優先して実施すること。

また、地域活動支援センターについても、より安定した事業運営が図られるよう、積極的に個別給付への移行を促進すること。

6 事業担当課室・係 地域生活支援室 地域生活支援事業係

# ⑦ 地域移行・就労支援推進強化事業

## 1 事業の目的

新たなサービスへの円滑な移行に向けて、関連する各施策を強化するための各種の事業を、緊急的かつ集中的に実施することにより、地域への移行、就労支援等をより一層推進することを目的とする。

## 2 事業の内容

地域移行、退院促進及び就労支援等のための関係機関のネットワーク強化、グループホーム等の借り上げのための初度経費の助成、就労支援のための実習受入先の開拓や重度訪問介護に関する基盤整備等を行う。

- (1) 精神障害者退院促進強化事業 (⑦別紙1のとおり)
- (2) グループホーム・ケアホーム整備推進事業 (⑦別紙2のとおり)
- (3) 就労支援事業移行初期支援強化事業 (⑦別紙3のとおり)
- (4) 在宅重度障害者地域生活支援基盤整備事業 (⑦別紙4のとおり)

# ⑦（別紙１）精神障害者退院促進強化事業

## 1 事業の目的

いわゆる社会的入院者の退院促進を図ることは急務であり、従来より退院促進支援事業を実施してきたところであるが、こうした取り組みを各都道府県が全域的に展開していくためには、退院促進に関する知識・技術を有した者を一定程度確保することが非常に重要である。

このため、地域において指導的役割を果たす退院促進に関する専門家を養成するとともに、地域における受入基盤の拡充を図ることにより、退院促進支援事業の円滑かつ効果的な実施を図ることを目的とする。

## 2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県

(2) 事業の内容

### ① 退院支援に関する専門家の養成研修

【対象者】 都道府県職員等

【研修内容】 長期入院者への支援に必要な知識・技術の習得、退院促進先進地区における実習 等

### ② 退院支援に関する理解促進のための基礎研修

【対象者】 市町村職員、地域住民等

【研修内容】 精神障害者の特性の理解、元社会的入院者の体験談、病院見学 等

(3) 補助単価 (調整中)

3 補助割合 定額 (10/10)

4 実施年度 18年度～20年度

5 事業担当課室・係 障害福祉課 通所サービス係

## ⑦ (別紙2) グループホーム・ケアホーム整備推進事業

### 1 事業の目的

アパートや一般住宅等を借り上げてグループホーム・ケアホームを実施するに当たり、借上に伴う初度経費(敷金・礼金)の負担を軽減し、障害者が地域で暮らせるように支援することを目的とする。

### 2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県

(2) 事業の内容

グループホーム等を実施するに当たり、アパート等の借り上げに伴い、初度に係る敷金・礼金に対し助成を行う。

(3) 補助単価 (調整中)

3 補助割合 定額 (10/10)

4 実施年度 18年度～20年度

5 事業担当課室・係 障害福祉課 居住支援係

# ⑦（別紙 3）就労支援事業移行初期支援強化事業

## 【障害者職場実習設備等整備事業】

### 1 事業の目的

職場実習は、事業所内での作業等以外の作業体験が可能であり、就労支援利用者等が、作業能率の向上や、現場感覚を習得できるなど、一般就労への移行に有効なものである。

このため、就労移行支援、就労継続支援事業者等から職場実習を受け入れる企業が、受入のために企業内の設備の更新等を実施した場合にその費用を助成することとし、もって職場実習の受入先の確保を促進することを目的とする。

### 2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県

(2) 事業の内容

#### ① 実施方法

職場実習を受け入れる予定の企業は、①実習内容、②これまでの実習の実績、③職場実習派遣元事業所（施設）名、④職場実習年間受入予定（可能）人数、及び⑤当該受入に際し必要な備品等の購入に要する額等を都道府県に対し申請し、都道府県はこれらの内容を審査した上で助成する。

なお、本事業費により職場実習環境を構築した企業は、都道府県が「職場実習受入企業」として広く公表し積極的な受入を促すこと等により、今後効果的かつ継続的な職場実習を図ることとする。

#### ② 対象企業

就労移行支援事業、就労継続支援（A型、B型）事業、授産施設（3障害、通所・入所・小規模）から職場実習を継続的に受け入れる民間企業

(3) 補助単価 （調整中）

3 補助割合 定額（10／10）

4 実施年度 18年度～20年度

5 事業担当課室・係 障害福祉課 就労支援係

## 【就労支援ネットワーク構築事業】

### 1 事業の目的

障害者の就労支援を効果的に推進するためには、就労移行支援事業、就労継続支援事業の移行促進のみならず、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター及び養護学校等地域の社会資源と就労支援ネットワークを構築し、各機関が連携し、情報の共有化を図りながら適切な支援を実施することが重要である。

このため、障害保健福祉圏域等の地域における就労支援ネットワークの構築に必要な、情報の共有化を図るためのホームページの開設や各種研修会の開催等に要する費用を助成することとし、もって、地域における就労支援ネットワークの構築の促進を図ることを目的とする。

### 2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県

(2) 事業の内容

都道府県内の各障害保健福祉圏域における就労支援ネットワークの構築のために開催した会議、情報共有化を目的としたホームページの構築、研修会等に要する費用を助成する。

なお、これらの事業を各ネットワーク内の幹事事業者に委託することも可能。

(3) 補助単価 (調整中)

3 補助割合 定額(10/10)

4 実施年度 18年度～20年度

5 事業担当課室・係 障害福祉課 就労支援係

## **2 新法への移行等のための緊急的な 経過措置**

**(3) 制度改正に伴う緊急的な支援**

# ⑧ 相談支援体制整備特別支援事業

## 1 事業の目的

障害者が地域で安心して生活するためには、地域自立支援協議会をはじめとする相談支援体制の構築が重要であり、本事業によりその体制整備や充実強化を促進し、早急に地域における相談支援体制を整備・確立することを目的とする。

## 2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県

(2) 事業の内容

### ① 特別アドバイザー派遣事業

- 先進地のスーパーバイザーや学識経験者等2～3名を特別アドバイザーとして招聘し、チームで都道府県内の相談支援体制の整備や充実強化に向けて、評価、指導等を実施する。
- 特別アドバイザーは、毎月1回程度（集中的に何日間か実施することも可）都道府県を訪問し、都道府県の担当職員及び当該県のアドバイザーと十分連携しながら、以下の事業を行う。
  - ・ 都道府県自立支援協議会の設立・充実強化の支援
  - ・ 県内を巡回するなどして、市町村（圏域）ごとの相談支援体制や地域自立支援協議会の立ち上げ・運営等についての具体的で丁寧な支援
    - （例） 小規模市町村が圏域単位で相談支援体制を共同で実施する場合のアドバイス  
地域自立支援協議会に参加して、会議の持ち方や運営方法等について具体的にアドバイス等
  - ・ 県内の相談支援関係者を対象とした連絡会議・研修会の開催による人材育成支援



② 相談支援事業立ち上げ支援事業

相談支援事業（市町村が社会福祉法人等に委託して実施する場合を含む。）立ち上げ等に当たり、必要な設備整備等について支援する。

③ ピアサポート強化事業

市町村（市町村が相談支援事業者等に委託して実施する場合を含む。）が障害者を対象として、地域交流や自己啓発などの社会参加に資する事業（障害当事者が障害者の活動をサポートする形態とする。）を実施する場合に、必要な設備整備等について支援する。

例えば、パソコン教室（障害者と同数程度の同一障害の当事者がサポート）を開催し、障害者が仲間づくりや地域に関わる手段を身につけることにより障害者の地域生活のきっかけづくりのための支援を行うために必要な設備整備等。

(3) 補助単価 （調整中）

3 補助割合 定額（10／10）

4 実施年度 18年度～20年度

5 事業担当課・係 障害福祉課 相談支援係

# ⑨ 障害児を育てる地域の支援体制整備事業

## 1 事業の目的

障害児を育てる保護者は、一般の子育てグループに入ると疎外感などを感じることから、子育てグループの利用を敬遠しているケースがあり、気軽に育児についての不安を打ち明ける場所がない。

そこで、市町村がこのような親の不安解消のための交流の場を整備し、気軽に利用できるような仕組みとすることで、障害児を抱える親の育児不安の軽減を図るとともに相談支援の充実を図ることを目的とする。

## 2 事業の内容

(1) 実施主体 市町村（パンフレット作成検討会議については、都道府県等）

### (2) 事業の内容

障害児を育てる親の相談支援充実のため、以下の事業等を実施する。

- ① 障害児を育てた子育ての先輩等との体験交流のスペースの整備及び遊具の設置
- ② 障害児療育支援のためのパンフレット作成に関する検討会議等
- ③ 相談支援の場における障害早期発見のための療育器具の整備

(3) 補助単価 （調整中）

3 補助割合 定額（10／10）

4 実施年度 18年度～20年度

5 事業担当課室・係 障害福祉課 障害児支援係

# ⑩ 障害者自立支援法施行円滑化事務等特別支援事業

## 1 事業の目的

障害者自立支援法の施行に伴い地方自治体において一時的に必要となる施行事務に要する費用に対して所要の助成を行い、もって障害者自立支援法に基づく障害者自立支援制度の基盤の安定化及び適正な運営に資することを目的とする。

## 2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県及び市町村

(2) 事業の内容

障害者自立支援法（児童福祉法等障害福祉関係各法の一部改正法を含む。）の施行に伴って必要となる都道府県又は市町村における以下の経費について助成を行う。

ア 障害者自立支援給付支払システム等の開発・改修等経費

イ 広報啓発経費

ウ その他一時的な事務処理に要する経費

(3) 補助単価 （調整中）

3 補助割合 定額（10／10）

4 実施年度 18年度～20年度

## 5 その他

都道府県は、19年10月稼働の国保連合会システムの構築に係る経費について、市町村の委託料の低減を図る等システム全体の安定的な運用を確保する観点から、地域の実情に応じて支援することができるものとする。

6 事業担当課室・係 企画課 自治体支援担当

# ⑪ 就労意欲促進事業

## 1 事業の目的

入所施設で工賃を得て働く者のうち一定の要件を満たすものに対し、これまでの食費負担等にも配慮した給付金を支給し、もって施設に入所する障害者の就労意欲の向上と就労を通じた自立を一層促進することを目的とする。

## 2 事業の内容

(1) 実施主体 市町村

(2) 事業の内容

平成18年度において入所施設（指定障害者支援施設及び入所に係る特定旧法指定施設（旧知的障害者通勤寮を除く。）をいう。）で生産活動に従事していた低所得者（所得区分が「低所得1」又は「低所得2」の者に限る。）に対し、更なる就労意欲の向上と就労を通じた自立を一層促進する観点から、工賃額に応じた給付金を支給する。

(3) 補助単価 （調整中）

3 補助割合 1／2

4 実施年度 18年度（又は19年度）

5 事業担当課室・係 障害福祉課 企画法令係

## ⑫ その他法施行に伴い緊急に必要な事業

### 1 事業の目的

これまでに掲げた事業のほか、障害者自立支援法の施行に伴い緊急に対応する必要がある事業を実施する。

### 2 事業の内容

- (1) 事業者コスト対策 (⑫別紙1のとおり)
- (2) 進行性筋萎縮症者療養等給付事業受給者に対する激変緩和措置 (⑫別紙2のとおり)
- (3) オストメイト(人工肛門・人工膀胱造設者)対応トイレ設備緊急整備事業 (⑫別紙3のとおり)
- (4) 視覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業 (⑫別紙4のとおり)

## ⑫（別紙 1）事業者コスト対策

### 1 事業の目的

障害者自立支援法の施行時に伴い、制度の移行期に特有の事由から、会計処理システムの改修や報酬等請求事務処理のための関連経費の増加等により各事業者のコストが著しく増加していることから、事業者コストの一部を助成することにより、円滑な障害者自立支援法の施行と各事業者の新体系への移行を図ることを目的とする。

### 2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県

(2) 事業の内容

障害者自立支援法の施行に伴う制度の移行期に特有の事由から、会計処理システムの改良費や報酬等請求のための関連経費など、通常では発生しないコストの増加分を助成する。

#### <助成額の考え方>

助成する額としては、18年度中の制度移行期に発生した事業者コストの移行に伴う増加分であり、その中には、18年度の社会経済情勢の変化に伴うコストの増加分（原油高騰対策など）について含めることも可能とする。

(3) 補助単価 (調整中)

3 補助割合 定額 (10/10)

4 実施年度 18年度 (又は19年度)

5 事業担当課室・係 障害福祉課 居住支援係

## ⑫ (別紙 2) 進行性筋萎縮症者療養等給付事業受給者に対する 激変緩和措置

### 1 事業の目的

進行性筋萎縮症者療養等給付事業受給者で引き続き「療養介護事業」の対象となる者については、他制度利用者に比べ、大幅な負担増となるケースがあることから、生活支援を行い、生活環境の大幅な変化を緩和することを目的とする

### 2 事業の内容

(1) 実施主体 市町村

(2) 事業の内容

進行性筋萎縮症者療養等給付事業受給者であって、かつ引き続き「療養介護事業」を利用している低所得1及び低所得2の者に対し給付を行う。

(3) 給付額

同事業は、あくまで激変緩和の観点から行うものであって、前年度に比して大幅な負担増を考慮の上、2年間に限り実施するものであること。

なお、給付額については、18年10月の「療養介護事業」利用者負担額から18年9月の利用者負担額の2倍の額を差し引いた額を目安とすること。

3 補助割合 1/2

4 実施年度 19年度～20年度

5 事業担当課室・係 障害福祉課 障害児支援係

## ⑫（別紙3）オストメイト（人工肛門・人工膀胱造設者）対応 トイレ設備緊急整備事業

### 1 事業の目的

地域におけるオストメイトの社会参加を一層促進するため、既存の公共施設等に設置されている身体障害者用トイレに、オストメイト対応トイレ設備を整備し、オストメイトの福祉向上を目的とする。

### 2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県、市町村

(2) 事業の内容

オストメイトの社会参加を一層促進するため、既存の公共施設等に設置されている身体障害者用トイレにオストメイト対応トイレ設備の整備を行う。

(3) 補助単価 (調整中)

3 補助割合 定額(10/10)

4 実施年度 18年度～20年度

5 その他 オストメイトが頻繁に利用する公共施設等に整備するものとする。

6 事業担当課室・係 地域生活支援室 補装具給付係



## ⑫（別紙４）視覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業

### 1 事業の目的

地域における障害者に対する情報バリアフリーを一層促進するため、自治体や関係機関に情報支援機器等を整備し、視覚障害者や聴覚障害者等への情報支援の充実を図ることを目的とする。

### 2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県、市町村

(2) 事業の内容

視覚障害者や聴覚障害者等に対する点字や音声、手話等による情報支援のため、自治体や公立病院等の公的機関の窓口業務の円滑化等に必要な情報支援機器やソフトウェア等の整備を行う。

(3) 補助単価 (調整中)

3 補助割合 定額 (10/10)

4 実施年度 18年度～20年度

### 5 その他

対象品目の例は以下のとおり。

点字プリンター、自動点訳ソフト、視覚障害者用活字文書読上げ装置、視覚障害者用拡大読書器、聴覚障害者用通信装置 等

6 事業担当課室・係 地域生活支援室 情報支援係

# 障害者自立支援対策臨時特例 交付金に関するQ & A

※ 本資料は現時点での案であり、今後、変更があり得るものである。

**Q 1 今回の障害者自立支援対策臨時特例交付金はどのような趣旨で措置されたのか。**

A 1 障害者自立支援法は、地域移行の推進や就労支援の強化など、障害者が地域で普通に暮らせる社会を構築することを目指し、本年10月に本格施行されたところであり、この法を着実に定着させていくことが必要である。しかしながら、定率負担の導入や事業者への報酬の日払い化など本改革が抜本的なものであったことから、法の施行後もさまざまな意見が存在したところであり、こうしたさまざまな意見に対して、自立支援法の枠内で、かつその趣旨に沿ったものとする事、施行直後であることに鑑み報酬単価の変更は行わないこと、を基本的な考え方のもとに以下の3つの柱からなるもう一段の改善策を講じることとしたものである。

- ① 利用者負担の更なる軽減
- ② 事業者に対する激変緩和措置
- ③ 新法への移行等のための緊急的な経過措置

なお、①については19年度（及び20年度）当初予算で対応し、②及び③については18年度補正予算（障害者自立支援対策臨時特例交付金）で対応することとしたものである。

<地域生活支援室地域生活支援事業係>

**Q 2 「国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業」とは、どの時点をいうのか。**

A 2 負担（補助）を受けて事業に着手しているもののほか、国による国庫負担（補助）の決定（内示を含む）を受けているものについては、対象外とする。

<地域生活支援室地域生活支援事業係>

**Q 3 自治体独自の取組みとして、個人に金銭給付を行うことや利用者負担等個人の負担を直接的に軽減するために使用して差し支えないか。**

A 3 個人に対する金銭給付やサービス利用に伴う利用者負担金に対して特別対策事業から給付することは、今次の特別対策において、当事者、事業者、自治体関係者など各方面の意見や要望等を踏まえ、国において更なる軽減措置を講じることとしたものであり、また、個人に対する金銭給付についても、今般の交付金事業において必要な措置を盛り込んでいるところから、国費を用いて行うことは認められない。

<障害福祉課企画法令係>

**Q 4 障害者自立支援対策臨時特例交付金を受ける際、18年度中に都道府県は基金を造成しなければならないのか。**

A 4 障害者自立支援対策臨時特例交付金は、平成18年度に基金を造成することを目的として交付するものであり、平成18年度中に基金を設置する必要がある。

<地域生活支援室地域生活支援事業係>

**Q 5 障害者自立支援対策臨時特例交付金は、なぜ基金を造成することとしたのか。**

A 5 今回補正に計上した障害者自立支援対策臨時特例交付金については、障害者自立支援法の円滑な運営を図るため、新たな事業に直ちには移行できない事業者を経過的に支援するとともに、法施行当初の緊急的な需要に対応するための特別対策を講ずることが必要であるという事由に基づき、平成18年度中に同法の円滑な実施を図るための基金を造成することにより、平成18年度から平成20年度までの間、各自治体の判断により計画的な支援を行うことができるようにしたものである。

<地域生活支援室地域生活支援事業係>

**Q 6 事業者に対する激変緩和措置は、実施しなければならないのか。**

A 6 今回の改善策の趣旨・経緯に鑑み、事業者に対する激変緩和措置及び小規模作業所緊急支援事業（110万円の助成）については、対象となるすべての自治体において実施される必要があり、また、自治体間での取り扱いの公平性の観点から、就労意欲促進事業（工賃控除見直しに伴う給付事業）、デイサービス事業等緊急移行支援事業及びその他法施行に伴い緊急に必要な事業のうち進行性筋萎縮症者給付事業受給者に対する激変緩和措置についても、全国において実施される必要があると考えている。

<障害福祉課居住支援係>

**Q 7 地域生活支援事業の実施要綱記載の「経過的デイサービス、経過的精神障害者地域生活支援センター」の取扱いはどうなるのか。**

A 7 経過的デイサービス、経過的精神障害者地域生活支援センターの取扱いについては、既に地域生活支援事業の実施要綱にお示ししているとおり、平成18年度限りの措置としているところ。今回の障害者自立支援対策臨時特例交付金により、平成19年度及び20年度については、デイサービス緊急移行支援事業及び精神障害者地域生活支援センター緊急移行支援事業として実施を可能としたところであり、各自治体においては、個別給付や地域活動支援センターへの積極的な移行を図りつつ、本交付金を活用されたい。

＜地域生活支援室地域生活支援事業係＞

**Q 8 グループホームケアホームの整備など特別対策事業から障害者関連施設の施設整備費や土地の取得費に支出することは可能か。各地域では障害者の地域移行の受け皿が不足している実態があり、支出を可能とするべきであると考えが如何。**

A 8 グループホーム、ケアホームについては、その施設整備は従前から補助対象としていないことから、今回の立ち上げ支援でも、あくまでアパート等を借り上げた場合の改修費のみを対象とするものであり、施設自体の整備や土地の取得費については、対象とはならない。

＜障害福祉課福祉財政係＞

**Q 9 事業運営円滑化事業における旧体系と新体系の保障の考え方如何。**

A 9 事業運営円滑化事業については、事業者に対する激変緩和措置として実施するものであるが、旧体系における激変緩和措置としては、従前の月払い方式による報酬額の80%を保障する激変緩和加算の保障額を90%まで引き上げた場合に、当該激変緩和加算による加算額との差額を助成するものであって、これまでの80%保障と同様、日払い方式導入に伴う利用者の人日を保障するとの考え方である。

一方、新体系移行時における激変緩和措置としては、新体系への移行後の平均単価が、新体系へ移行した月の前月の旧体系における平均単価の90%を下回る場合に、その差額を助成するものであって、これは、新体系移行後において旧体系における報酬水準の90%を保障するとの考え方によるものである。

<障害福祉課居住支援係>

**Q 10 通所サービス利用促進事業の考え方如何。**

A 10 通所サービスにおいて送迎を実施している場合については、本来、一定程度の利用者数が確保できていれば、当該経費を賄うことは可能なものと考えているところであるが、新体系への移行が始まった時期においては、新体系についても旧体系についても、十分な利用者数の確保等が困難な状況であることから、通所サービス利用者の安定的な確保と、通所サービス利用を促進する観点から、障害者自立支援法の施行から間もない時期において、週3回以上かつ1回の送迎の利用者が一定程度以上である送迎サービスを実施している場合に限り、その経費を助成しようとするものである。

なお、助成する額については、現在関係方面との調整を含め検討中であるが、実効性のある助成となるようにしたいと考えている。

<障害福祉課居住支援係>

**Q11 障害者自立支援基盤整備事業は、整備後に引き続き経過措置の適用を受ける施設を対象としてよいか。**

A11 新体系におけるサービスの基盤整備を図るという趣旨に鑑み、引き続き経過措置の適用を受ける施設への補助は好ましくないが、やむを得ない事由がある場合においては、各自治体の実情に応じ判断されたい。

<障害福祉課福祉財政係>

**Q12 障害者自立支援基盤整備事業は、公立施設を対象としてよいか。**

A12 原則として民間法人を優先すべきであるが、各自治体の実情により必要性がある場合には対象とすることも可能とする。

<障害福祉課福祉財政係>

**Q13 障害者自立支援基盤整備事業は、NPO法人、株式会社等、社会福祉施設等施設整備費の対象となっていない団体についても、対象としてよいか。**

A13 対象としてよい。

<障害福祉課福祉財政係>



**Q14 グループホーム・ケアホーム整備推進事業としての敷金・礼金について、将来返還された場合にどのように取り扱うべきか。**

A14 敷金・礼金については、いわゆる保証金的預け金であって、事業費的な性格を有していないことから、一般的には公的助成の対象とはならないものであるが、今般の特別対策においては、政策的に一定程度のグループホーム・ケアホームが新たに設置されることを促進するために、助成の対象としたところ。

しかしながら、敷金・礼金は、借入期間が終了すると保障分を差し引くなどして返金される場所であるので、今般の特別対策についても、基金が解散後においても返金等があった場合については、国庫へ返納する必要がある。

ただし、返金後直ちに再度敷金・礼金として差し入れるなど、実質的に事業が継続している場合については、この限りでない。

<障害福祉課居住支援係>

**Q15 地域移行・就労支援推進強化事業における障害者職場実習設備等整備事業の実習受入先は、就労移行支援事業所や就労継続支援A型事業所等でもよいか。**

A15 就労移行支援や就労継続支援は、障害者がこれらの事業所を利用し、就労能力の向上等を図ることが本務であることから、対象としない。

<障害福祉課就労支援係>

**Q16 地域移行・就労支援推進強化事業における障害者職場実習設備等整備事業の受入企業の選定方法如何。**

A16 就労移行を熱心を実施している施設から推薦していただく方法や、公募する方法等が考えられるが、効率的な職場実習を推進するためにも、本事業の対象企業は職場実習受入の経験がある企業であることが望ましい。

<障害福祉課就労支援係>

**Q17 地域移行・就労支援推進強化事業における障害者職場実習設備等整備事業の実習受入先について、『「職場実習受入企業」として広く公表』とあるが、具体的にどのような方法により広く公表するのか。**

A17 職場実習受入企業として本事業を活用した企業においては、原則いつでも職場実習を受け入れることができる状況にあることから、これを積極的に活用するため、受入企業における受入可能人数や実習内容などの情報を、定期的に、授産施設、就労移行支援事業、就労継続支援事業等への周知はもとより、自治体のHPなどの広報媒体への掲載、ハローワークや養護学校、地域の就労支援ネットワークへの情報提供など、幅広く公表していただきたい。

<障害福祉課就労支援係>

**Q18 地域移行・就労支援推進強化事業における障害者職場実習設備等整備事業は、1企業あたり何回まで利用可能か。**

A18 1回のみ利用可能である。

<障害福祉課就労支援係>

**Q19 地域移行・就労支援推進強化事業における障害者職場実習設備等整備事業の職場実習の受入状況は、報告が必要か。**

A19 毎年度報告していただくことを予定している。

<障害福祉課就労支援係>

**Q20 相談支援体制整備特別支援事業における特別アドバイザー派遣事業の趣旨等について。**

A20 特別アドバイザー派遣事業は、全国全ての地域において、早急に地域における相談支援体制を整備・確立するために、都道府県相談支援体制整備事業によるアドバイザーの配置に加えて、先進地域等のノウハウを具体的に取り入れるために、相談支援体制の立ち上げ時に集中的に実施するものであり、各都道府県において実施していただきたいと考えている。

なお、特別アドバイザーの招聘に当たっては、上記の趣旨に鑑み、2年間にわたり毎月定期的な招聘を行うだけでなく、19年度に集中して実施したり、一定期間集中的に招聘するなどの工夫を地域の実情に応じて講ずること。

<障害福祉課相談支援係>

**Q21 相談支援体制整備特別支援事業における特別アドバイザーと都道府県相談支援体制整備事業によるアドバイザーとの違いや役割分担等について。**

A21 都道府県相談支援体制整備事業によるアドバイザー（以下、「県アドバイザー」という。）は、県又は圏域に配置され、担当圏域（市町村）を訪問して地域のネットワーク構築に向けた指導、調整を恒常的に行うことを想定。

特別アドバイザーは、都道府県全体でのシステムづくりや県アドバイザーと連携して特に相談支援体制が遅れている圏域（市町村）にピンポイントで指導・調整を行うことが期待される。例えば、当該地域に一定期間滞在して、自治体（地域自立支援協議会）等とともに地域診断を行うなどして、具体的な地域づくりに向けた方策の策定等に関与することも想定される。

また、都道府県においては、県内のアドバイザーや相談支援従事者の連絡会議等を定期的に開催することが望ましいと考えており、連絡会議等で特別アドバイザーから助言や研修を受けることも想定される。

<障害福祉課相談支援係>

**Q22 相談支援体制整備特別支援事業における特別アドバイザーの担い手について。**

A22 地域の実情や目的に応じて、以下のイメージを参考に各都道府県で選考されたい。

- ① 地域の相談支援体制整備やネットワークづくりに実績を有する者。具体的には、相談支援従事者研修の全国研修や各県研修の講師のうち地域で実践している者等が想定される。
- ② 地域の相談支援体制整備やネットワークづくりに実績を有する者で、近県又は県内で活動し、定期的な巡回指導等が可能な者。
- ③ 専門家、学識経験者を中心に、地域が抱える課題に即した特定分野（地域生活移行、グループホーム立ち上げ、退院促進、成年後見、就労支援等）に絞った密度の濃い支援や連絡会議等での講師を担える者。

<障害福祉課相談支援係>

**Q23 相談支援体制整備特別支援事業における相談支援事業立ち上げ支援事業は、例えば、都道府県が行う発達障害者支援センターの立ち上げについても助成対象となるのか。**

A23 地域（市町村）の相談支援体制の構築が主たる目的であるので、障害者相談支援事業、市町村相談支援機能強化事業及び住宅入居等支援事業（居住サポート事業）の新たな立ち上げ、充実強化や3障害の相談機能の統合に伴う設備整備等に対する支援を想定しているが、地域の実情に応じて、発達障害者支援センター等の立ち上げ時の設備整備等についても対象として差し支えない。

<障害福祉課相談支援係>

**Q24 相談支援体制整備特別支援事業における相談支援事業立ち上げ支援事業の具体的な助成対象経費は何か。**

A24 相談支援事業の立ち上げのために必要な設備整備。  
具体的な設備整備としては、例えば、  
・訪問相談のための自動車  
・事務用機材（パソコン、ファクシミリ、事務机等）  
が考えられる。

<障害福祉課相談支援係>

**Q25 相談支援体制整備特別支援事業におけるピアサポート強化学業の具体的な助成対象経費は何か。**

A25 地域交流や自己啓発などの社会参加に資する事業を実施するために必要な器具等の購入費。  
具体的な器具としては、例えば  
・パソコン教室を行うためのパソコン、机、いす、ホワイトボード等  
・音楽教室やバンド活動を行うための楽器、アンプ等  
・スポーツ（教室）を行うためのボール等のスポーツ用品（個人を対象としたウェアや運動靴等は除く。）  
・陶芸（教室）を行うための電気窯や電動ろくろ等  
が考えられる。  
なお、今回の助成は、事業の立ち上げ等に当たり一時的に必要な器具の購入等を支援するものであり、講師の旅費・謝金等の事業を運営するための経費は対象外であるので留意すること。

<障害福祉課相談支援係>

**Q26 相談支援体制整備特別支援事業における事業の立ち上げ支援について、現在、使用している器具の更新は助成対象となるか。**

A26 今回の助成は、事業の立ち上げ等に当たり一時的に必要な機材の購入等を支援するものと考えている。ただし、参加者のニーズに応じて新たな内容を加えたり、器具を更新しないと活動が継続できない場合等については助成対象として差し支えない。

＜障害福祉課相談支援係＞

**Q27 障害者自立支援法施行円滑化事務等特別支援事業と18年度事業である「障害者保健福祉推進事業等」中の事務費補助である「障害者自立支援法施行円滑化事務等」との関係如何。**

A27 18年度事業である「障害者自立支援法施行円滑化事務等」（以下「18年度事業」という。）と今回の特別対策事業である「障害者自立支援法施行円滑化事務等特別支援事業」（以下「特別支援事業」という。）とは、ともに障害者自立支援法（以下「法」という。）の施行に伴う一時的な経費を対象した助成事業であり、18年度は次に記載する対象経費の区分により各々の事業から助成し、19・20年度は特別支援事業により助成を行う。

《国庫補助割合は、18年度事業は1／2、特別支援事業は10／10》

- ・18年度事業・・・法の10月施行に係る経費など、18年度当初から既に着手又は執行している一時的な経費。
- ・特別支援事業・・・18年度分のうち特別対策の実施に伴う広報啓発やシステム改修費等の一時的な経費

なお、特別支援事業の対象となる経費のうち18年度執行分については、19・20年度の特別支援事業の対象とはできないことから、都道府県においては、管内市町村の執行見込み等を勘案して、必要に応じて18年度補正予算において補助事業費を計上するよう配慮願いたい。

＜企画課自治体支援担当＞

**Q28 障害者自立支援法施行円滑化事務等特別支援事業で19年10月稼働の国保連合会の支払システムに接続するシステムの開発・改修等を19年度に行った場合は、特別対策事業の対象となるのか。**

A28 19年度に開発・改修等する場合は、19年度の障害者自立支援法施行円滑化事務等特別支援事業の対象となる。

なお、18年度において既に開発・改修等に着手し、18年度中に完了する場合は、原則として18年度事業の対象となる。

<企画課自治体支援担当>

**Q29 障害者自立支援法施行円滑化事務等特別支援事業において特別対策の実施に伴い、一時的な経費だけでなく、受給者証の再発行など多額の運用経費が必要となる。**

**これら事業の実施に伴う運用経費については対象とならないのか。**

A29 特別対策がなければ、事務処理の必要がなかったと認められるものについては、特別対策に伴う一時的な経費として、障害者自立支援法施行円滑化事務等特別支援事業の対象としても差し支えない。(前倒しとなるだけの事務は対象とならないこと。)

<企画課自治体支援担当>

**Q30** その他法施行に伴い緊急に必要な事業における事業者コスト対策については、具体的にどのようなものを助成の対象として想定しているのか。

A30 事業者コスト対策については、今回の障害者自立支援法の施行に伴って、各事業者において著しく増加しているコストを助成することを考えているところである。

すなわち、助成すべきコストについては、その発生要因が主に18年度中の、しかも法の施行に伴うものに限定される必要があるところである。具体的には、個々の事業者によって若干の違いがあることは想定されるが、法施行後の報酬等の請求などに関連するものとして、以下のような経費が考えられる。

- ① 会計処理のためのシステムの改良に要する経費
- ② 会計処理のためのシステムの購入費
- ③ 会計等の事務処理のための非常勤職員の経費

なお、そもそも本特別対策が、移行初期段階で事業者へ支援することで円滑な新体系への移行を推進するものであることから、主として18年度を対象としているが、新体系への移行に伴う経費の支払いが19年度に及ぶものについても対象として良いものと考えている。

また、18年度の社会経済情勢の変化に伴うコストの増加については、18年10月の法施行に伴うコストの増加の一部として助成する経費に含めることも可能としているところであるが、これらのうち著しいコストの増加に繋がるものとしては、原油価格の高騰に伴う冬期の暖房に必要な燃料の購入費の増加が考えられるところである。

いずれにせよ、社会経済情勢の変化に伴うコストの増加として助成できる経費は、極めて他動的な要因によるものであり、かつその影響による経費の増加を抑制することができないという特殊性があるなど、その対象経費は限定的に取り扱うべきものとする。

<障害福祉課居住支援係>



## 〇〇（都道府）県障害者自立支援対策臨時特例基金条例（参考例）

## （設置の目的）

第一条 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）に基づく制度の円滑な運用を図るため、〇〇（都道府）県障害者自立支援対策臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。

## （基金の額）

第二条 基金の額は、〇〇（都道府）県が交付を受ける障害者自立支援対策臨時特例交付金の額とする。（注）

（注） その他以下のような案も考えられる。

案1 基金の額は、△△円とする。

案2 基金の額は、予算で定める額とする。

案3 基金の額は、予算で定める額の範囲内で都道府県知事が定める額とする。

## （管理）

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

## （運用益の処理）

第四条 基金の運用から生ずる利益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

## （繰替運用）

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

## （処分）

第六条 基金は、〇〇（都道府）県又は市町村が事業者に対する激変緩和措置のための事業、新法への移行等のための緊急的な経過措置のための事業その他の法の円滑な運用を図るために実施する緊急的な事業のための財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

## （委任）

第七条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

## 附 則

## （施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

## （この条例の失効）

2 この条例は、平成二十一年三月三十一日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を予算に計上し、国庫に納付するものとする。

障害者自立支援法特別対策スケジュール（12月～3月まで）

事項		12月			1月				2月				3月					4月			
		2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	5	1	2	3	
		10~16	17~23	24~30	31~6	7~13	14~20	21~27	28~3	4~10	11~17	18~24	25~3	4~10	11~17	18~24	25~31	1~7	8~14	15~21	
利用者負担	工賃控除(18年度分)			課長会議												差額計算等				償還開始	
	上限4分の1 工賃控除(4月以降)					周知・書類提出依頼			軽減申請期間 (必要書類等利用者が提出)					利用者負担額決定 不足書類等再提出依頼						受給者証記載 変更・発出	
基金	条例					条例案作成 予算案作成	議案提出 (議会)							議会		基金条例成立					
	運営要領							申請分協議申請 (~22日)													
金	交付要綱								配分額審査												
	市町村の計画																				
個別内容	激変緩和加算 送迎加算																				
その他																					

\* 自治体事務 は自治体事務を、国等の動き・事務 は国等の動き・事務を示す。

その

障害保健福祉関係主管課長会議

H18. 12. 26

資料 1 2

他

# 入所施設における入院・外泊時の対応について

(平成19年4月から実施)

## 1. 入院・外泊時加算の算定期間の延長

- 1月に6日を限度 ⇒ 1月に8日を限度

## 2. 入院・外泊時加算における算定期間の延長（長期入院した場合）

- 原則、入院した日が属する月のみ ⇒ 入院した日が属する月を含めて3カ月間

# ケアホームにおける重度障害者への支援について

## 1. 経過的ケアホームの経過措置期限の延長

- 平成20年3月末まで ⇒ 平成21年3月末まで（1年間の延長）

## 2. 個人単位でのホームヘルプサービスの利用（平成19年4月から実施）

- 対象者・・・区分4以上、かつ、行動援護又は重度訪問介護対象者

※1 ただし、経過的ケアホームに準じた取扱いとする。

※2 具体的内容については、検討中であり、別途お示しする予定。

※ ケアホームにおける重度障害者について、3年後の見直しに向け、支援の在り方を検討

## 施設入所に関する経過措置の取り扱いについて

- 障害者自立支援法が施行され、施設事業体系が大きく転換される中で、従来施設に入所していた者については、経過措置により引き続き5年間の入所が認められているものの、経過措置終了後の処遇について不安があることが指摘されている。
- この点については、国会等でも議論となったが、先の臨時国会において厚生労働大臣答弁（別添）で明らかにしたとおり、「施設から追い出されることがあってはならない」と考える。
- 以上のような観点に立ち、この経過措置を定める障害者自立支援法施行規則については、法の見直しが法附則に規定されていること等も踏まえ、所要の手続きを経て、3年以内のできるだけ早い時期に必要な改正を行うこととし、また、この方針を周知することにより、関係者の無用な不安の払拭に努める。

# ○平成18年12月6日衆議院厚生労働委員会

## 柳澤厚生労働大臣の答弁（抄）

○柳澤国務大臣 自立支援法におきましては、できる限り住みなれた地域において生活を継続していただく観点から、自立訓練事業や就労移行支援事業を創設いたしました。これらの事業に積極的に取り組むことによって障害者の方々が地域移行を円滑に進めていく、こういうことが重要であると考えております。

他方、既存の施設入所者の方につきましては、これまでの生活が激変することがないように、障害程度区分にかかわらず、五年間は現に入所されている施設を引き続き利用できるとの経過措置を講じているところでございます。

今後、新体系サービスの実施状況や障害程度区分の判定状況等を踏まえまして、法附則の規定にある三年後の見直しに向けまして、まず早急に検討に着手していく、このことをまず考えておりますが、いずれにせよ、御指摘のとおり、既存の施設入所者が追いつき出されて行き場がないなどというようなことは決してないよう適切に対処してまいりたい、このように考えております。



事務連絡  
平成18年12月26日

各 都道府県 障害福祉関係主管課担当者 様

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部企画課地域生活支援室

### 地域生活支援事業に関するQ & Aの送付について

平素より障害福祉行政の推進につきましてご尽力いただき感謝申し上げます。

本年10月から、障害者自立支援法が全面施行されたところですが、いわゆる小規模作業所への支援等に関する地域生活支援事業における取扱いについては、別添のとおりいたしましたので、宜しくお取りはからい願います。

また、別添の内容については、速やかに管内市町村に周知していただくとともに、その対応状況については都道府県においても実態の把握に努めていただきますようお願いいたします。

#### 連絡先

地域生活支援室 地域生活支援事業係

担当：内野、奥貫、佐々木、赤川

代表：03-5253-1111(内線：3074 3075)

直通：03-3595-2097

FAX：03-3503-1237

(別添)

## 地域生活支援事業 Q & A

問1 実利用人員5人以上10人未満の小規模作業所が地域活動支援センターへの移行計画を作成した場合、18年度に限り地域生活支援事業の国庫補助の対象とされているが、新体系への移行を図るためには相当の時間がかかることが予想される。このような小規模作業所に対する経過的な措置を延長すべきではないか。

(答)

小規模作業所が、実利用人員等の体制整備を図り、地域活動支援センターへの円滑な移行を図れるようにするため、18年度限りとしていた地域生活支援事業の国庫補助対象については、8月24日にお示しした移行計画の作成、市町村障害福祉計画に盛り込む等の要件を満たした場合に、平成23年度末(施行後5年間)まで認めることとする。

ただし、障害者自立支援対策臨時特例交付金において「小規模作業所緊急支援事業」を盛り込んでいるところであり、その助成を受ける小規模作業所は、当該事業の対象としない。

なお、特例交付金による事業や当該事業によって、地域活動支援センターや個別給付への移行が進まないということになることは適当ではなく、法定事業への移行が促進されるよう十分な配慮をお願いする。

### 【平成18年8月24日全国主管課長会議におけるQ & A】

問 実利用定員5人以上10人未満の小規模作業所が、地域活動支援センターへの移行計画を策定した場合に、国庫補助の対象となるとされていたが、どのような取扱いとなるのか。

(答)

実利用人員が5人以上10人未満の小規模作業所が、地域活動支援センターへの移行計画(実利用人員の増加等地域活動支援センターの要件を満たすための移行計画)を作成し、市町村障害福祉計画に盛り込んだ場合に、平成18年度に限り、地域生活支援事業の1事業として実施して差し支えない。なお、当該事業は、市町村地域生活支援事業の「その他事業」の「(11)社会参加推進事業」の「(力)その他社会参加促進事業」として取り扱われたい。

問2 地域生活支援事業に係る利用料を利用者に求めるにあたり、どのような点に配慮する必要があるか。

(答)

地域活動支援センターやコミュニケーション支援事業等に係る利用料を求めるにあたっては、従来の利用者負担の状況や個別給付における負担状況等を踏まえ、低所得者のサービス利用に支障が生じないよう特段の配慮をお願いする。

# 「住宅入居等支援事業(居住サポート事業)」と 「あんしん賃貸支援事業」の連携について

## 1 趣 旨

障害者自立支援法が目指す地域生活移行の推進を実現するためには居住の場を確保することが重要であり、賃貸住宅への入居を促進する観点から、地域生活支援事業に「住宅入居等支援事業(居住サポート事業)」を創設したところである。

また、今般、国土交通省においては、高齢者、障害者、子育て世帯及び外国人の民間賃貸住宅への円滑入居を図るために「あんしん賃貸支援事業」(概要は下記のとおり)を実施するところである。

事業の実施に当たっては、各自治体及び地域における福祉部門と住宅部門の連携が不可欠。

## 2 あんしん賃貸支援事業について

### (1) 事業概要

① 民間賃貸住宅において、高齢者・障害者・外国人・子育て世帯(以下、「高齢者等」という。)が入居制限を受けている現状を踏まえ、高齢者等を受け入れることとしている民間賃貸住宅(以下、「あんしん賃貸住宅」という。)の登録制度を設けて、その情報提供を行う。

② 賃貸人と入居希望者双方の不安解消を図るために、市町村、社会福祉法人、関係団体等が連携して居住支援を行う。

### (2) 実施状況等

① あんしん賃貸支援事業実施要領(別添のとおり)

平成18年10月16日施行、国土交通省住宅局住宅総合整備課

② 平成18年度の実施予定団体は全国で8自治体であり、今後、準備が整った自治体から順次事業が実施される予定である。

③ 国土交通省では、1月上旬に開催される全国会議で本事業の実施等について説明する予定である。

### 3 「住宅入居等支援事業」と「あんしん賃貸支援事業」の関係

#### (1) 連携のあり方

実施のイメージは別添「住宅入居等支援事業とあんしん賃貸支援事業の連携」のとおりであり、

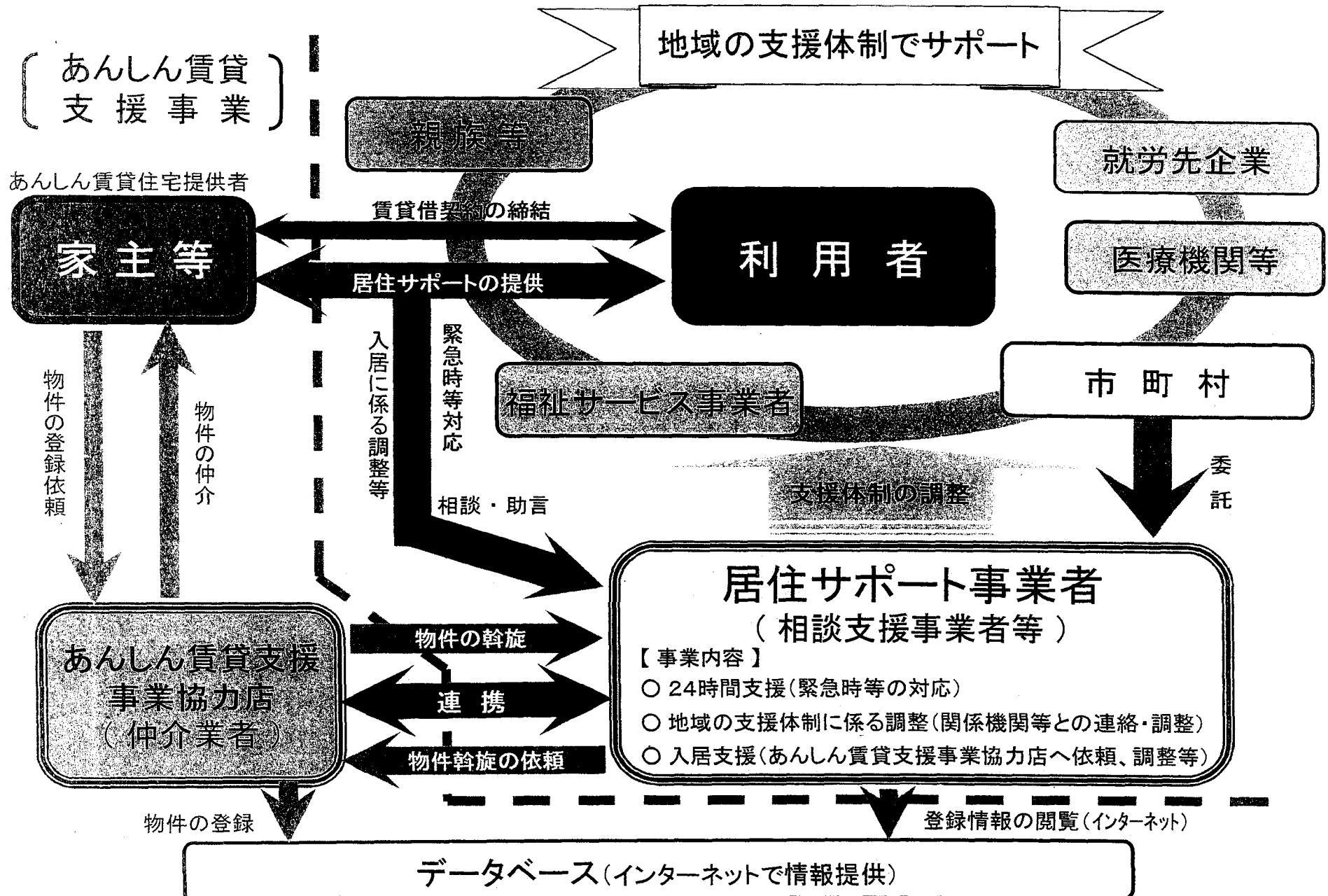
- ① あんしん賃貸住宅の登録及び情報の提供等については、あんしん賃貸支援事業の事業協力店（仲介業者。以下「協力店」という。）が行う。【住宅部門が担当】
- ② 障害者の居住支援（緊急時等の対応、地域の支援体制に係る調整等）については、居住サポート事業者（相談支援事業者等）が行う。【福祉部門が担当】
- ③ 入居時の支援（入居に係る調整、契約時の立ち会いその他相談・助言等）は、必要に応じて協力店と居住サポート事業者が連携して行う。【連携】

#### ◎ 支援・連携の流れ（例）

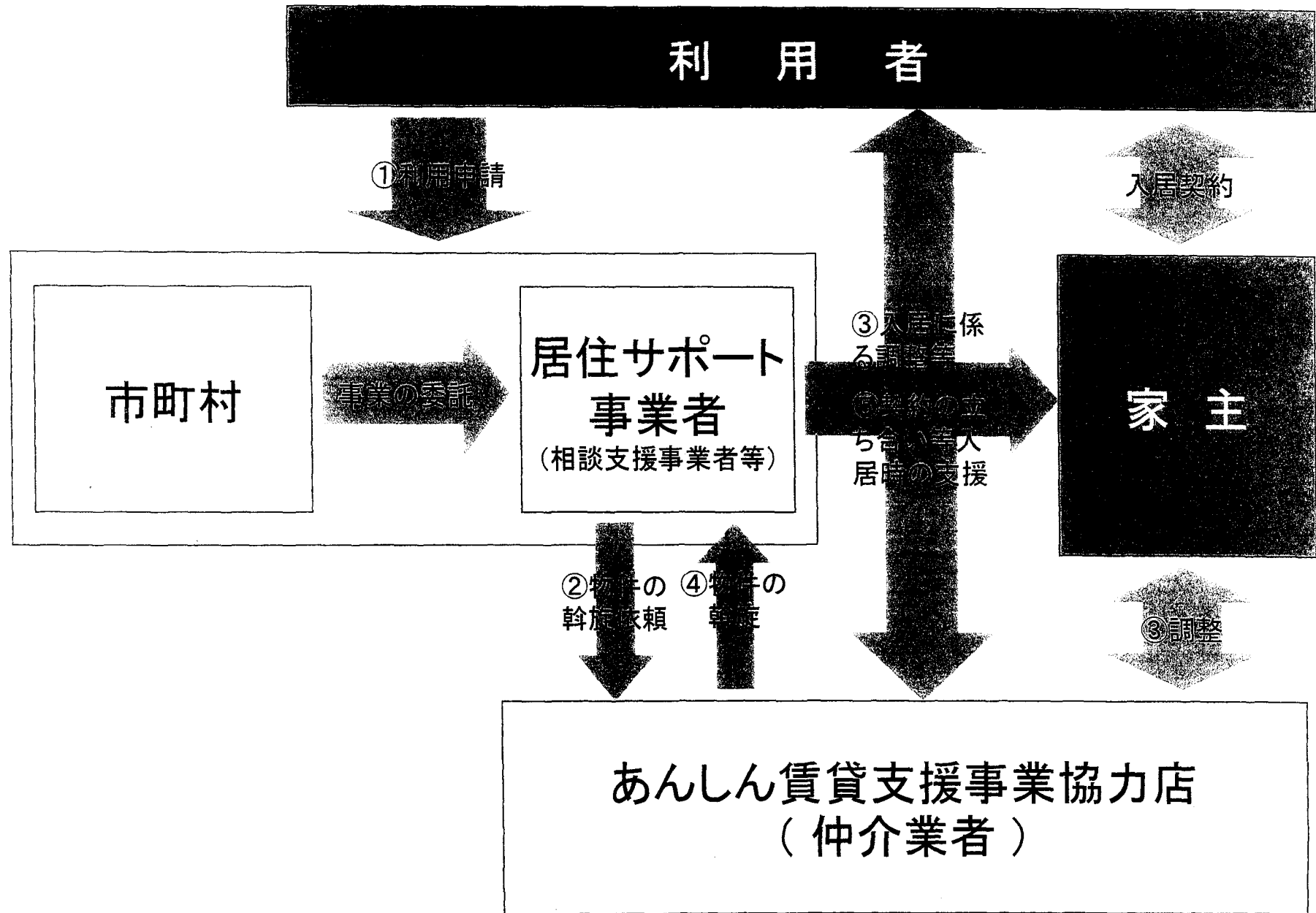
- ① 利用希望者は居住サポート事業者に相談、利用申請
- ② 居住サポート事業者は、あんしん賃貸住宅の登録情報を確認するとともに、利用希望者のニーズに適合する物件がない等の場合は、協力店に物件斡旋の依頼をする。
- ③ 協力店は、依頼に応じて物件を探すことになるが、例えば、利用希望者のニーズに適合する物件（あんしん賃貸住宅として登録されていない）がある場合は、居住サポート事業者と連携して当該物件の賃貸人への説明等を行い、円滑な入居が図れるよう調整に努める。
- ④ 家主の了解が得られた場合は、居住サポート事業者を通じて物件を斡旋する。
- ⑤ 契約手続きに際して、居住サポート事業者は、協力店と連携し、契約内容等を利用者に分かり易く説明したり、契約手続きに立ち合うなどの入居の円滑化のための支援を行う。
- ⑥ 居住サポート事業者は、入居後において、利用者及び賃貸人からの相談支援、緊急時における対応、関係者等によるサポート体制の調整等の支援を行う。その際、必要に応じて協力店に協力を求めることとする。

※別添「協力店に対する物件の斡旋依頼及び家主との調整」を参照。

# 居住サポート事業とあんしん賃貸支援事業の連携



# 協力店に対する物件のあっせん依頼及び家主との調整



## あんしん賃貸支援事業実施要領

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 あんしん賃貸支援事業（以下「本事業」という。）は、民間賃貸住宅の市場において、高齢者世帯、障害者世帯、外国人世帯及び子育て世帯（以下「高齢者等」という。）並びに賃貸人の双方の不安を解消するためのしぐみを構築して民間賃貸住宅市場の環境整備を図り、高齢者等の円滑入居と安定した賃貸借関係の構築を支援することを目的とする。

#### (事業の内容)

第2条 前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項に係る登録制度を設け、あんしん賃貸住宅（高齢者等を受け入れることとしている民間賃貸住宅。）の賃貸人及び入居希望者双方に対して、実施主体（国、地方公共団体、あんしん賃貸住宅協力店（本事業に賛同し、あんしん賃貸住宅の登録の促進や当該住宅に係る仲介業務を行う事業者。以下「協力店」という。）、あんしん賃貸支援団体（本事業の趣旨に賛同し事業対象者に対して居住支援を行う民間の団体。以下「支援団体」という。）及び関係法人等。）が連携して居住支援を行うとともに、登録情報の提供等を行う。

- 一 高齢者世帯（単身の高齢者または高齢者がいる世帯）
- 二 障害者世帯（単身の障害者または障害者がいる世帯）
- 三 外国人世帯（単身の外国人または外国人がいる世帯）
- 四 子育て世帯（次のア～イのいずれかに該当するもの。）
  - ア 小さい子どもがいる世帯
  - イ 一人親世帯

- 2 あんしん賃貸住宅で受け入れることとする高齢者等は、前項各号に掲げるものであって、家賃等を適正に支払い、地域社会の中で自立した日常生活を営むことができる者（居住支援を受けることによって自立することが可能となる者を含む。）が入居若しくは同居する場合の者（以下「事業対象者」という。）に限る。
- 3 あんしん賃貸住宅には、高齢者等以外の者が入居することを妨げない。

#### （国土交通省の役割）

第4条 国土交通省は、事業対象者の円滑入居と安定した賃貸借関係の構築を支援するため、関係省庁と連携して、本事業の円滑な実施に必要な、基本的な制度設計及び連携体制の構築等の基盤整備を行うとともに、地方公共団体等に対する本事業への参加促進を図り、また本事業の各実施主体（実施主体になろうとする者を含む）に対し、関連する諸施策等について情報の提供を行うこととする。

#### （都道府県の役割）

第5条 都道府県は、事業対象者の円滑入居と安定した賃貸借関係の構築を支援するため、あんしん賃貸住宅、協力店及び支援団体の登録の事務を行うとともに、各種登録情報の管理及び本事業に係る各種情報の提供を行うほか、



するため、本事業に係る各種情報の提供を行うほか、不動産業関係事業者団体（（財）日本賃貸住宅管理協会、（社）全国宅地建物取引業協会及び（社）全日本不動産協会並びに（社）不動産流通経営協会。以下「関係四団体」という。）の支部等（以下「団体支部等」という。）、協力店及び支援団体並びに行政による住宅施策及び福祉施策等の連携を図り、本事業の推進を図っていくこととする。

（高齢者住宅財団）

第7条 （財）高齢者住宅財団（以下「高住財」という。）は、本事業における各種登録情報及び周辺情報等を収集してデータベース（以下「あんしんDB」という。）化を図るとともにホームページ（以下「あんしんHP」という。）を整備して情報を公開し、本事業の円滑な実施を支援することとする。

2 高住財は、国土交通大臣が高齢者居住支援センターに指定した機関として、あんしん賃貸住宅（高齢者円滑入居賃貸住宅を含む）の賃貸人からの要請に基づき、あんしん賃貸住宅に入居する高齢者世帯及び障害者世帯のうち高住財が別に定める規程に合致する者の家賃に係る債務を保証することができる。

（ハウジングアンドコミュニティ財団）

第8条 （財）ハウジングアンドコミュニティ財団（以下「H&C財団」という。）は、支援団体に対する助成等を通じて、支援団体に対する助言や住宅行政に関する研修等の実施を行い、地域における支援体制の構築を支援するとともに、各種支援に係る情報の収集及び提供を行うこととする。

（関係事業者団体）

第9条 関係四団体は、次の各号に掲げる事項のために必要な活動を行う。

- 一 団体支部等に対する本事業の趣旨の周知及び協力の呼びかけ
- 二 協力店に対する研修等の実施
- 三 会員企業等が行っている事業対象者への支援活動等に係る情報の収集及び提供

2 関係四団体は、前項の活動を円滑に行うため、あんしん賃貸住宅推進協議会（以下「事業者協議会」という。）を設置する。

（高齢者円滑入居賃貸住宅の指定登録機関の活用）

第10条 高齢者円滑入居賃貸住宅の登録等の実施に関する事務の全部又は一部を指定登録機関に行わせている都道府県（第5条第2項の規定により都道府県と読み替えられる市区町村を除く。）は、当該指定登録機関を、以下に掲げる事項に係る事務の全部又は一部（以下「代行事務」という。）を行わせる機関（以下「代行機関」という。）とすることができる。

- 一 あんしん賃貸住宅の登録
  - 二 協力店の登録
  - 三 支援団体の登録
  - 四 その他都道府県と代行機関が定める事務
- 2 指定登録機関以外の団体を代行機関とすることはできない。
- 3 都道府県は、代行機関に事務を行わせるときは、代行機関の名称及び住所並びに代行事務の範囲を公表することとする。
- 4 都道府県が第1項の規定により代行事務を代行機関に行わせる場合は、以下の規定の該当する部分において、都道府県を代行機関と読み替えることとする。

第2章 あんしん賃貸住宅の登録

（登録の申請）

第11条 あんしん賃貸住宅の登録を行おうとする賃貸人（賃貸人になろうとする者を含む。以下この章において同じ。）は、当該賃貸住宅を構成する建築物ごとに、別記様式1のあんしん賃貸住宅登録申請書（以下「住宅申請書」という。）を都道府県に提出することとする。

2 前項の申請を受けた都道府県は、次条の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を、あんしん賃貸住宅登録簿に登録しなければならない。

- 一 賃貸人の氏名又は名称及び住所
- 二 賃貸住宅の名称、位置、構造・階数及び建設年月
- 三 賃貸住宅の規模、戸数その他の概要
- 四 賃貸住宅の構造又は設備
- 六 入居開始時期（賃貸住宅の用に供する前の物件に限る）

七 受け入れることとしている高齢者等の類型

八 連絡先

九 登録年月日及び登録番号

3 都道府県は、登録した旨を、住宅申請書に記載された協力店に速やかに通知することとする。

(登録の拒否)

第12条 都道府県は、登録の申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるときには、その登録を拒否しなければならない。

一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者

二 第15条第2項の規定により登録を取り消され、その取り消しの日から起算して1年を経過しない者

三 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前二号のいずれかに該当するもの

四 法人であって、その役員のうち第一号又は第二号のいずれかに該当する者があるもの

2 都道府県は、前項の規定により登録の拒否をしたときは、その旨を、申請者及び住宅申請書に記載された協力店に、速やかに通知することとする。

(変更の登録)

第13条 あんしん賃貸住宅の賃貸人は、当該賃貸住宅の登録内容に変更が生じたときは、遅滞なく、都道府県に変更登録の申請を行うとともに、当該物件に係る協力店に変更内容を通知することとする。

2 前項の規定による変更登録の申請は、変更した事項に係る部分を記載した住宅申請書を都道府県に提出することによって行うこととする。

3 第11条第2項の規定は、前2項による申請があった場合に準用する。

(あんしん賃貸住宅の賃貸人)

第14条 あんしん賃貸住宅の賃貸人は、自らが受け入れることとして登録した類型の高齢者等が当該住宅に入居を希望し、当該高齢者等が事業対象者であるときは、事業対象者であることを理由に入居を拒み、又は賃料や住宅の使用方法等の賃貸の条件を著しく不当なものとしてはならない。

2 賃貸人は、必要に応じて、直接若しくは協力店を通じて地方公共団体又

は支援団体等の意見を聞くことができる。

3 賃貸人は、入居を希望する高齢者等が地方公共団体又は支援団体等の意見により事業対象者として適当でないとき、直接若しくは協力店を通じて、当該高齢者等に対し、地方公共団体への相談を勧めることができる。

(登録の取消し)

第15条 都道府県は、あんしん賃貸住宅の賃貸人が第12条第1項第1号、第3号及び第4号のいずれかに該当するに至ったときは、その登録を取り消さなければならない。

2 都道府県は、あんしん賃貸住宅の賃貸人が、次の各号のいずれかに該当するときは、あんしん賃貸住宅の登録を取り消すこととする。

一 第14条の規定に違反したとき

二 あんしん賃貸住宅の登録の内容に虚偽の事実があり、故意又は重過失が認められるとき

3 都道府県は、あんしん賃貸住宅の登録の内容に虚偽の事実があったとき(前項第2号に該当する場合を除く)若しくは第13条の規定による変更登録がなされなかったときは、賃貸人の訂正の意志がないことを確認したうえで、当該あんしん賃貸住宅の登録を取り消すことができる。

4 第12条第2項の規定は、都道府県が前3項の規定による取消しをした場合に準用する。

(登録の消除)

第16条 都道府県は、次の各号のいずれかに該当するときは、あんしん賃貸住宅の登録を消除しなければならない。

一 あんしん賃貸住宅の賃貸人から登録消除の申請があったとき

二 前条の規定により登録が取り消されたとき

2 前項第1号の登録消除の申請は、賃貸人が都道府県に別記様式4の登録事項消除申請書(以下「消除申請書」という。)を提出することによって行うこととする。

3 賃貸人は、登録消除の申請を行ったときは、直ちに当該物件に係る協力店に通知することとする。

(高齢者円滑入居賃貸住宅との関係)

- 第17条 高齢者円滑入居賃貸住宅を、高齢者世帯の入居を受け入れることとしているあんしん賃貸住宅と見なし、本事業の支援の対象とする。
- 第11条から第16条の規定については、高齢者円滑入居賃貸住宅の場合には適用しない。
  - 高齢者を受け入れることとしている賃貸住宅の登録は、すべて高齢者円滑入居賃貸住宅の手続きによって登録を行うこととする。

### 第3章 あんしん賃貸住宅協力店

(団体支部等)

- 第18条 都道府県単位で構成されている団体支部等は、都道府県の依頼を受け、協力店の登録申請をとりまとめて都道府県に提出するとともに、協力店登録の勧誘及び地域における支援体制の構築において都道府県と連携し、事業対象者の円滑入居と居住の安定の確保に協力することとする。
- 単独若しくは複数の市区町村単位で構成されている団体支部等は、協力店登録の勧誘及び地域における支援体制の構築において市区町村と連携し、事業対象者の円滑入居と居住の安定の確保に協力することとする。
  - 前2項に規定する事項を円滑に実施するため、団体支部等及び都道府県もしくは市区町村は、必要に応じて、協力店の登録の手続きの詳細について協定を締結することとする。
  - 団体支部等及び都道府県もしくは市区町村は、協力店の登録の手続きについて本実施要領によらない旨及びその内容を定めた協定を締結することができる。

(協力店の登録)

- 第19条 協力店として本事業に参加しようとする者(第26条の規定により申請する者を除く。第3項を除く本条において同じ。)は、別記様式2のあんしん賃貸住宅協力店登録申請書(以下この章において「協力店申請書」という。)を都道府県単位で構成されている団体支部等を経由して、店舗ごとに、都道府県に提出することとする。
- 団体支部等は、協力店申請書の内容に虚偽の記載等があると認められ、又は申請者が次の各号のいずれかに該当することを確認した場合を除き、

遅滞なく当該申請書を都道府県に提出することとする。

- 一 宅地建物取引業法の免許を取得していないこと
  - 二 宅地建物取引業法に基づく免許取消し処分を受けていること
  - 三 宅地建物取引業法に基づく業務停止処分を受けており、当該業務停止の期間に申請を行っていること
- 3 申請を受けた都道府県は、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を、あんしん賃貸住宅協力店登録簿に登録しなければならない。
- 一 協力店の名称及び住所
  - 二 協力店の宅地建物取引業免許番号
  - 三 協力店が所属する団体支部等の名称
  - 四 登録年月日及び登録番号
- 4 都道府県は、登録した旨を、協力店申請書を経由した団体支部等を通じて、申請者に速やかに通知することとする。
- 5 協力店申請書を経由する団体支部等は、都道府県に対し、当該協力店申請書の内容について補足的な意見を述べるができる。

(登録の拒否)

- 第20条 都道府県は、登録の申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるときには、その登録を拒否しなければならない。
- 一 前条第2項各号のいずれかに該当する者
  - 二 第24条第2項の規定により登録を取り消され、その取り消しの日から起算して1年を経過しない者
  - 三 その他、都道府県又は市区町村が別に基準を定めたときは、その基準に合致しない者
- 2 都道府県は、前項の規定により登録の拒否をしたときは、その旨を、申請者及び申請書を経由した団体支部等を通じて、申請者に速やかに通知することとする。

(変更の登録)

- 第21条 協力店は、登録内容に変更が生じたときは、遅滞なく、都道府県に変更登録の申請を行うこととする。
- 前項の規定による変更登録の申請は、変更した事項に係る部分を記載し

た協力店申請書を、団体支部等を通じて都道府県に提出することによって行うこととする。

3 第19条第3項及び第4項の規定は、前2項による申請があった場合に準用する。

#### (協力店の役割)

第22条 協力店は、媒介契約を締結した賃貸住宅の賃貸人に対して事業の趣旨等への理解を求め、あんしん賃貸住宅の登録促進に努めるとともに、あんしん賃貸住宅の賃貸人に対して事業対象者の円滑な入居に関する助言を行うこと等により、すべての事業対象者の入居の円滑化に努めることとする。

#### (協力店の業務)

第23条 協力店は、事業対象者から媒介の依頼を受けたときは、事業対象者であることを理由に媒介を拒否し、又は媒介の条件等を著しく不当なものとしてはならない。

2 協力店は、事業対象者となりうる高齢者等から媒介の依頼を受けたときは、必要に応じて地方公共団体又は支援団体等の意見を聞き、又は支援団体等の同伴を当該高齢者等に求めることができる。

3 協力店は、事業対象者が賃貸住宅への入居を求めるときは、円滑な入居に関する助言等を行うとともに、あんしん賃貸住宅への入居の斡旋等を行い、必要に応じて支援団体と連携して、事業対象者が当該賃貸住宅に円滑に入居できるよう努めることとする。

県からの登録の取り消しの通知及び第13条第1項の規定による賃貸人からの変更の通知を受けたときは、直ちに当該通知に係る情報をあんしんDBに入力することとする。

7 協力店は、前項の規定によるあんしん賃貸住宅の情報の入力において、虚偽の事実を入力してはならない。

(登録の取消し)

第24条 都道府県は、協力店が第20条第1項第1号及び第3号に該当するに至ったときは、その登録を取り消さなければならない。

2 都道府県は、協力店が次の各号のいずれかに該当するときは、協力店の登録を取り消すこととする。

一 前条第1項若しくは第7項又は第41条第2項の規定に違反したとき

二 協力店の登録の内容に虚偽の事実があり、故意又は重過失が認められるとき

3 都道府県は、登録された協力店の登録内容に虚偽の事実があったとき(前項第2号に該当する場合を除く)若しくは第21条の規定に基づく変更登録がなされなかったときは、協力店に訂正の意志がないことを確認したうえで、協力店の登録を取り消すことができる。

4 第20条第2項の規定は、都道府県が前3項の規定による取消しをした場合に準用する。

(登録の消除)

第25条 都道府県は、次の各号のいずれかに該当するときは、協力店の登録を消除しなければならない。

一 協力店から登録消除の申請があったとき

二 前条第1項若しくは第2項又は第3項の規定により登録が取り消されたとき

2 前項第1号の登録消除の申請は、協力店が、団体支部等を経由して都道

らかじめ、申請者（一の事業者の複数の店舗が登録の申請を行おうとする場合には、それらの店舗を代表できる本社若しくは支社。以下「代表店舗」という。）が本事業に賛同し協力する旨の誓約を都道府県に対して行い、又は協定を都道府県と締結したうえで、申請者が都道府県に協力店申請書を、店舗ごとに提出することによって行うこととする。

- 2 前項の規定により登録された協力店が変更登録若しくは登録の消除の申請を行う場合には、直接（代表店舗がある場合には代表店舗を通じて）、都道府県に申請し、また登録、変更登録及び登録の取消しの通知は、都道府県が協力店に直接（代表店舗がある場合には代表店舗を通じて）行うこととする。

（高齢者円滑入居賃貸住宅との関係）

第27条 高齢者円滑入居賃貸住宅の媒介を行う事業者（以下「高円賃連絡先事業者」という。）が協力店の登録の申請を行う場合には、高円賃連絡先事業者となっている旨を、申請書の備考欄に記載することとする。

- 2 都道府県及び団体支部等は、高円賃連絡先事業者に対し、協力店の登録を勧めることとする。

（協力店の表示）

第28条 協力店は、協力店であることが判別できるステッカーを、店舗の公衆の見やすい場所に掲示することとする。

- 2 前項の規定によるステッカーは、関係四団体が事業者協議会での合意に

- 3 市区町村及び支援団体は、支援協定において、支援しようとする事業対象者を明らかにするとともに、支援の内容を以下の各号に掲げる類型に分類したうえで明らかにすることとする。
  - 一 契約手続きの立会
  - 二 通訳派遣
  - 三 生活ルール・市場慣行等についての説明
  - 四 前三号に掲げる支援以外で、事業対象者の民間賃貸住宅への入居の円滑化のために行う支援
  - 五 入居後の電話相談
  - 六 トラブル等の際の対応
  - 七 状況観察・医療機関等との連絡等
  - 八 緊急時の対応
  - 九 前四号で掲げる支援以外で、事業対象者の民間賃貸住宅における居住の安定の確保のために行う支援
- 4 市区町村及び支援団体は、両者の合意により支援協定の解除もしくは内容の変更を行うことができる。
- 5 市区町村は、支援団体が支援協定の内容に違反して事業対象者又は賃貸人に対する支援を適切に行わないときは、支援協定を解除することとする。
- 6 市区町村は、支援団体との支援協定に変更が生じた場合もしくは支援協定を解除した場合（前項によるものを含む）には、遅滞なく都道府県にその旨を報告することとする。

（支援団体の登録）

- 第30条 支援団体として本事業に参加しようとする者は、市区町村と締結した支援協定の写しを添えて、別記様式3のあんしん賃貸支援団体登録申請書（以下「支援団体申請書」という。）を都道府県に提出することとする。
- 2 申請を受けた都道府県は、次条第1項の規定により登録を拒否する場合は、次に掲げる事項を、あんしん賃貸支援団体登録簿に登録しなければ

- 3 都道府県は、支援団体申請書の内容について、当該支援団体と協定を締結した市区町村の意見を聞くこととする。
- 4 都道府県は、登録した旨を申請者に速やかに通知することとする。

(登録の拒否)

- 第31条 都道府県は、登録の申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるときには、その登録を拒否しなければならない。
- 一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者
  - 二 第35条第2項の規定により登録を取り消され、その取り消しの日から起算して1年を経過しない者
  - 三 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前二号のいずれかに該当するもの
  - 四 法人であつて、その役員のうち第一号又は第二号のいずれかに該当する者があるもの
  - 五 支援団体で法人であるものが第35条第2項の規定により登録を取り消された場合において、その取消しの日に支援団体の役員等であつた者でその取消しの日から1年を経過しないもの
- 2 都道府県は、前項の規定により登録の拒否をしたときは、その旨を、申請者に速やかに通知することとする。

(変更の登録)

- 第32条 支援団体は、登録内容に変更が生じたときは、遅滞なく、都道府県に変更登録の申請を行うこととする。
- 2 前項の規定による変更登録の申請は、変更した事項に係る部分を記載した支援団体申請書を都道府県に提出することによって行うこととする。



第34条 支援団体は、あんしん賃貸住宅に入居する事業対象者及びあんしん賃貸住宅の賃貸人に対し、市区町村と締結した支援協定に基づいて支援を実施することとする。

2 支援団体は、事業対象者の需要に適合する民間賃貸住宅があんしん賃貸住宅として登録されていないときは、協力店と連携して当該賃貸住宅の賃貸人への説明等を行い当該事業対象者の入居の円滑化に協力することとし、当該賃貸住宅への入居が可能となったときは、当該賃貸住宅をあんしん賃貸住宅として登録するよう、協力店とともに当該賃貸人に勧めることとする。

3 支援団体は、民間賃貸住宅への入居を希望する高齢者等が事業対象者として適当であると直ちに判断できないときは、必要に応じて専門家の意見を聞き、若しくは専門家の同伴を当該高齢者等に求めることができることとする。そのうえで、事業対象者として適当でないときまたは、当該高齢者等に対し、地方公共団体への相談等を勧めることとする。

4 前項の規定は、協力店が第23条第2項の規定に基づき支援団体に意見を聞いたときに準用する。

(登録の取消し)

第35条 都道府県は、支援団体が第31条第1項第1号、第3号及び第4号のいずれかに該当するに至ったときは、その登録を取り消さなければならない。

2 都道府県は、市区町村が第29条第5項の規定により支援団体との支援協定を解除したとき、若しくは、支援団体の登録の内容に虚偽の事実があり、故意又は重過失が認められるときは、その登録を取り消すこととする。

3 都道府県は、支援団体の登録内容に虚偽の事実があったとき（前項の規定に該当するものを除く）若しくは第29条の規定に基づく変更登録がな

を削除しなければならない。

- 一 支援団体から登録削除の申請があったとき
  - 二 前条第1項若しくは第2項の規定により登録が取り消されたとき
- 2 前項第1号の登録削除の申請は、支援団体が都道府県に削除申請書を提出することによって行うこととする。

(支援団体への助成)

- 第37条 H&C財団は、支援団体に係るステッカーを作成し、市区町村を通じて支援団体に配布する。
- 2 H&C財団は、支援団体及び次条の規定による地域センター（本事業を効率的かつ効果的に推進するために、市区町村を最小単位として、地域における相談対応・情報提供等を総合的に支援する機関）に対し、本事業の推進に関して必要な額の一部又は全部を助成する。
- 3 前項の助成は、一団体あたり原則として3年間を限度とする。

(地域のサポート体制)

- 第38条 都道府県は、管内に1機関、当該都道府県を単位とする地域センターを指定することができる。
- 2 市区町村は、前項の規定により都道府県が指定した地域センター以外に、管内に1機関、当該市区町村を単位とする地域センターを指定することができる。
- 3 地域センターは、複数の都道府県若しくは市区町村の指定を受けることを妨げない。
- 4 地域センターは、地域における活動であって次の各号に掲げる事項を行うこととする。

(行政による支援サービス)

第39条 市区町村は、国及び地方公共団体(市区町村自らを含む)の住宅施策及び福祉施策等で、本事業と組み合わせること等により施策効果をもたらすと思われるものを掌握し、事業対象者の入居の円滑化及び居住の安定の確保のために活用することとする。

## 第5章 情報の提供

(あんしんDBとあんしんHP)

第40条 高住財は、あんしんDBに入力された情報のうち公開を要するものについてあんしんHPに掲載することとする。

2 高住財は、高齢者円滑入居賃貸住宅についての情報を、あんしんHPにおいても、高齢者を受け入れることとしているあんしん賃貸住宅の情報として公開することとする。

3 あんしんDB及びあんしんHPの管理は、高住財が行う。

(パスワードの付与)

第41条 高住財は、都道府県、市区町村及び協力店に対し、あんしんDBに直接入力するためのパスワードを付与することとする。

2 前項の規定によりパスワードを付与された者は、当該パスワードをみだりに他者に流布し、または悪用してはならない。

(協力店情報及び支援情報の入力)

第42条 都道府県は、あんしんDBに協力店及び支援団体等に関する登録、変更登録及び登録の削除に係る情報を入力することとする。

- 4 国等が実施する施策に係る情報について、その実施主体が個々に高住財と協議し、高住財が必要な情報を入力することとする。

(あんしん賃貸住宅情報)

- 第43条 都道府県は、あんしん賃貸住宅（高齢者円滑入居賃貸住宅を除く。）の登録に係る申請書の写しを高住財に送付することとする。
- 2 都道府県は、第16条第3項の規定による賃貸人からの登録消除の通知を受けたときは、直ちに当該通知に係る情報をあんしんDBに入力することとする。
  - 3 高齢者円滑入居賃貸住宅の情報は、都道府県（第5条第2項の規定により都道府県と読み替えられる市区町村を除く。以下本条において同じ。）又は都道府県の指定した登録機関が高齢者居住支援センター（高住財）の高齢者円滑入居賃貸住宅データベースに入力することとする。

(公開情報の活用)

- 第44条 本事業のすべての実施主体は、あんしんHPに掲載された情報を窓口に備え付ける等により、適宜提供することとする。

第6章 雑則

(秘密保持義務及び個人情報の保護)

- 第45条 本事業の全ての実施主体（その者が法人である場合にあつてはその役員。）及びその職員並びにこれらの者であつた者は、本事業の実施によって知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。
- 2 本事業の全ての実施主体は、本事業を実施するうえで、事業対象者の個人情報を用いる場合は当該事業対象者の同意を、事業対象者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(あんしん賃貸支援事業推進協議会)

- 第46条 国土交通省は、各実施主体の機動的な連携による本事業の円滑な実施を図るとともに、しくみの構築、改善等を図るため、各実施主体及び学識経験者からなる「あんしん賃貸支援事業推進協議会」（以下「全国協議会」

という。）を設置することとする。

- 2 国土交通省は、全国協議会の会議等において、必要に応じて構成メンバー以外の者から意見を聞くことができる。
- 3 全国協議会の庶務は、高住財が行う。

(事業の展開)

- 第47条 地方公共団体は、本事業の実施において、地域の実情若しくは当該地方公共団体における従来からの住宅施策との整合等を勘案して、特に重点的に取り組む事業対象者を設定し、又はあんしん賃貸住宅の登録要件について第3条本文の規定に特段の条件を設けるなどの運用を行うことを妨げない。
- 2 地方公共団体は、前項の運用を行う場合には、その旨及びその運用の効果を全国協議会に報告することとする。
  - 3 全国協議会は、前2項の規定に基づいて実施した運用については、年度ごとに他の実施主体との比較や施策効果の測定等を行い、翌年度以降の制度設計の参考にすることとする。

(実施要領の改正)

- 第48条 この実施要領の改正は、全国協議会の意見を聞いたうえで国土交通省が行うこととする。

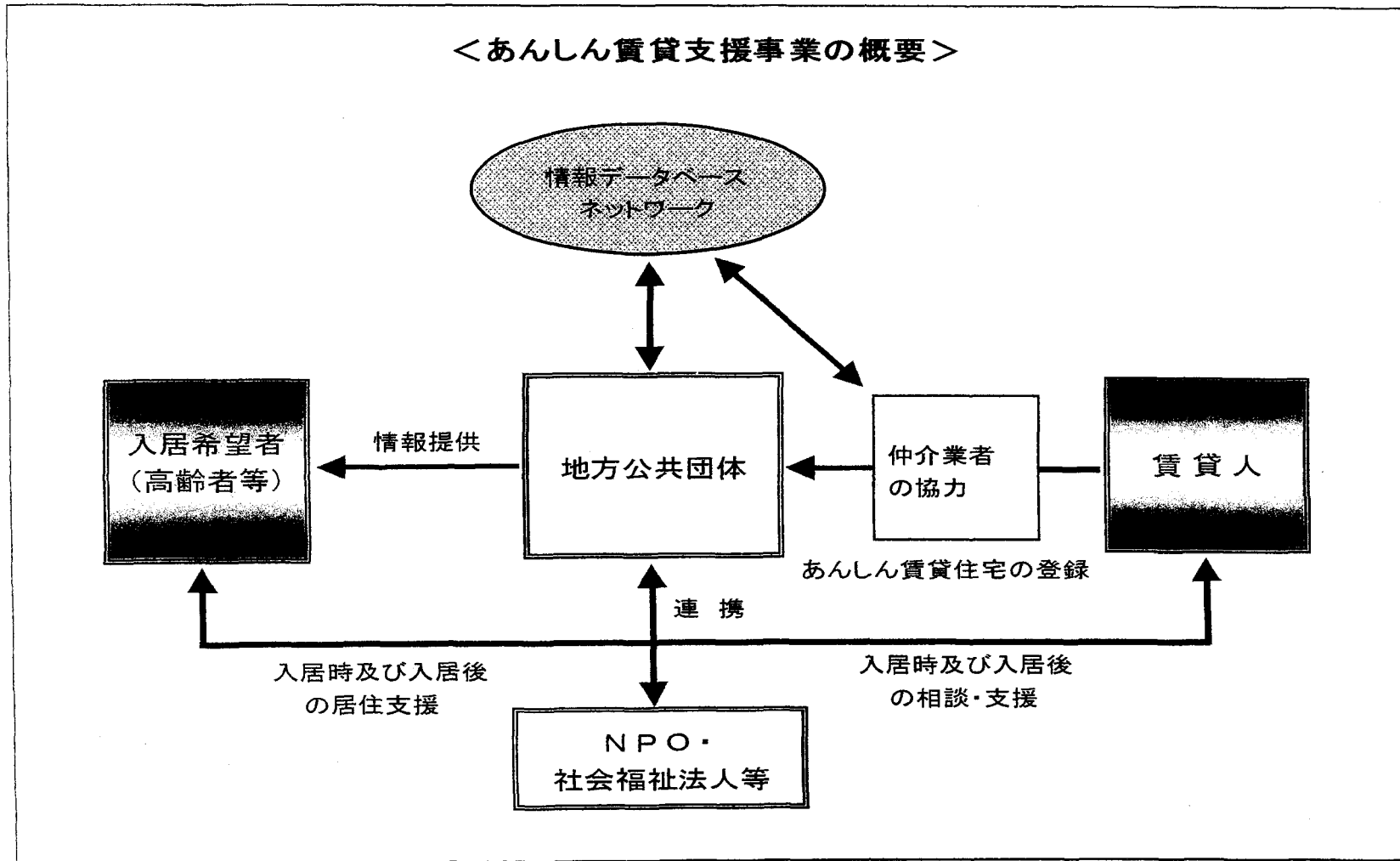
第7章 附則

(施行期日)

- 附則第1条 この実施要領は、平成18年10月16日に施行する。

## あんしん賃貸支援事業 ①

平成18年度に「あんしん賃貸支援事業」を創設。高齢者、障害者、外国人、子育て世帯等が入居可能な民間賃貸住宅を登録し、情報の提供や居住支援等を行うことにより、居住の安定を確保。



## あんしん賃貸支援事業 ②

### 事業の趣旨

地方公共団体、NPO・社会福祉法人、仲介事業者等が連携し、高齢者等が入居可能な民間賃貸住宅等の登録や居住に関する各種サポートを行うことにより、これらの者の入居の円滑化と安心できる賃貸借関係の構築を支援することを目的とするもの

### 事業の骨格

- ① (財)高齢者住宅財団において、仲介事業者等と連携し、高齢者等が入居可能な民間賃貸住宅等を登録する仕組みを新たに整備
- ② 高齢者等の入居の円滑化と安心できる賃貸借関係の構築を実現するため、NPO・社会福祉法人等と連携し、各種居住支援サービス(契約時の立会い、トラブルや退去時の調整、安否確認等)を実施

### 事業の進め方

- ① 平成18年度事業実施予定団体(10月26日現在)  
東京都、大阪府、宮城県、福岡県、川崎市、福岡市、北九州市、板橋区
- ② 今年度の実施状況を踏まえ、事業内容の改善を図りながら、来年度以降、毎年度事業対象箇所を拡げていく予定

### あんしん賃貸支援事業推進協議会の設置

実効性の高い制度の設計・運用を図るため、関係省庁、地方公共団体、社会福祉法人、関係団体、有識者を構成員とする協議会を設置(平成18年4月)

障害者自立支援法関係 Q & A

分類	質問の内容	回答
障害程度区分	<p>支給量の変更を伴わない障害程度区分の変更のみの申請については、法に規定されていないが、申出があった場合の取扱い如何。</p>	<p>支給量の変更を伴わない障害程度区分の変更のみの申請は、障害者自立支援法第24条に規定する支給決定の変更申請事由に当たらないため、障害者が心身の状況の変化等により障害程度区分の変更を求める旨の申し出を申請行為として認めることはできないが、市町村は、当該申出に基づいて具体的な状況等に関し聞き取り等を行った結果、あらためて障害程度区分の認定を行うことが相当と認められる場合には、職権により障害者自立支援法第21条第1項の規定に基づき障害程度区分の認定を行うことができる。</p>
就労支援	<p>① 新体系移行初年度における就労移行支援体制加算の取扱い如何。</p> <p>② 就労移行支援、就労継続支援事業と、ジョブコーチや各種助成金制度等との関係如何。</p> <p>③ 更生訓練費の取り扱いについて</p>	<p>① 就労移行支援事業及び就労継続支援事業へ移行する事業所において、移行する前年度における職場定着の実績が、就労移行支援体制加算の要件を満たしている場合は、移行初年度から当該加算の対象とすることが可能である。</p> <p>② 本件においては、現在労働担当部局と協議中であり、1月中を目途にお示しすることを予定している。なお、主な検討事項は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就労移行支援、就労継続支援とジョブコーチの活用範囲</li> <li>・ 就労移行支援、就労継続支援とトライアル雇用の活用範囲</li> <li>・ 就労継続支援A型事業における特定求職者雇用開発助成金の活用範囲</li> <li>・ 就労継続支援A型事業と雇用納付金制度に基づく報奨金、及び各種助成金の活用範囲</li> </ul> <p>③ 更生訓練費については、地域生活支援事業実施要綱（平成18年8月1日付け障発第0810112号「地域生活支援事業の実施について」）により、支給対象者を利用者負担の発生しない者又はこれに準ずる者とする一方、経過的な取扱として平成18年9月末日現在において受給している者については、利用者負担が発生している者においても、3年間は支給対象者とする旨規定しているところであるので、これらの規定に鑑み、よろしくお取り計らい願いたい。</p>

分類	質問の内容	回答
サービス利用計画作成費	地域生活移行した者の支給期間について	<p>施設等からの退所・退院に伴い、一定期間、集中的に支援が必要として計画作成対象障害者等と認められた者の支給期間については、障害者自立支援法施行規則第三十二条の三第四項第一号により6か月の範囲内とされているが、原則として一回更新できる（あらためて申請が必要）こととする。</p> <p>なお、当該計画作成対象障害者等が、単身等で自ら適切にサービス調整できない等の要件により計画作成対象障害者等と認められる場合は、あらたな申請に基づき、それを要件として対象者とすることも可能である。</p>
障害児関係	<p>6月26日の障害保健福祉主管課長会議において示されている「保護者の虐待等により、入所が必要であるにもかかわらず利用契約の締結が困難と認められる場合」の虐待『等』の部分について具体例を示されたい。</p>	<p>6月に示した三つの措置の条件は、保護者と契約を結ぶことができない（保護者が施設利用に同意しない）が、障害児施設に入所させなければならないケースを想定したものであり、各自治体において適切に判断されていると考えているが、下記の事例も虐待等の解釈として考えられるので、参考にされたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 親が養育を拒否（親に対する指導を児童相談所が行っても、改善されない場合を想定）している場合</li> <li>・ 親が障害を受容できず、健常児と同じ育児に固執し、児童に悪影響を与える場合</li> <li>・ 家庭環境の問題によって、児童を家庭から引き離さなければ、児童の成長に重大な影響を与えると判断された場合 等</li> </ul>



分類	質問の内容
その他	障害者自立支援法における入所調整の考え方について

## 回答

入所調整については、契約制度の下では利用者がサービスを選択することが基本であるが、支援費制度においては、入所希望者数が施設の定員を大きく上回る場合には、サービスの円滑かつ公平な利用のために、都道府県や市町村といった公的な主体による調整が適当であるという考えを示してきたところである。

一方、障害者自立支援法においては、相談支援事業の導入に伴い、市町村によるサービス利用のあっせん、調整に関する規定をはじめとする関係規定の整理をしたところ。ただし、公的な主体による入所調整を全く不要とする趣旨ではなく、法第2条第2項第1号及び同条第1項第1号に規定される都道府県や市町村の責務の一環として、地域の実情に応じて実施することを妨げるものではない。

したがって、都道府県及び市町村においては、障害者の円滑なサービス利用のために入所調整が必要と認められる場合には、都道府県自立支援協議会や地域自立支援協議会において協議し、これまで入所調整を担ってきた身体障害者更生相談所等が引き続き調整業務を担うことを含め、地域の実情に応じた方法で入所調整を行うことが考えられる。

なお、個別の調整に当たっては、利用希望者の意向を踏まえる必要があることは言うまでもない。

### 【参考】入所調整を行う場合の根拠となる規定

#### ○障害者自立支援法第2条第1項第1号（市町村の責務）

障害者が自ら選択した場所に居住し、又は障害者若しくは障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該市町村の区域における障害者等の生活の実態を把握した上で、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関と緊密な連携を図りつつ、必要な自立支援給付及び地域生活支援事業を総合的かつ計画的に行うこと

#### ○障害者自立支援法第2条第2項第1号（都道府県の責務）

障害者自立支援法関係Q & A

分類	質問の内容	回答
障害程度区分	<p>支給量の変更を伴わない障害程度区分の変更のみの申請については、法に規定されていないが、申出があった場合の取扱い如何。</p>	<p>支給量の変更を伴わない障害程度区分の変更のみの申請は、障害者自立支援法第24条に規定する支給決定の変更申請事由に当たらないため、障害者が心身の状況の変化等により障害程度区分の変更を求める旨の申し出を申請行為として認めることはできないが、市町村は、当該申出に基づいて具体的な状況等に関し聞き取り等を行った結果、あらためて障害程度区分の認定を行うことが相当と認められる場合には、職権により障害者自立支援法第21条第1項の規定に基づき障害程度区分の認定を行うことができる。</p>
就労支援	<p>① 新体系移行初年度における就労移行支援体制加算の取扱い如何。</p> <p>② 就労移行支援、就労継続支援事業と、ジョブコーチや各種助成金制度等との関係如何。</p> <p>③ 更生訓練費の取り扱いについて</p>	<p>① 就労移行支援事業及び就労継続支援事業へ移行する事業所において、移行する前年度における職場定着の実績が、就労移行支援体制加算の要件を満たしている場合は、移行初年度から当該加算の対象とすることが可能である。</p> <p>② 本件においては、現在労働担当部局と協議中であり、1月中を目途にお示しすることを予定している。なお、主な検討事項は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就労移行支援、就労継続支援とジョブコーチの活用範囲</li> <li>・ 就労移行支援、就労継続支援とトライアル雇用の活用範囲</li> <li>・ 就労継続支援A型事業における特定求職者雇用開発助成金の活用範囲</li> <li>・ 就労継続支援A型事業と雇用納付金制度に基づく報奨金、及び各種助成金の活用範囲</li> </ul> <p>③ 更生訓練費については、地域生活支援事業実施要綱（平成18年8月1日付け障発第0810112号「地域生活支援事業の実施について」）により、支給対象者を利用者負担の発生しない者又はこれに準ずる者とする一方、経過的な取扱として平成18年9月末日現在において受給している者については、利用者負担が発生している者においても、3年間は支給対象者とする旨規定しているところであるので、これらの規定に鑑み、よろしくお取り計らい願いたい。</p>

分類	質問の内容	回答
サービス利用計画作成費	地域生活移行した者の支給期間について	<p>施設等からの退所・退院に伴い、一定期間、集中的に支援が必要として計画作成対象障害者等と認められた者の支給期間については、障害者自立支援法施行規則第三十二条の三第四項第一号により6か月の範囲内とされているが、原則として一回更新できる（あらためて申請が必要）こととする。</p> <p>なお、当該計画作成対象障害者等が、単身等で自ら適切にサービス調整できない等の要件により計画作成対象障害者等と認められる場合は、あらたな申請に基づき、それを要件として対象者とすることも可能である。</p>
障害児関係	<p>6月26日の障害保健福祉主管課長会議において示されている「保護者の虐待等により、入所が必要であるにもかかわらず利用契約の締結が困難と認められる場合」の虐待『等』の部分について具体例を示されたい。</p>	<p>6月に示した三つの措置の条件は、保護者と契約を結ぶことができない（保護者が施設利用に同意しない）が、障害児施設に入所させなければならないケースを想定したものであり、各自治体において適切に判断されていると考えているが、下記の事例も虐待等の解釈として考えられるので、参考にされたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 親が養育を拒否（親に対する指導を児童相談所が行っても、改善されない場合を想定）している場合</li> <li>・ 親が障害を受容できず、健常児と同じ育児に固執し、児童に悪影響を与える場合</li> <li>・ 家庭環境の問題によって、児童を家庭から引き離さなければ、児童の成長に重大な影響を与えると判断された場合 等</li> </ul>

分類	質問の内容
その他	障害者自立支援法における入所調整の考え方について

## 回答

入所調整については、契約制度の下では利用者がサービスを選択することが基本であるが、支援費制度においては、入所希望者数が施設の定員を大きく上回る場合には、サービスの円滑かつ公平な利用のために、都道府県や市町村といった公的な主体による調整が適当であるという考えを示してきたところである。

一方、障害者自立支援法においては、相談支援事業の導入に伴い、市町村によるサービス利用のあっせん、調整に関する規定をはじめとする関係規定の整理をしたところ。ただし、公的な主体による入所調整を全く不要とする趣旨ではなく、法第2条第2項第1号及び同条第1項第1号に規定される都道府県や市町村の責務の一環として、地域の実情に応じて実施することを妨げるものではない。

したがって、都道府県及び市町村においては、障害者の円滑なサービス利用のために入所調整が必要と認められる場合には、都道府県自立支援協議会や地域自立支援協議会において協議し、これまで入所調整を担ってきた身体障害者更生相談所等が引き続き調整業務を担うことを含め、地域の実情に応じた方法で入所調整を行うことが考えられる。

なお、個別の調整に当たっては、利用希望者の意向を踏まえる必要があることは言うまでもない。

【参考】入所調整を行う場合の根拠となる規定

○障害者自立支援法第2条第1項第1号（市町村の責務）

障害者が自ら選択した場所に居住し、又は障害者若しくは障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該市町村の区域における障害者等の生活の実態を把握した上で、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関と緊密な連携を図りつつ、必要な自立支援給付及び地域生活支援事業を総合的かつ計画的に行うこと